

平成 20 事業年度に係る業務の実績に関する報告書

平成 2 1 年 6 月

国立大学法人
長 崎 大 学

目次

長崎大学

項 目	頁
大学の概要	1
全体的な状況	4
項目別の状況	6
I 業務運営・財務内容等の状況	
(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
①運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	6
②教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置	9
③教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置	10
④事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	14
※業務運営の改善及び効率化に関する特記事項	16
(2) 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	
①外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	19
②経費の抑制に関する目標を達成するための措置	22
③資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	23
※財務内容の改善に関する特記事項	25
(3) 自己点検・評価及び情報提供に関する目標を達成するための措置	
①評価の充実に関する目標を達成するための措置	27
②情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	29
※自己点検・評価及び情報提供に関する特記事項	31
(4) その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	
①施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置	33
②安全管理に関する目標を達成するための措置	35
※その他業務運営に関する特記事項	38
II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1) 教育に関する目標を達成するための措置	
①教育の成果に関する目標を達成するための措置	40
②教育内容等に関する目標を達成するための措置	47
③教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	57
④学生への支援に関する目標を達成するための措置	65
(2) 研究に関する目標を達成するための措置	
①研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	70
②研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置	74
(3) その他の目標を達成するための措置	
①社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置	79
②附属病院に関する目標を達成するための措置	85
③附属学校に関する目標を達成するための措置	91
※大学の教育研究等の質の向上に関する特記事項	93
III 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	97
IV 短期借入金の限度額	97
V 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画	98
VI 剰余金の使途	98
VII そ の 他	99
別表	102

○ 大学の概要

(1) 現況

- ① 大学名： 国立大学法人 長崎大学
- ② 所在地： 本部・文教キャンパス 長崎県長崎市
坂本キャンパス 長崎県長崎市
片淵キャンパス 長崎県長崎市
- ③ 役員の状況： 学長 齋藤 寛
(平成16年4月1日～平成18年10月10日)
(平成18年10月11日～平成20年10月10日)
片峰 茂
(平成20年10月11日～平成23年9月30日)
理事数 6名(うち非常勤1名)
監事数 2名(うち非常勤1名)
- ④ 学部等の構成：
(学部) 教育学部, 経済学部, 医学部, 歯学部, 薬学部, 工学部, 環境科学部, 水産学部
(研究科) 教育学研究科, 経済学研究科, 生産科学研究科, 医歯薬学総合研究科, 国際健康開発研究科
(附置研究所) 熱帯医学研究所※
※は、全国共同の機能を有する附置研究所を示す。
- ⑤ 学生数及び教職員数：
学生数 9,213名(252名)
(学部 7,712名(122名), 大学院 1,501名(130名))
教職員数 2,399名
(教員 1,022名, 職員 1,377名)

(2) 大学の基本的な目標等

長崎大学はこれまで、「長崎に根付く伝統的文化を継承しつつ、豊かな心を育み、地球の平和を支える科学を創造することによって、社会の調和的発展に貢献する」との理念に基づき高度の教育・研究活動を展開してきた。新世紀初頭の国立大学法人への移行を契機に、更なる教育・研究の高度化と個性化を図り、アジアを含む地域社会とともに歩みつつ、世界にとって不可欠な「知の情報発信拠点」であり続けることを宣言する。

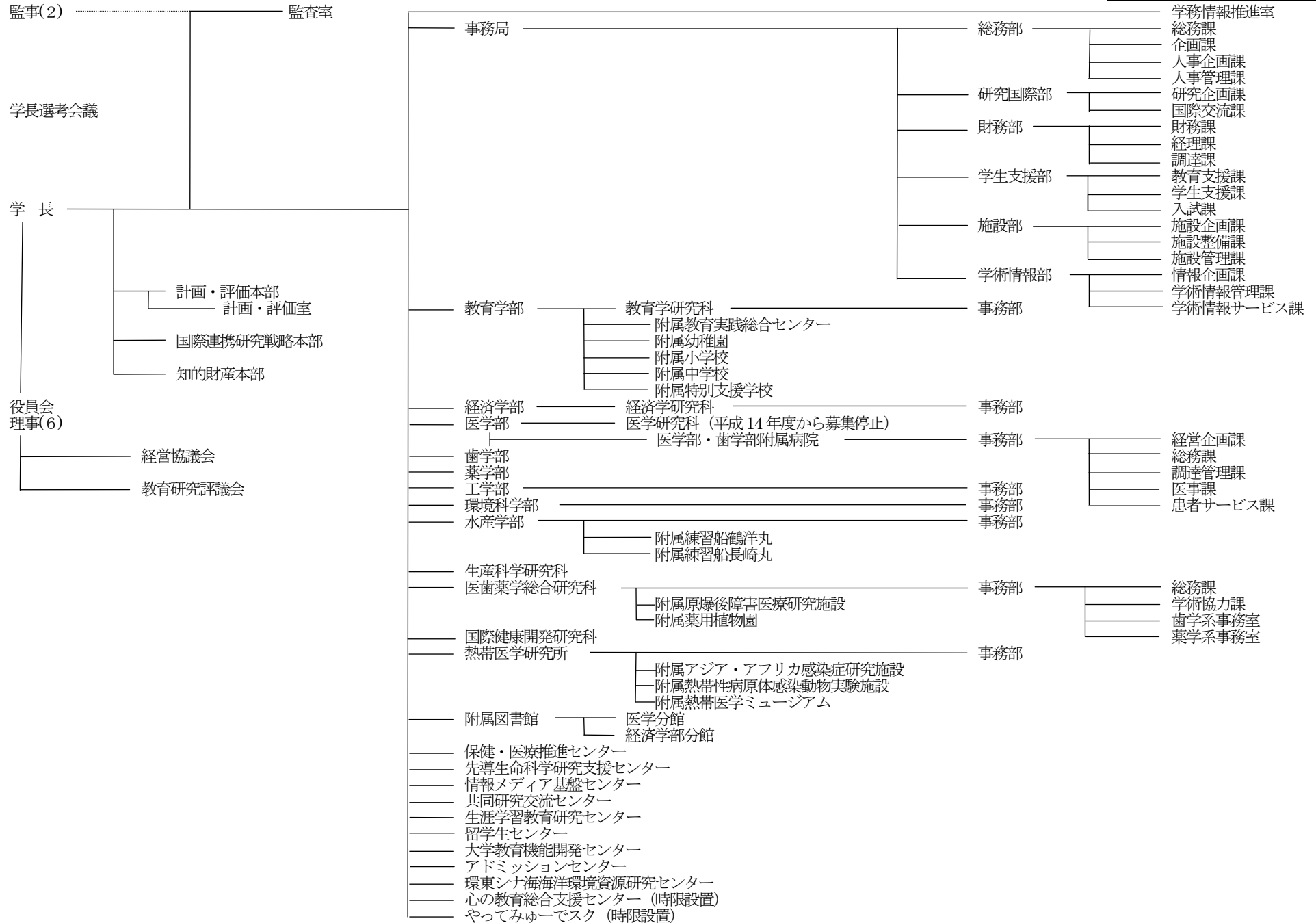
この理念の達成に向けた基本目標として、以下の5項目の最重点事項を掲げる。

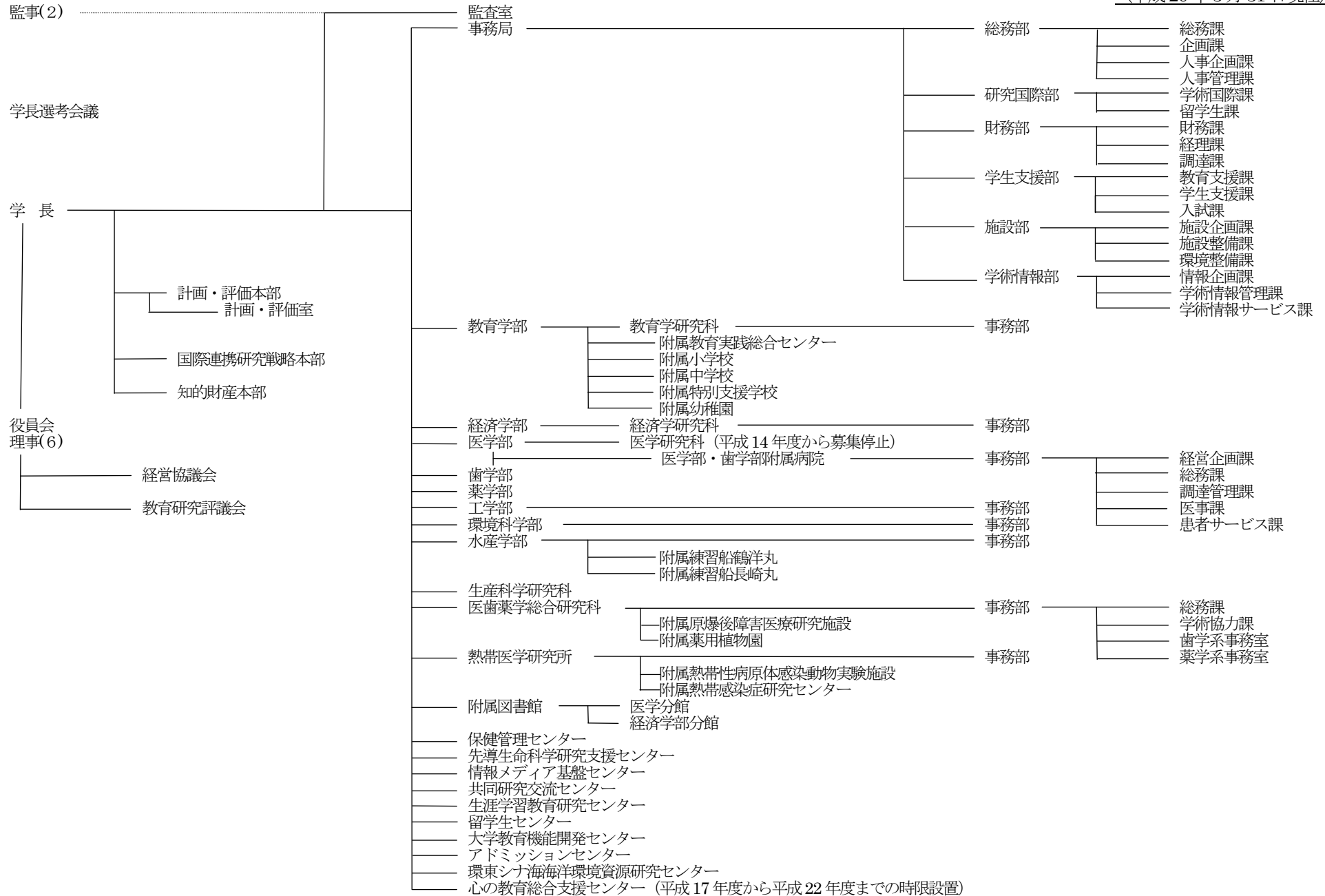
- ① 長崎大学は教育、研究の両面で世界のトップレベルを目指して、戦略的な教育研究企画を推進し、教育・研究の更なる高度化、個性化を図る。
- ② 「学生顧客主義」の標語の下、教養教育、学部専門教育、大学院教育の充実を図って最高水準の教育を提供するとともに、入学者選抜、課外活動、就職などを含む学生生活の全般にわたって支援体制を一段と強化する。
- ③ 大学で創造する知的財産の適正な管理を行い、知的財産と人的・物的資源を活用した地域連携、産学官連携、国際的連携を通して教育・研究成果の社会への還元を推進する。
- ④ 不断に外部評価も含めた点検・評価を行い、それを教育・研究の改善実施に直結できる体制を整備し、かつ、その情報公開に努める。
- ⑤ 教育研究組織、事務組織の見直しや情報の一元的な管理体制を構築することにより業務の高度化、効率化を図る。また、柔軟な管理運営、人事、財務システムを導入して大学法人の経営基盤を確立する。

(3) 大学の機構図

2頁：平成21年3月31日現在

3頁：平成20年3月31日現在





○ 全体的な状況

本学は、中期目標の前文で「国立大学法人への移行を契機に、更なる教育・研究の高度化と個性化を図り、アジアを含む地域社会とともに歩みつつ、世界にとって不可欠な『知の情報発信拠点』であり続ける」ことを宣言し、基本目標として、世界トップレベルの教育・研究の実現、学生生活全般にわたる支援体制の強化、社会への貢献を掲げた。さらに、「業務の高度化、効率化を図り、柔軟な管理運営、人事、財務システムを導入して大学法人の経営基盤を確立する。」との運営方針に基づいて中期計画を推進している。

平成20年10月の学長交代に際して、新学長は「学長就任にあたって」と題するメッセージ（ホームページ）において、国立大学法人長崎大学のビジョンとして**(1) 志と覇気にあふれた若者が集う大学、(2) 世界に突出する大学、および(3) 個性の際立つ地方総合大学**、の3つのキーセンテンスを提示し、本学の機動的・戦略的な大学運営・法人経営を更に推進する上で、平成21事業年度（最終年度）および次期中期目標・中期計画に向けて学長のリーダーシップを遺憾なく発揮している。平成20年度の主な成果は以下のとおりである。

I 新しい大学運営体制の導入と活用

法人経営については役員会の構成員である理事が学長の意志決定を支えることとなるが、本学の法人経営と大学運営の責任を明確にするため、学長交代を機に、従前の戦略企画会議を大学の運営本部的機能を有する「学長・副学長会議」に再編し、副学長の権限・責任の強化と増員を行い、大学の各種本部業務を副学長の下にライン化した。副学長は、担当業務に関する全学委員会の委員長や全学共同教育研究施設等の長として業務を統括する。

「学長室」を学長の諮問機関として位置づけ、諮問された大学の重要懸案ごとに外部有識者を含めたワーキンググループを設置し、客観的見地からの意見を踏まえた議論を展開し、見識ある調査・分析、企画・立案を行うこととした。平成20年度は医学部・歯学部附属病院の改革に関するワーキンググループ「大学病院改革検討委員会」を設置し、同ワーキンググループからの「医学部・歯学部附属病院を長崎大学病院とすること」、「病院長は学長が指名する理事が務めること」等の学長への最終答申（平成21年3月）を受けて、平成21年度からの実施を決定した。さらに、教養教育（全学教育）の見直し等に関するワーキンググループを設置し、検討を開始した。

II 長崎大学の特徴を活かした教育研究組織の編成と特色ある教育研究の推進

(1) 教育研究組織の編成

国際協力の現場、特に地球規模の健康課題に対処する分野で活躍できる高度な知識と技能を有する人材を育成するため独立研究科として国際健康開発研究科（修士課程）を設置した。本研究科を大学の戦略的観点から運営するため、研究科長は学長が

指名し、研究科の管理運営（教員組織、教員人事、予算等）については学長を議長とする「国際健康開発研究科運営評議会」が審議を行い、研究科に置く「教授会」は学術関係事項の審議のみを行うという、新たな運営体制を構築した。

情報文化教育課程を廃止し、学校教育教員養成課程の一課程に再編することにより、教育学部を教員養成学部の特化した。さらに、教育学研究科において、教職実践専攻（専門職学位課程）及び教科実践専攻（修士課程）を設置した。学生及び職員の健康を守り、予防に努めるとともに、保健・医療分野での医療教育、本学の地域連携及び地域貢献を県及び自治体と連携し、推進することを目的として保健管理センターを改組し、保健管理部門、カウンセリング部門、へき地病院再生支援部門及び離島・へき地医療教育研究部門の4部門を置く、保健・医療推進センターを設置した。

(2) 特色ある教育プログラムの推進

特色ある教育プログラムとして平成20年度に下記の3プログラムが採択された。

- ①「地域医療人育成プラットフォームの構築」【教育 GP】：平成16年度に特色GPに採択された「地域と連携した実践型医学教育プログラム」をさらに発展させ、6年一貫の地域医療教育体制を離島の保健・医療・福祉施設を中心に構築し、全教育課程を通して継続的に学ぶ「地域医療総合プログラム」を実施する。
- ②「新興金融市場分析の専門人育成プログラム」【大学院 GP】：中国・韓国の大学とのネットワークによる海外フィールド研究及び東京証券取引所でのインターンシップの実施、アジア市場の分析に焦点を当てたコース科目の実施等により、アジアを中心とする新興金融市場で活躍する高度専門職業人を育成する。
- ③「国際保健分野特化型の公衆衛生学修士コース」【大学院 GP】：国際基準を満たす国際保健学のカリキュラムの実施、開発途上国での短期フィールド研修と長期インターンシップの実施により、開発途上国の現場で活躍できる実践的な国際保健の問題解決能力を有する人材を養成する。

その他、健全な社会を支える技術者の育成【平成18年度採択：現代 GP】、PATプログラムによる地域共生力の育成【平成19年度採択：現代 GP】、学生が自ら育む人間関係力醸成プログラム【平成19年度採択：学生支援 GP】、がんプロフェッショナル養成プラン【平成19年度採択】を推進した。特に、平成18年度に採択された「現代『出島』発の国際人育成と長崎蘭学事始」【現代 GP】に基づき、ライデン大学と本学との学術交流・教育交流の促進のため、オランダ王国ライデン市に長崎大学在ライデン国際交流推進室を設置した。

(3) 長崎大学の個性を発揮するCOEおよび重点研究10課題と地域連携の推進

平成18年度に選定した重点研究10課題を推進するために、学長、理事及び外部評価委員等による中間評価を行い、3年間の進捗状況について検証し、各研究課題の今後の推進体制について見直しを行った。

平成20年度グローバルCOEプログラムに21世紀COEプログラムの成果を引き継いだ

「熱帯病・新興感染症の地球規模制御戦略」が採択された。ベトナムプロジェクト拠点では、拠点共同研究室のNIHE・ハイテクセンターへの移転を行い、共同研究室の機能を充実させた。また、平成19年度グローバルCOEプログラムに採択された「放射線健康リスク制御国際戦略拠点」では、ベラルーシ共和国に「チェルノブイリ分子疫学調査研究プロジェクト拠点」を設置するとともに、WHOとの連携事業の展開、複数の国際シンポジウムを開催するなど積極的な活動を行った。

長崎県内における治験産業の誘致・創出を目指して「長崎治験事業推進連携チーム」を産学で結成して「長崎県創薬・医工連携関連産業創出プロジェクト支援事業」に応募し、採択された。工学部からの提案「離島へき地の在宅介護力向上のための遠隔ケアシステムの開発」が総務省の平成20年度戦略的情報通信研究開発推進制度に採択された。

III 学長のリーダーシップによる戦略的な法人経営

1. 資源確保と効果的配分

人件費削減計画を計画通り実行し、学長管理教職員ポストを6増やし11とした。そのうち、教授1及び准教授2の学長管理教職員ポストを保健管理センターを改組した保健・医療推進センターに配置した。平成20年度の科学研究費補助金、共同研究、受託研究、その他の外部資金の獲得総額は前年度より167,458千円増の4,780,953千円であった。工学部においては、TDK株式会社からの寄附（5年間総額135,000千円）を受け「TDK寄附講座エネルギーエレクトロニクス学講座」を設置した。また、医歯薬学総合研究科に長崎県及び五島市からの寄附により設置している「離島・へき地医療学講座」については、平成21年度から5年間（総額200,000千円）の継続設置を決定した。知的財産本部は（株）長崎TLOと協働して、シーズ・ニーズ情報の共有化を図るとともに技術分野別に役割分担を進め、シーズ運用活動に重点を置いた結果、ライセンス契約数は17件、契約料は46,716千円に達した（平成19年度比3件増、37,738千円増）。施設の外部への貸出しを拡大するため、貸出可能施設の拡充、本学ホームページによる情報提供の充実、他機関のホームページへのリンク等を行った結果、大幅な増収（平成19年度比15,607千円増）となった。さらに、長崎大学就業情報管理システム、旅費業務の外部委託等による業務の見直し、効率化を行った。

大学として重点的に取り組むべき優れた研究テーマとして選定した重点研究10課題を推進するため、学長裁量経費（重点研究課題推進経費）の配分を増額（80,000千円 対前年度44,000千円増）し、研究支援員雇用、シンポジウム開催等の支援を行うとともに、間接経費（全学共通経費）を用いて共通的研究設備の整備・更新を優先的に行った。学長裁量経費の配分を大幅に増額（100,000千円 対前年度76,000千円増）し、国立科学博物館での企画展「熱帯感染症と『たたかう』長崎大学」の開催、国際シンポジウムの開催、下村脩名誉博士ノーベル化学賞受賞記念事業の実施等を積極的に支援した。

2. 男女共同参画の推進

男女共同参画の推進を図るため、新たに男女共同参画担当の副学長を配置し、人事委員会の審議事項に男女共同参画に関する事項を加えるとともに、同委員会に男女共同参画推進専門部会を設置した。地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム「女性医師の麻酔科復帰支援プロジェクト」【平成18年度採択：医療人GP】により附属病院に設置した「女性医師麻酔科復帰支援機構」において、休職後に復帰支援を必要とする女性麻酔科医及び麻酔科への転向を希望する他分野女性医師を全国公募により専修医として採用し、再教育プログラムにより復帰に向けての2年間の研修環境を提供した。

3. 危機管理への対応

「長崎大学における新型インフルエンザの予防及び対応に関する指針」を策定し、各部局、全構成員等への周知を徹底した。学生の海外留学、海外研修、国際ボランティア活動等の増加に伴う危機管理対策の一環として「海外緊急事故対策シミュレーション」を実施した。

IV 長崎大学が持つ知的資産の積極的発信

「長崎大学学術研究成果リポジトリ（NAOSITE）」の登録数の増加を図り、登録数は1万5千件以上となり、リポジトリの世界的総合ランキング Webometrics Ranking of World Repositories で世界第132位、国内第7位（平成21年1月）にランクされた。東京・上野公園の国立科学博物館において、企画展「熱帯感染症と『たたかう』長崎大学」を3月に開催し、9日間の開催期間中1万1千名以上の入場者があった。ノーベル化学賞を受賞した下村脩名誉博士の講演会「ノーベル賞受賞の原点—長崎大学」を大学生や長崎県内の高校生、中学生など700名を対象に本学中部講堂において開催した。附属図書館は、長崎大学医学部の前身である養生所の第2代教頭のアントニウス・ボードインが撮影・収集した古写真のアルバム「ボードイン・コレクション」などを電子化して「長崎学デジタルアーカイブス」を公開した。

V 総括と展望

平成20年度は、平成16～19年度の中期目標期間評価を受審し、「業務運営・財務内容等の状況」、「教育研究等の質の向上の状況」とも「良好である」との評価結果であった。さらに、学部・研究科等の現況分析では、教育、研究とも良好な評価結果を得ている。上記のように、平成20年度の年度計画も順調に達成された。中期目標期間の最終年度（平成21年度）は、平成16～19年度の中期目標期間評価結果で指摘された事項の改善に努め、年度計画の達成により中期目標の実現を図る。

項目別の状況

I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化
 ① 運営体制の改善に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ・学長のリーダーシップの下で、機動的な大学運営を遂行できる運営体制を構築する。 ・高度で個性的な教育研究を発展させるために、弾力的かつ柔軟な人材の配置と、資源の重点配分を推進する。
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
○全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策				
【1】 学長を中心に役員会、経営協議会、教育研究評議会が連携して、教育研究、産学官連携、地域連携、国際連携における重点的施策を明確化し、その実現のための経営戦略の立案を図る。	【1】 学長を中心に役員会、経営協議会及び教育研究評議会の連携のもと、戦略企画会議等を活用し、次期中期計画立案の準備を進める。	IV	学長のリーダーシップの更なる発揮のため、学長交代を機に戦略企画会議を学長・副学長会議に再編するとともに、学長を中心に同会議で次期中期計画の原案を作成し、経営協議会及び教育研究評議会の合同会議等における意見を踏まえ、次期中期計画策定の準備を進めた。	
○運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策				
【2】 学長を中心にした最終意思決定機関の役員会及び審議機関としての経営協議会と教育研究評議会の機能的・機動的な役割分担を確立し、さらに学内コンセンサスの確保のために、全学委員会の見直し、充実を図るとともに、部局間の連絡調整会議的な機能をもたせた組織の改善を図る。	【2】 本学の理念実現に向けた戦略的、機動的な大学運営を行うため、戦略企画会議、学長室等を更に活用する。	IV	学長交代を機に、各業務分野を統括させるべく副学長を増員するとともに、従前の戦略企画会議を運営本部的機能を有する「学長・副学長会議」に再編した。また、「学長室」を学長の諮問機関として位置づけ、10月末には外部有識者を含めた大学病院改革検討委員会を設置し、医学部・歯学部附属病院のあり方について議論を行い、平成21年3月に答申を行った。	
【3】 学長のリーダーシップ機能発揮のために、経営感覚に優れた人材の登用と財務システムの活用により経営・財政基盤を確立する。	【3】 引き続き平成19年度分のセグメント毎の収支データ、損益データを作成するとともに、中期計画期間中のデータを分析し、予算配分の基礎資料とする。また次期中期計画に向けて、学内予算配分方	III	平成19年度分のセグメント毎の収支データ等を作成し、過去4年間のデータ分析を行うことにより、平成21年度予算編成に対し、更なる教育研究経費の重点化を目指すために大学高度化推進経費（学長裁量経費）の増額を含め財務基礎の充実に取り組んだ。また、各種財務指標による分析結果や新たな運営費交付金の配分ルールを踏まえ、次期中期計画期間における学内予算配分方針の検討に着	

	針を検討していく。		手した。	
【4】 役員会を中心とした職能別の運営と学部等を中心とした教育研究分野別の運営との効果的な仕組みを確立する。	【4】 (平成 18 年度に実施済みのため、20 年度は年度計画なし)	—		
【5】 機能的な大学運営体制を構築するため、経営協議会と教育研究評議会の両方にまたがる重要事項を審議する機関として必要に応じて合同委員会を設置する。	【5】 次期中期計画については、経営協議会及び教育研究評議会の合同会議において外部委員等からの意見を求めつつ、具体案の検討を進める。	III	次期中期計画の策定に当たり、経営協議会及び教育研究評議会の合同会議を開催し、外部委員との意見交換を行った。	
○学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策				
【6】 副学部長の設置を含めた学部長等補佐体制の充実を図るとともに、教授会における審議事項の精選を進める。	【6】 (平成 19 年度に実施済みのため、20 年度は年度計画なし)	—		
○教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策				
【7】 教員と事務職員等の役割分担を明確にする一方、教員と事務職員等が共同で大学・学部運営の企画・立案等に参画し得るようにシステム作りを進める。	【7】 担当機能別に分化している広報体制を見直し、教員・事務職員の一体的な運営による戦略的な新広報体制を構築する。	III	担当機能別に分化している広報体制の見直しのため、広報担当副学長及び広報主幹を新設し、一般広報、入試広報及び就職広報等の広報体制の連携を進め、教員と事務職員が一体となって広報活動を企画立案する戦略的な新広報体制を構築した。	
○全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策				
【8】 適切な教育改善と育成すべき研究を推進するために、重点的資源配分を行う全学的体制作りを進める。	【8】 平成 18 年度に精選した重点研究 10 課題を推進するために、大学高度化推進経費及び科学研究費補助金等の競争的外部資金に附随する間接経費を活用する。	IV	重点研究 10 課題に対し、学長裁量経費（重点研究課題推進経費）80,000 千円による研究支援員雇用、国際シンポジウム開催等の支援を行ったほか、間接経費（全学共通経費）を用いて共通的研究設備の整備・更新を優先的に行った。また、学長、理事及び外部評価委員等による重点研究 10 課題の中間評価を行い、3 年間の進捗状況を検証するとともに、各研究課題の今後の推進体制の見直しを行った。	
【9】 学長のリーダーシップの下で大学運営を機動的・戦略的に進めるために一定の教員数を学長の下に確保する。	【9】 平成 19 年度に策定した人件費削減計画を着実に実行し、平成 20 年度は、学長管理教職員を新たに 6 名増やし、11 名とする。	III	人件費削減計画を計画通り実行し、学長管理教職員ポストを 6 増やし 11 とした。そのうち、教授 1 及び准教授 2 の学長管理教職員ポストを、保健管理センターを改組した保健・医療推進センターに配置した。	
○学外の有識者・専門家の登用にに関する具体的方策				
【10】 役員会、経営協議会、監事に起用する学外者について	【10】 経営協議会の学外委員の任期満了に伴う後任委員の人選にあたっては、引き	III	経営協議会の学外委員の任期満了に伴い、引き続き各界から多様な有識者を登用した。	

は、産業界、行政、学界、地域社会などから幅広く有識者や専門家を登用する。	続き地域社会等から産学官の有識者や専門家を登用する。			
【11】 大学全体や学部等の運営に学外からの意見を反映させる仕組みを検討する。	【11】 学外有識者を加えた運営委員会、外部評価委員会等を引き続き開催する。	IV	<p>学長室に設置する WG に学外有識者を委員として加え、本学の改革案策定に必要な助言等を受ける体制を整えた。さらに、「長崎大学アドバイザー要項」を制定し、学長が必要と認めた場合は、学外有識者をアドバイザーとして委嘱し、本学の業務について必要な助言等を受けることができる体制を整えた。</p> <p>また、水産学部では外部評価を実施するとともに、国際連携研究戦略本部、教育学部・教育学研究科、工学部、熱帯医学研究所、医学部・歯学部附属病院、共同研究交流センター及び環東シナ海海洋環境資源研究センターでは学外有識者を加えた運営委員会等を引き続き開催した。</p>	
○内部監査機能の充実に関する具体的方策				
【12】 内部監査機能の充実を図るために、監査部門を設置して定期的に業務監査等を実施する。	【12】 監査室による業務及び会計監査を引き続き臨時・定期的に行うが、本年度については新たに設けた不正防止計画推進室と連携を図り、競争的資金等の不正発生要因に応じた実効性のある内部監査を実施する。	III	<p>引き続き監査室による業務及び会計監査を臨時・定期的実施し、特に競争的資金等については、不正防止計画推進室が作成した「長崎大学研究費使用ハンドブック」に則った使用に重点を置き、目的外使用や他の経費との合算使用の有無の確認、給与・謝金に係る作業従事者への面談など実効性のある内部監査を実施した。</p>	
○国立大学法人間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策				
【13】 大学運営の効率化を図るため、国立大学法人間の全国組織及び地域ブロックでの活動を通じて、自主的な連携・協力体制を整備充実する。	【13】 国立大学協会「九州地区国立大学間の連携に係る企画委員会」の委員長校として、大学間の連携事業のシンポジウム、防災ネットワーク構築等の事業を計画、実施する。	III	<p>引き続き国立大学協会「九州地区国立大学間の連携に係る企画委員会」の委員長校として、大学間の連携事業の合同シンポジウム、合同入試説明会、防災ネットワーク構築及びリポジトリによる学術論文誌の発行を実施した。また、新たに教育の連携に関する事業について、検討を開始した。</p>	
			ウェイト小計	

I 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化

② 教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標	・教育研究の進展や社会的要請等に適切に対応し、教育研究の高度化を図る視点から大学院に重点をおいた大学を目指すとともに既存学部等の在り方について検討する。
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
○教育研究組織の構成・見直しのシステムに関する具体的方策				
【14】 教育研究組織の見直しについては、教育研究評議会・経営協議会等で検討し、役員会の議を経る。	【14】 (平成 19 年度に実施済みのため、20 年度は年度計画なし)	—		
○教育研究組織の見直しの方向性				
【15】 医歯薬学総合研究科、生産科学研究科、経済学研究科への再編に伴い、研究科の基礎となる学部の再編、統合について検討する。また、教育学部は、教員養成学部として特化する。	【15-1】 教育学部では情報文化教育課程を廃止し、学校教育教員養成課程の一課程に再編する。	Ⅲ	教育学部は、情報文化教育課程を廃止し、学校教育教員養成課程の一課程に再編したことにより、教員養成学部として特化した。	
	【15-2】 独立研究科「国際健康開発研究科（修士課程）」を設置する。	Ⅳ	独立研究科「国際健康開発研究科（修士課程）」を設置した。この保健医療分野の国際協力人材養成に特化した特色ある教育システムは、内外から高い評価を受け、平成 20 年度大学院教育改革推進プログラム（大学院 GP）に採択された。	
	【15-3】 教育学研究科を改組し、教職実践専攻（専門職学位課程）及び教科実践専攻（修士課程）を設置する。	Ⅲ	教育学研究科を改組し、教職実践専攻（専門職学位課程）及び教科実践専攻（修士課程）を設置した。	
	【15-4】 生産科学研究科の専攻の再編、博士前期・後期課程入学定員の見直し等について成案を得る。	Ⅲ	生産科学研究科改組 WG を設置して検討を行い、改組の考え方の大枠について学長に答申を行った。	
【16】 学内共同教育研究施設等は、組織の見直しを進めるとともに、その役割を見据え再編・統合を進める。	【16】 保健管理センター、へき地病院再生支援・教育機構及び離島・へき地医療学講座を統合して、新たに「保健・医療推進センター（仮称）」を設置する。更に、同センターにカウンセリング部門を新設する。	Ⅲ	保健管理センターを改組し、保健管理部門、カウンセリング部門、へき地病院再生支援部門及び離島・へき地医療教育研究部門を置く「保健・医療推進センター」を設置した。	
			ウェイト小計	

I 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化

③ 教職員の人事の適正化に関する目標

中 期 目 標	<ul style="list-style-type: none"> 人事評価システムの整備，活用を図るとともに柔軟で多様な人事制度の構築に努める。また，人事の流動性の向上に努めるとともに適切な人員管理を図る。 「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ，人件費削減の取組を行う。
------------------	--

中期計画	年度計画	進捗 状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウエイト
○人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策				
【17】 教員，事務系職員の個人評価を確実に実行する。特に教員については，平成 9－18 年の個人評価結果を踏まえて，平成 20 年を目的に，評価方法を改定し，評価システムを充実させる。	【17-1】 教員については，業績評価をより適切に行うため，引き続き，評価方法を検討し，着実な人事評価を進める。	Ⅲ	教員の人事評価については，平成 19 年度に確立した基準に基づき実施した人事評価結果を検証し，平成 20 年度の人事評価を実施した。	
	【17-2】 事務系職員については，第 3 次試行結果を踏まえ，国家公務員の新たな人事評価制度の手法も参考にしつつ検討を加え，評価システムを確立させる。	Ⅲ	事務系職員については，第 3 次試行（平成 20 年 1 月～5 月実施）の結果を基に，人事評価基準作成プロジェクトチームにおいて検討を行い，平成 21 年 3 月に評価システムの成案を得た。	
【18】 大学への貢献に応じたインセンティブの内容を検討するとともに，優れた業績をインセンティブに反映させるシステムを整備・充実させる。	【18-1】 教員については，平成 19 年度に確立した基準に基づき，インセンティブ付与を着実に実行する。	Ⅲ	長崎大学における教員の人事評価に関する指針により定められた各部局等の実施基準に基づいた評価を昇給及び勤勉手当に反映し，インセンティブの付与を着実に実行した。	
	【18-2】 事務系職員については，これまでに実施した第 1 次から第 3 次までの人事評価システムの試行の結果を踏まえたインセンティブ付与基準の検討を更に進める。	Ⅲ	評価システムの成案が得られたことに伴い，評価結果をインセンティブへ反映するための基準等の整備に向けて検討を行った。	
○柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策				
【19】 柔軟な人事制度を検討する組織を整備する。	【19】 (平成 19 年度に実施済みのため，20 年度は年度計画なし)	—		
【20】 外部資金等を活用した教職員の採用も含めて多様な採用形態について検討するとともに，社会貢献活動を容易にするために人事制度，変形労働時間制等を検討し，柔軟な	【20】 有期雇用職員への年俸制について検証し，適用者の拡大を図る。	Ⅲ	平成 21 年度の年俸改定のために行った評価を踏まえ，年俸制の効果，問題点の洗い出しのため，年俸制適用者及び評価者（部局長）に対し，アンケート調査を行った。 また，本学の重点研究課題である「感染症創薬研究推進拠点形成」及び医学部・歯学部附属病院の「治験拠点病院活性化事業」を推進するため，医学部に創薬科学分野を開設し，当該分野を担当する教授に年俸制を適用した。	

人事制度を構築する。				
○任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策				
【21】 任期制をとる組織では、再任の条件・期間について引き続き検討する。他の組織においては任期付き教員の採用・任期制の導入の必要性とそのため条件の検討を行い、可能な組織等から導入する。	【21】 引き続き任期制の教員の増加を図る。	Ⅲ	新たにアドミッションセンター及び国際連携研究戦略本部の専任教員に任期制を導入した。また、医歯薬学総合研究科、医学部・歯学部附属病院、熱帯医学研究所及び先端生命科学支援センターにおいて、各部署等が定めた基準に基づき、再任評価を実施した。	
【22】 民間、公私立大学、他の国立大学法人等からの多様な人材を採用するために公募制による教員選考を積極的に推進するとともに、人事交流を容易にする人事制度を整備する。	【22】 引き続き公募による教員選考を推進する。	Ⅲ	平成 20 年度教員採用（講師以上）63 名のうち 32 名を公募により採用した。また、テニュア・トラック事業に従事する助教については、国際公募を実施し、新たに 3 名を採用した。	
○外国人・女性等の教職員採用の促進に関する具体的方策				
【23】 職種に応じて広く世界から優れた人材の採用を容易にする環境を整えるとともに、プロジェクト型職員採用の柔軟化を進める。	【23】 (平成 18 年度に実施済みのため、20 年度は年度計画なし)	—	引き続き広く世界から優れた人材を求め、グローバル COE プログラムにおいて、新たに 1 名の外国人を採用した。	
【24】 就業規則等の整備を通じて、女性の働きやすい環境を整備する。	【24-1】 出産、育児、介護等のため第一線から離脱せざるを得なかった医師及び歯科医師が、容易に医療現場へ復帰できるための環境を整備する。	Ⅲ	平成 19 年度から導入の「長崎大学医学部・歯学部附属病院復帰医取扱規程」に基づき、出産又は育児のために医療現場を離れた医師及び歯科医師に対する職場復帰に向けた支援・再教育を行う制度の実施にあたり、より多くの医師等が復帰できるよう、支援・再教育を受けることができる医師等の申請条件（子の養育状況、他病院等での勤務状況）等を整備した結果、2 名の医師を復帰医として採用した。	
	【24-2】 平成 19 年度に策定した「次世代育成支援対策に係る行動計画」を確実に実行する。	Ⅳ	次世代育成支援対策に係る行動計画に定めた短時間勤務制度として、育児休業制度を見直し、職員が育児部分休業を行うことができる場合の子供の年齢を 3 歳から小学校就学前までに拡大した。さらに、平成 21 年度中に坂本キャンパスに整備を予定している保育所において、週に 1 回、24 時間保育を実施することを決定した。 男女共同参画の推進を図るため、新たに男女共同参画担当の副学長を配置するとともに、人事委員会の審議事項に男女共同参画に関する事項を加えた。また、同委員会に男女共同参画推進専門部会を設置するとともに、今後取り組むべき男	

			女共同参画に関する事業等の策定を行った。	
【25】 障害者の採用に努めるとともに、バリアフリー等の働きやすい環境を整備する。	【25】 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に対応して、障害者の雇用を引き続き推進する。	Ⅲ	法定雇用率 2.1%を上回る 2.2%（平成 20 年 12 月 31 日現在）の障害者の雇用を維持した。 教育学部本館改修、経済学部便所改修工事において、多目的便所を設置するとともに、工学部本館、教育学部本館の屋外出入り口にスロープを設置した。また、事務局階段に手摺を設置するなどバリアフリー化を進めた。	
【26】	【26】 「高齢者等の雇用安定等に関する法律」に対応して、再雇用を実施する。	Ⅲ	平成 20 年度定年退職者のうち労使協定の基準を満たした 15 名を次年度に再雇用することを決定し、平成 21 年 4 月 1 日現在で延べ 44 名をシニアスタッフ等として雇用した。	
○事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策				
【27】 事務職員等の採用に当たっては、地区単位の統一試験の利用を原則としつつ、専門的知識を必要とする職種については、大学独自の選考基準で採用する制度を検討する。	【27】 統一試験及び選考による事務系職員の採用を引き続き実施する。	Ⅲ	平成 20 年度は統一試験合格者を 7 名採用するとともに、社会福祉士及び診療情報管理士の有資格者、診療報酬請求事務能力認定試験及び医療事務実務能力認定試験の合格者など 6 名を選考採用した。	
【28】 事務職員等の養成については、その職務に応じた研修制度の充実を図る。	【28】 事務系職員の人事評価システムの確立に伴い、新たに評価者研修を実施する。また階層別研修、職能別研修及び自己啓発研修等の学内研修を充実させる。更に九州地区国立大学法人等が輪番で実施する国立大学協会九州支部研修を当番大学として企画・実施する。	Ⅲ	事務系職員に対する評価システムの成案策定に伴い、評価者を対象とした研修を新たに実施し、評価能力の向上を図った。また、階層別、職能別、自己啓発に係る研修を引き続き実施するとともに、新たに若手職員による組織活性化セミナーを実施し、討議結果を踏まえ、事務組織活性化に関する提言書をまとめた。さらに、国立大学協会の支援を受けて、九州地区国立大学法人等テーマ別研修を企画・実施し、九州地区の各国立大学法人等から 330 名の参加があった。	
【29】 人事交流については、職員の資質向上を図るため、国立大学法人等と連携して計画的な人事交流制度を構築する。	【29】 (平成 18 年度に実施済みのため、20 年度は年度計画なし)	—		
○中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策				
【30】 教育研究の専門性や社会のニーズに対応して、中長期的な視野に立った適切な教職員の配置を進めるための仕組みを構築するとともに、適正な事務組織の再編を行い、全体的な人件費を適切に管理する。	【30-1】 平成 19 年度に策定した人件費削減計画を着実に実行し、平成 20 年度は、学長管理教職員を新たに 6 名増やし 11 名とする。なお、学長管理教職員は部局等において機動的・戦略的に運用する。	Ⅲ	人件費削減計画を計画通り実行し、学長管理教職員ポストを 6 増やし 11 とした。そのうち、教授 1 及び准教授 2 の学長管理教職員ポストを保健管理センターを改組した保健・医療推進センターに配置した。	
	【30-2】 テニュアトラック事業の推進を継続する。	Ⅲ	テニュアトラック事業に従事する助教を新たに 3 名採用し、事業を推進した。	

	【30-3】法人化後の状況を踏まえた事務組織の再編を更に進める。	Ⅲ	研究及び国際の専門性に対応して、研究国際部の「学術国際課」及び「留学生課」を「研究企画課」及び「国際交流課」に再編した。また、情報メディア基盤センター事務室を学術情報部情報企画課に、共同研究交流センター3部門の事務を研究国際部研究企画課産学連携室に統合した。	
○人件費削減の取組に関する具体的方策				
【31】総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。	【31】人員削減計画を引き続き実施する。	Ⅲ	平成20年度においては、総人件費改革に対応して教員6名、その他職員18名を削減した。	
			ウェイト小計	

I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化
 ④ 事務等の効率化・合理化に関する目標

中期目標	・大学運営を円滑に推進できるよう事務組織全般にわたり業務を精査するとともに、教育研究組織と連携して事務組織の見直しを行う。
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウエイト
○事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策				
【32】 事務の効率化や新たなニーズに適切に対応できるよう、また、大学運営の企画立案等に参画できるような事務組織の構築を図る視点から、必要に応じ見直しを行う。	【32】 事務効率化プロジェクトチームにおいて取りまとめた「効率的業務運営に向けての改善方策」に基づき、一層の業務の改善・削減を図るとともに、事務組織の見直しを引き続き進める。	III	事務効率化プロジェクトチームによる検討結果に基づき、専決事項の拡大、委員会委員の発令通知書の廃止、非常勤職員の雇用契約期間の変更、教員への発注権限の付与を行う等の業務の改善・削減を行うとともに、平成 21 年度に導入予定であった就業情報管理システムを平成 21 年 1 月から導入し、就業情報を電子化したことにより、出勤簿及び休暇簿が廃止され、服務関係の業務が簡素化した。 また、新設の国際健康開発研究科には新たな事務組織は設けず、関係部局等の職員の兼務により対応させることとした。さらに、情報メディア基盤センター事務室を学術情報部情報企画課に、共同研究交流センター 3 部門の事務を研究国際部研究企画課産学連携室に統合するなど効率的な事務組織を構築した。	
【33】 学生の支援に関する事務について、組織の改善・充実を図る。	【33】 学生相談体制の充実を図るため、「学生何でも相談室」にカウンセラー 2 名を引き続き配置する。	III	引き続き「学生何でも相談室」に 2 名のカウンセラーを配置し、充実した学生相談体制を維持して学生の相談に対応した。また、部局においても相談室を設置した。	
○複数大学による共同業務処理に関する具体的方策				
【34】 国立大学法人等間において、共同して業務処理を行うことが適切な事務事業を検討し、当該業務処理の協力体制を構築する。	【34-1】 引き続き「九州地区国立大学法人等事務系職員等人事委員会」及び「九州地区国立大学法人等事務系職員等人事委員会運営協議会」の構成員として責務を果たす。	III	引き続き九州地区の国立大学法人等間における事務系職員の人事の企画、連絡調整を共同して実施した。	
	【34-2】 九州地区国立大学法人等職員採用試験の会場の増設に伴い（平成 21 年度より、5 会場から 9 会場に増設予定）、長崎での試験実施に向けた準備体制を整える。	III	平成 21 年度から長崎大学で実施される九州地区国立大学法人等職員採用試験に対応するため、人事企画課に WG を設け、試験の円滑な実施に向け、検討を行った。	

○業務のアウトソーシング等に関する具体的方策			
<p>【35】 必要な業務を精選するとともにアウトソーシング可能な業務については、民間委託を進め、業務の効率的な運用を行う。</p>	<p>【35】 アウトソーシング可能な業務の選別を継続し、派遣職員契約、民間委託を更に推進し、業務の効率的な運用を図る。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>薬学部では、教室の施錠業務を委託した。また、医学部・歯学部附属病院では、医科材料 SPD（管理・搬送）、医科系外来クラーク業務、搬送業務、ベッドセンター業務及び病棟ヘルパー業務を委託した。</p>
		<p>ウェイト小計</p>	
		<p>ウェイト総計</p>	

[ウェイト付けの理由]

.....

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等

1. 特記事項

(1) 学長のリーダーシップの更なる発揮

① 新しい大学運営体制の導入

学長交代を機に、大学運営組織を見直し、従前の戦略企画会議を大学の運営本部的機能を有する「学長・副学長会議」に再編した。また、副学長を増員するとともに、副学長の権限・責任を強化し、大学の各種本部業務を副学長の下にライン化した。副学長は、担当業務に関する全学委員会の委員長や全学共同教育研究施設等の長として業務を統括するとともに、学長・副学長会議の構成員として大学運営全般に参画することとした。

② 学長室の活用

「学長室」を学長の諮問機関として位置づけ、諮問された大学の重要懸案について調査・分析、企画・立案を行うものとした。学長室は、諮問された懸案ごとに学外の有識者を含めたワーキンググループを設置し対応するとともに、ワーキンググループには、若手事務職員を支援職員として参加させ、On-the-Job Training の場としても活用することとした。平成 20 年度は医学部・歯学部附属病院の改革に関するワーキンググループ「大学病院改革検討委員会」を設置した。同ワーキンググループは、平成 21 年 3 月に学長へ「医学部・歯学部附属病院を長崎大学病院とすること」、「病院長は学長が指名する理事が務めること」等の最終答申を行い、それを受けて教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、平成 21 年度からの実施を決定した。さらに、教養教育（全学教育）の見直し等に関するワーキンググループを設置し、検討を開始した。

(2) 教育研究組織の見直し

ア 教育学部の改組

情報文化教育課程を廃止し、学校教育教員養成課程の一課程に再編することにより、教員養成学部の特化した。

イ 教育学研究科の改組

教職大学院制度を取り入れた改組を行い、教職実践専攻（専門職学位課程）及び教科実践専攻（修士課程）を設置した。

ウ 国際健康開発研究科の設置

国際協力の現場、特に地球規模の健康課題に対処する分野で活躍できる高度な知識と技能を有する人材を育成するため、基礎学部等を持たない独立研究科として、国際健康開発研究科（修士課程）を設置した。この保健医療分野の国際協力人材養成に特化した特色ある教育システムは、内外から高い評価を受け、平成 20 年度大学院教育改革推進プログラム（大学院 GP）に採択された。また、本研究科を、本学としての戦略的観点から運営するため、研究科長を学長が指名することとし、研究科の管理運営（教員組織、教員人事、予算等）については、学長を議長とする「国際健康開発研究科運営評議会」が審議を行い、研究科に置く「教授会」は、研究科に係る教学関係事項の審議を行うという、新たな運営体制を構築した。

エ 保健・医療推進センターの設置

学生及び職員の健康を守り、予防に努めるとともに、保健・医療分野での医療教育、本学の地域連携及び地域貢献を県及び自治体と連携し、推進することを目的として、保健管理センターを改組し、保健管理部門、カウンセリング部門、へき地病院再生支援部門及び離島・へき地医療教育研究部門の 4 部門を置く、保健・医療推進センターを設置した。

2. 共通事項に係る取組状況

○ 戦略的な法人経営体制の確立と効果的運用が図られているか。

(1) 法人経営と大学運営の責任の明確化

法人経営については、国立大学法人法の定めにより、役員会の構成員である理事が学長の意志決定を支えることとなるが、本学の法人経営と大学運営の責任を明確にするため、役員会の審議する事項を法人法に鑑み精選し、大学運営にあたっては、副学長の下に各種本部業務をライン化するとともに、副学長が関係の全学委員会の委員長や全学共同教育研究施設等の長を務めることとした。

(2) 学長室の機能の見直し

学長室を学長の諮問機関として位置づけ、諮問された大学の重要懸案について調査・分析、企画・立案を行うため、懸案ごとに学外の有識者を含めたワーキンググループを設置し対応する体制を導入し、効果的に運用した。

○ 法人としての総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分が行われているか。

(1) 戦略的・効果的な資源配分

人件費削減計画を計画通り実行し、学長管理教職員ポストを6増やし11とした。そのうち、教授1及び准教授2の学長管理教職員ポストを保健管理センターを改組した保健・医療推進センターに配置した。

○ 業務運営の効率化を図っているか。

(1) 業務改善の推進

事務効率化プロジェクトチームによる検討結果に基づき、専決事項の拡大、委員会委員の発令通知書の廃止、非常勤職員の雇用契約期間の変更、教員への発注権限の付与を行う等の業務の改善・削減を行った。また、新設の国際健康開発研究科には新たな事務組織は設けず、関係部局等の職員の兼務により対応させることとした。さらに、情報メディア基盤センター事務室を学術情報部に、共同研究交流センター3部門の事務を研究国際部に統合するなど効率的な事務組織を構築した。

(2) アウトソーシングの推進

薬学部では、教室の施錠業務を委託した。また、医学部・歯学部附属病院では、医科材料SPD（管理・搬送）、医科系外来クラーク業務、搬送業務、ベッドセンター業務及び病棟ヘルパー業務を委託した。

○ 収容定員を適切に充足した教育活動が行われているか。

(1) 定員充足率

(課程別の収容定員、収容数及び定員充足率一覧表)

課 程	収容定員 (人)	収容数 (人)	定員充足率 (%)
学士課程	6,977	7,712	110.5
修士課程			
博士前期課程	674	804	119.3
博士課程			
博士後期課程	665	673	101.2
専門職学位課程	20	24	120.0

○ 外部有識者の積極的活用を行っているか。

(1) アドバイザー制度の創設

学長が必要と認めた場合は、本学の業務について必要な助言等を受けるため、学外の有識者にアドバイザーを委嘱することができる制度を設けた。

(2) 経営協議会の審議状況等

経営協議会を6回開催し、本学の経営に関する重要事項を審議した。会議にあたっては、大学運営等について意見交換を行う時間を確保した。また、次期中期計画の策定にあたり、経営協議会及び教育研究評議会の合同会議を開催し、外部委員との意見交換を行った。

(3) 学長室ワーキンググループにおける外部委員の委嘱

学長室に設置した大学病院改革検討委員会、全学教育検討ワーキンググループにおいては、外部有識者に委員として参画してもらうことにより、客観的見地からの意見を踏まえた議論を展開し、見識ある調査・分析、企画・立案を行った。

○ 監査機能の充実が図られているか。

(1) 内部監査、監事監査、会計監査人監査の実施状況および監査結果の運営への活用状況について

内部監査、監事監査、会計監査人監査については、法令、内部規程等に基づき、年度に係る監査計画に従って、適切に実施した。内部監査については、特に、競争的資金等について、新たに作成した「長崎大学研究費使用ハンドブック」に則った使用に重点を置き、目的外使用や他の経費との合算使用の有無の確認、給与・謝金に係る作業従事者への面談など実効性のある内部監査を実施して学長へ報告し、適切な措置を講じた。監事監査については、予防的見地から、本学のガバナンス機能について注視しており、透明な意志決定メカニズムについての視点、ステークホルダー間の調整や信頼性醸成についての視点、そして経営におけるチェック・アンド・バランスについて注目して実施した。会計監査人監査については、特に、簿外債務・簿外資産（学外預け金を含む）やセグメント開示区分などに重点を置いて行い、学長及び監事へ監査結果を報告した。なお、監査報告の中で述べられた参考意見により、次年度以降の会計処理の検討を行った。

○ 男女共同参画の推進に向けた取組が行われているか。

(1) 男女共同参画担当副学長の配置

男女共同参画の推進を図るため、新たに男女共同参画担当の副学長を配置した。また、人事委員会の審議事項に男女共同参画に関する事項を加えるとともに、人事委員会に男女共同参画推進専門部会を設置した。

(2) 女性の働きやすい職場環境の整備

ア 育児休業制度の見直し等

育児休業制度を見直し、職員が育児部分休業を行うことができる場合の子供の年齢を3歳から小学校就学前までに拡大した。さらに、平成21年度中に坂本キャンパスに整備を予定している保育所において、週に1回、24時間保育を実施することを決めた。

イ 復帰医制度の充実

平成19年度に導入した出産又は育児のために医療現場を離れた医師及び歯科医師に対する職場復帰に向けた支援・再教育を行う制度の実施にあたり、より多くの医師等が復帰できるよう、支援・再教育を受けることができる医師等の申請条件（子の養育状況、他病院等での勤務状況）等を整備した。

ウ 女性医師の麻酔科復帰支援プロジェクトの実施

地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム「女性医師の麻酔科復帰支援プロジェクト」（平成18年度採択：医療人GP）により本学病院に設置した「女性医師麻酔科復帰支援機構」において、結婚や出産・育児などによる退職後に復帰支援を必要とする女性麻酔科医及び麻酔科への転向を希望する他分野女性医師を、全国公募により専修医として採用し、専修医個々の能力に応じて作成した再教育プログラムにより、復帰に向けての2年間の研修環境を提供している。なお、医療人GPとしての補助事業期間は平成20年度までであったが、引き続き、本学の事業として継続することを決定した。

○ 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

(1) 平成17年度指摘事項「中期目標・中期計画達成に向け、人事評価システムの本格実施及び処遇への反映に関するスケジュール設定が求められる。」に関する対応状況

この課題への対応を含め、教員についての人事評価システム整備と活用のため、平成18年度に、学長は、評議員、学長補佐等から成る「教員の人事評価検討ワーキンググループ」を設置し、各部局で実施されている業績評価の方法を検証した。これらの検証結果と議論を踏まえ、インセンティブ付与のための全学的な人事評価の基本方針と平成19年度の実施をめざしたスケジュールを定め、平成20年1月から、優れた業績等を新しい昇給制度に反映させた。事務系職員については、第3次試行（平成20年1月～5月実施）の結果を基に、人事評価基準作成プロジェクトチームにおいて検討を行い、平成21年3月に評価システムの成案を得た。

(2) 平成17年度指摘事項「経営協議会における適切な審議が求められる。」に関する対応状況

経営協議会において、学内規則等で規定されている審議事項は、全て経営協議会の審議に付し、その後法人としての意思決定を行った。また、議題の精選等を行うとともに、会議資料を一週間前までに事前配付し、審議の実質化を図るとともに大学運営に係る課題等について意見交換を行う時間を十分に確保した。

(3) 平成19年度指摘事項「学内共同教育研究施設等の再編・統合に伴い、支援事務組織の再編成を行うについては、現状の問題点等の協議を行っているが、支援事務組織の再編成には至っていない」に関する対応状況

平成20年度に情報メディア基盤センター事務室を学術情報部情報企画課に、共同研究交流センター3部門の事務を研究国際部研究企画課産学連携室に統合した。

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善
 ① 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

中 期 目 標	・科学研究費補助金・各種民間研究助成金などの外部資金の獲得に努めるとともに、収入を伴う事業の拡充を図る。
------------------	--

中期計画	年度計画	進捗 状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
○科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策				
【36】 企業情報の収集に努めるとともに研究情報及び成果を公開すること等により、産学官の連携を推進させ、受託研究と奨学寄附金等の増加に努める。	【36】 産学官連携機構と(株)長崎 TLO を同一建物内に集約することにより、大学シーズの紹介と企業ニーズの発掘についての情報を共有するとともに、面談相談会、企業訪問等を連携して行う。	III	産学官連携機構と(株)長崎 TLO を同一フロアに集約し、毎月1回の共同研究交流センター・知財定期連絡会を開催して、産学官連携情報を共有し、産学連携の実務戦略を策定した。また、面談相談会を長崎、佐世保において開催するとともに、複数企業の訪問を実施した。	
【37】 科学研究費補助金への全教員の応募と採択件数・交付金額の増加を目指す	【37-1】 科学研究費補助金への全教員の応募を目指す。また、平成19年度に行った科学研究費補助金支援体制の検討結果を踏まえ、科学研究費補助金申請書の相互点検等を行い、採択率の向上を目指す。	III	全教職員の応募を図るため、文部科学省から講師を招いて説明会を行うとともに、応募率と採択率の高い部局に対するインセンティブの付与を継続した。また、各部局においては、申請書の相互点検等を行った。その結果、平成21年度の応募件数は1,037件、教員1人あたりの応募件数は1.02件となった。なお、平成20年度の採択件数及び交付金額は380件、1,035,485千円であった。（交付決定時） 科学研究費補助金の採択件数及び交付金額（間接経費含む） 金額単位：千円	
	【37-2】 基盤研究（S）、（A）、若手研究（S）、（A）などの大型研究の申請を奨励するための方策を実施する。	III	文部科学省から講師を招いて行った説明会において、若手研究者に対し、計画調書作成のポイント等に関する説明を行った。また、大型科学研究費補助金獲得の可能性の高い申請課題に対する研究資金の支援を、平成21年度から行うことを決定した。	
【38】 卒業生、研究生、産学官連携のパートナー、地域の個	【38-1】 全学同窓会及び各学部等同窓会を通じて同窓生との情報交換及び連携協力	III	各学部同窓会の関東（東京）支部と連携して、平成21年3月7日に国立科学博物館において全学同窓会懇親会を開催し、会員相互の親睦を深めた。また、本学	

<p>人・企業など、広い意味で長崎大学に関係ある個人・機関との連携を維持・発展させる活動を強化し、長崎大学を支援する組織の構築を図る。</p>	<p>を更に推進させることにより、本学の支援組織の強化を図る。</p> <p>【38-2】 本学を支援する組織の構築を図るため、長崎県三大学連携型起業家育成施設（出島インキュベーター、平成 19 年 10 月竣工）に入居した企業等と知的財産を介した産学連携を発展させる。</p> <p>【38-3】 長崎県関係者が中枢にいる企業との産学連携に着手する。</p>	<p>III</p>	<p>への理解を深めてもらうため、全学同窓会広報誌を創刊した。</p> <p>(株)長崎 TLO と連携して、出島インキュベーター入居企業に対して、大学のシーズ（福祉・介護機器、マンションの外壁タイル接着剤など）を提供し、商品化に向けての共同開発を進めた。</p> <p>(株)TDK の寄付講座を工学部に開設したことに伴い、それに関連する共同研究契約の締結を併せて行った。また、都市エリア事業において、参画企業として(株)富士フィルム等が参入し、共同で事業を推進した。</p>																																																	
<p>【39】 科学研究費補助金や共同研究，受託研究，その他の外部資金の受入れを中期目標期間中に 10%以上増加させる。</p>	<p>【39-1】 科学研究費補助金や共同研究，受託研究，その他の外部資金の受入れを平成 19 年度より増加させる。</p> <p>【39-2】 国際連携研究戦略本部の機能を活用し、国際機関や各省庁，ODA 関連外部資金の獲得を目指す。</p>	<p>IV</p>	<p>平成 20 年度の科学研究費補助金，共同研究，受託研究，その他の外部資金の獲得総額は 4,780,953 千円であった。平成 19 年度に対し 167,458 千円の増加であった。（決算時）</p> <p style="text-align: center;">外部資金獲得状況 単位：千円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>16 年度</th> <th>17 年度</th> <th>18 年度</th> <th>19 年度</th> <th>20 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同研究</td> <td>145,313</td> <td>209,532</td> <td>192,990</td> <td>163,229</td> <td>206,598</td> </tr> <tr> <td>受託研究等</td> <td>703,015</td> <td>1,424,325</td> <td>1,080,840</td> <td>1,397,250</td> <td>1,416,624</td> </tr> <tr> <td>寄附金</td> <td>858,726</td> <td>874,612</td> <td>868,920</td> <td>918,177</td> <td>949,403</td> </tr> <tr> <td>科学研究費</td> <td>1,051,240</td> <td>989,260</td> <td>1,034,660</td> <td>1,160,780</td> <td>1,035,485</td> </tr> <tr> <td>厚労科研費等</td> <td>324,031</td> <td>343,938</td> <td>424,417</td> <td>428,709</td> <td>432,233</td> </tr> <tr> <td>COE(GCOE)</td> <td>286,302</td> <td>318,400</td> <td>351,351</td> <td>545,350</td> <td>740,610</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,368,627</td> <td>4,160,067</td> <td>3,953,178</td> <td>4,613,495</td> <td>4,780,953</td> </tr> </tbody> </table> <p>IV</p> <p>JICA 技術協力プロジェクト「保健医療」のスリランカ国及びガーナ国の 2 件の事業及び JICA 短期集団研修を受託した。また、平成 18 年度に採択内定の JICA 「草の根技術協力事業（パートナー型）」においては、平成 20 年 11 月にケニア共和国の了承が得られ、平成 20 年 12 月に正式採択となり、JICA との業務委託契約が締結された。さらに、JST 「地球規模課題対応国際科学技術協力事業」獲得に向けた体制を整備した。</p>	区分	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	共同研究	145,313	209,532	192,990	163,229	206,598	受託研究等	703,015	1,424,325	1,080,840	1,397,250	1,416,624	寄附金	858,726	874,612	868,920	918,177	949,403	科学研究費	1,051,240	989,260	1,034,660	1,160,780	1,035,485	厚労科研費等	324,031	343,938	424,417	428,709	432,233	COE(GCOE)	286,302	318,400	351,351	545,350	740,610	計	3,368,627	4,160,067	3,953,178	4,613,495	4,780,953	
区分	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度																																															
共同研究	145,313	209,532	192,990	163,229	206,598																																															
受託研究等	703,015	1,424,325	1,080,840	1,397,250	1,416,624																																															
寄附金	858,726	874,612	868,920	918,177	949,403																																															
科学研究費	1,051,240	989,260	1,034,660	1,160,780	1,035,485																																															
厚労科研費等	324,031	343,938	424,417	428,709	432,233																																															
COE(GCOE)	286,302	318,400	351,351	545,350	740,610																																															
計	3,368,627	4,160,067	3,953,178	4,613,495	4,780,953																																															
<p>○収入を伴う事業の実施に関する具体的方策</p>																																																				
<p>【40】 施設の効果的な運用を図り、外部への積極的な貸し出しを行う。</p>	<p>【40】 施設の効果的な運用を図るため、外部への貸し出しを拡大するとともに、引き続きホームページ等を活用した情報提供を進める。</p>	<p>III</p>	<p>他機関のホームページへのリンクや、貸出可能施設の拡充、及び PR を実施する等、外部への貸し出しの拡大を図った。その結果、大幅な増収を図ることができた。</p> <p>土地建物等貸付料 平成 20 年度 39,309 千円（平成 19 年度比 15,607 千円増） ※平成 19 年度 23,702 千円</p>																																																	

【41】 知的財産本部などの技術管理部門を中心に特許料等の収入増を図る。	【41-1】 特許料等の収入増を図るため、引き続き技術移転に繋がりそうな案件に絞り込んだ特許申請を行う。	Ⅲ	発明届件数 70 件のうち、技術移転に繋がりそうな案件に絞り込み、53 件を大学承継として順次特許申請を進めた。現在、特許出願 36 件、保有特許 13 件、ライセンス契約 17 件となっている。
	【41-2】 本学が所有する知的財産に係るライセンス契約の増加を図るため、知的財産本部の業務を管理のみならず運用活動に重点を置く。	Ⅳ	知的財産本部は(株)長崎 TLO と協働して、シーズ・ニーズ情報の共有化を図るとともに技術分野別に役割分担を進め、指揮命令系統の自由度を上げてシーズ発掘から技術移転活動への機動力を向上させた上で運用活動に重点を置いた結果、ライセンス契約数は 17 件、契約料は 46,716 千円となり、平成 19 年度に比べ、3 件、37,738 千円増加した。
	【41-3】 従来の特許出願案件の維持について評価作業を行う。	Ⅲ	過去出願分の案件の活用状況を精査して棚卸しを実施した結果、いずれも出願係属中の国内特許 20 件、外国特許 7 件を放棄処理した。
			ウェイト小計

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善
 ② 経費の抑制に関する目標

中 期 目 標	・事務の合理化、効率的な施設運営等を進めることにより、管理的経費の節減を図る。
------------------	---

中期計画	年度計画	進捗 状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
○管理的経費の抑制に関する具体的方策				
【42】柔軟な人員配置を行うなどして、人件費の更なる適正化を図る。	【42】人件費削減に向けて、人件費シミュレーションが可能となる新たな人事給与システムの導入と事務効率化を目的とした新たな就業管理システムの導入を図る。	III	人件費削減に向けて、人件費シミュレーションが可能となる新たな人事給与システムと事務効率化を目的とした新たな就業情報管理システム（長崎大学就業情報管理システム）を導入し、本稼動させた。	
【43】情報のデータベース化と既存書類の電子化を行い、ペーパーレス化を推進する。	【43】情報のデータベース化と既存書類の電子化を含むペーパーレス化を引き続き推進する。	III	長崎大学就業情報管理システムの導入により、事務系職員の就業情報を電子化し、出勤簿や休暇簿等の印刷物を廃止した。また、調達業務における業者への入札説明書について、紙媒体から電子媒体での交付に移行することを推進した。	
【44】業務の見直し及び効率化により、光熱水料等管理費の低減を図る。	【44】光熱水料等管理費の低減に向けた取組を引き続き行う。	III	新聞等の定期刊行物の精選及び数量の見直しを引き続き行い、約 580 千円の経費を削減した。	
			ウェイト小計	

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善
 ③ 資産の運用管理の改善に関する目標

中 期 目 標	・土地, 施設, 知的財産を適正に管理し, 学内外で有効活用が可能となるように運用の改善を図る。
------------------	--

中期計画	年度計画	進捗 状況	判断理由 (計画の実施状況等)	ウエト
○資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策				
【45】 全学的な視点に立って, 施設の管理・利用状況を定期的に点検し, オープンラボ等共用スペースとして 20%を確保するなどその有効利用に努める。	【45-1】 教育研究共用スペース (オープンラボ) を規則等に基づき確実に運用する。	Ⅲ	平成 21 年 3 月 23 日開催の財務委員会において, 全学に公募した教育研究共用スペース (2,728 m ²) の使用者を決定した。	
	【45-2】 施設の効果的・効率的運用を図るため, 講義室等の稼働率及び利用形態を引き続き把握し, 利用率の低い室を自習室等への有効活用を図る。	Ⅲ	施設部ホームページにおいて, 講義室の稼働率を全学に公開するとともに, 7 月 25 日開催の教育研究評議会において, 平成 19 年度の講義室等稼働状況を報告するなど, 施設の有効活用を推進した。また, 施設を有効に活用するため, 倉庫として利用していた旧自家発電施設を情報メディア基盤センターのサーバー室に改修することを決定し, 改修工事に着手した。さらに, 坂本 1 団地にある原研 2 号館の情報処理室やセミナー室を有効に活用するため, 新設の国際健康開発研究科が使用できる講義室, 学生控え室等に改修することを決定し, 平成 21 年度に改修工事を行うことにした。	
【46】 施設の資産については良好な状態で長期使用を可能とするため, 計画的な維持保全に努める。	【46-1】 長期にわたる施設の効果的な活用を図るため, 施設の維持管理計画 (営繕発注計画) に基づき計画的な維持保全を行う。	Ⅲ	施設の維持管理計画 (営繕発注計画) に基づき, 平成 19 年度より 74,000 千円増の約 417,000 千円の営繕工事 (講義室等空調改修, 便所改修, 建具改修, 課外活動施設改修等) を実施した。	
	【46-2】 総合的な安全点検を継続的に行うため, 片淵団地に引き続き柳谷団地の施設について, 施設安全点検パトロールを実施する。	Ⅲ	柳谷団地の施設について, 施設安全点検パトロールを実施し, 施設部ホームページに結果を掲載するとともに, 階段手摺改修等安全対策工事を実施するなど, 計画的な維持保全に努めた。	
【47】 知的財産の社会での活用を促進するために, それらに関するデータ収集方法や公開方法を再構築する。	【47-1】 知的財産の社会への活用を効率良く促進するために, 産学官連携機構と (株)長崎 TLO が連携して, 大学シーズの紹介法と企業ニーズの発掘法, 共同研究, 知的財産の創出, 知的財産の活用に至る一連の情報を一元管理する。	Ⅳ	シーズ発掘から知的財産の活用に至る一連の情報を一元管理した結果, 技術分野毎の役割分担の推進と同時に指揮命令系統のスピード化につなげることができたため, 技術移転の成約が順調に進み, ライセンス契約数は 17 件, 契約料は 46,716 千円となり, 平成 19 年度に比べ, 3 件, 37,738 千円増加した。	

	【47-2】平成 19 年度に受託した特許庁委託事業「大学特許の活用の成功例の研究開発」の成果を基にしたデータ収集方法や公開方法を、各部局の教員に説明する。	Ⅲ	全部局の教授会で、知的財産に係る研究者に有用な社会的活用法を説明するとともに、知的財産ポリシーや営業秘密管理の周知化を図った。	
			ウェイト小計	
			ウェイト総計	

〔ウェイト付けの理由〕

(2) 財務内容の改善に関する特記事項等

1. 特記事項

(1) 寄附講座の設置

工学部に TDK 株式会社からの寄附（5年間総額 135,000 千円）を受け「TDK 寄附講座エネルギーエレクトロニクス学講座」を設置した。

また、医歯薬学総合研究科に長崎県及び五島市からの寄附により設置している「離島・へき地医療学講座」については、平成 21 年度から 5 年間（総額 200,000 千円）の継続設置が決定した。

(2) 医学部・歯学部附属病院から大学病院への組織見直し

学長が理事を病院長として指名することで大学の経営責任を明確化するとともに、病院長のリーダーシップを強化する運営体制を構築し、効率的かつ機動的な附属病院運営確立のため、今後の附属病院のあり方について検討を行い、附属病院を平成 21 年 4 月から大学病院に改めることとした。

(3) 学長裁量経費による戦略的支援

学長裁量経費の配分を大幅に増額（100,000 千円 対前年度 76,000 千円増）し、国立科学博物館での企画展「熱帯感染症と『たたかう』長崎大学」の開催、国際シンポジウムの開催、下村脩名誉博士ノーベル化学賞受賞記念事業の実施等の優れた教育研究活動に積極的な支援を行った。

(4) 同窓会との連携

各学部同窓会の関東（東京）支部と連携して、平成 21 年 3 月 7 日に国立科学博物館において、初めての全学同窓会懇親会を開催し、会員相互の親睦を深めた。また、本学への理解を深めてもらうため、全学同窓会広報誌を創刊した。

(5) 会計事務（契約関係）の適正化、効率化

事務連絡協議会のもとに立ち上げた「事務効率化プロジェクトチーム」がとりまとめた「効率的業務運営に向けての改善方策」に沿って、物品の発注及び検収体制の一部見直しを行い、500 千円未満の物品の発注については調達課発注から教員（現場）発注へ移行し、納品の迅速化を図るとともに責任の明確化を行った。また、一括契約の導入拡大を実施し契約業務に係る事務量の削減を行った。

さらに、業務の効率化の観点及び資源の効果的活用の観点から、同一キャンパスにおいて、各学部固有の業務（教授会、学務業務等）を行う体制を保証しつつ、可能な限り共通的な業務を集約化した効率的な事務体制を構築するためのプロジェクトチームを新たに設置し、検討に着手した。

(6) 旅費業務の外部委託

出張命令等の決裁の電子化を進め業務の効率化を行うとともに、バック旅行、格安チケット等の利用拡大による旅費の節減を図るため、旅費業務を外部委託することを決定し、平成 21 年度からの実施に向けて準備を行った。

(7) 財務情報の公開

平成 19 年度の財務状況について、当該年度に実施した事業内容とあわせてわかり易い解説を加えたリーフレット「財務レポート 2008」を作成し、各種会議で活用するとともに、本学ホームページ上に公開した。

(8) 契約内容の公表

これまで 5,000 千円以上の随意契約について、ホームページに掲載して公表を行ってきたが、契約内容の公表に関する基準の見直しを行い、一般競争契約についても公表を行った。

2. 共通事項に係る取組状況

○ 財務内容の改善・充実が図られているか。

(1) 外部資金の受入れ状況

平成 20 年度の科学研究費補助金、共同研究、受託研究、その他の外部資金の獲得総額は 4,780,953 千円で、平成 19 年度と比して 167,548 千円増加した。

(2) 知的財産に係るライセンス収入の増加

知的財産本部は（株）長崎 TLO と協働して、シーズ・ニーズ情報の共有化を図るとともに技術分野別に役割分担を進め、指揮命令系統の自由度を上げてシーズ発掘から技術移転活動への機動力を向上させた上で運用活動に重点を置いた結果、ライセンス契約数は 17 件、契約料は 46,716 千円に達し、平成 19 年度と比して 3 件、37,738 千円増加した。

(3) 施設の効果的な運用による収入の増加

外部への貸出しを拡大するため、貸出可能施設の拡充、本学ホームページによる情報提供の充実、他機関のホームページへのリンク等を行った結果、大幅な増収となった。（平成 19 年度比 15,607 千円増）

(4) 資金運用の取組

余裕金については、資金運用を図り平成 20 年度の利息収入は 12,619 千円（定期預金 11,519 千円、国債 1,100 千円）を計上した。

(5) 経費の削減に向けた取組

- ア. 長崎大学就業情報管理システムの導入により、事務系職員の就業情報を電子化し、出勤簿や休暇簿等の印刷物を廃止した。また、調達業務における業者への入札説明書の交付について、紙媒体から電子媒体への移行を引き続き推進し、約 44,000 枚のペーパーレス化により約 165 千円の複写料等の削減を行った。
- イ. 新聞等の定期刊行物の精選及び数量の見直しを引き続き行い、約 580 千円の経費を削減した。また、これらに係る支払い周期の延長を行うことにより契約業務の削減を行った。

(6) 財務情報に基づく取組実績の分析

平成 19 年度分のセグメント毎の収支データ等を作成するとともに、過去 4 年間のデータ分析を行うことにより、平成 21 年度学内予算編成において、更なる教育研究経費の重点配分を目指し、大学高度化推進経費（学長裁量経費）の増額を含め、財務基礎の充実に取り組んだ。また、各種財務指標による分析結果や新たな運営費交付金の配分ルールを踏まえ、次期中期計画期間における学内予算配分方針の検討に着手した。

(7) 戦略的な学内資源配分

大学として重点的に取り組むべき優れた研究テーマとして選定した重点研究 10 課題を推進するため、学長裁量経費（重点研究課題推進経費）の配分を増額（80,000 千円 対前年度 44,000 千円増）し、研究支援員雇用、シンポジウム開催等の支援を行うとともに、間接経費（全学共通経費）を用いて共通的研究設備の整備・更新を優先的に行った。

(8) 目的積立金の使途

目的積立金は、「教育研究の質の向上、組織運営の改善」という使途目的に鑑み、中期計画を踏まえつつ、以下の 3 つの観点の事業について、全学的視点や部局等の計画を考慮し、総額 1,018,400 千円の予算措置を行った。

- ア. 学内の老朽設備の改善、教育研究設備の計画的整備、教育・学習環境等の改善に対する配慮として、図書館及び講義室等の空調設備改修、薬用植物園の整備等を行った。また、教育研究設備の高度化を図る設備の整備として器官から分子までの可視化解析システム、キャンパス情報ネットワークシステム、Web 学生支援システム等の設備を整備するため、総額 688,400 千円を措置した。
- イ. 組織整備に伴う教育環境の改善を図る設備整備事業として、薬学部（薬学科、薬科学科）、教育学研究科の改組に伴う教育用設備整備等を行った。
- ウ. 医学部・歯学部附属病院の再開発等のため設備整備（180,000 千円）を措置した。

○ **人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人員管理計画の策定等を通じて、人件費削減に向けた取組が行われているか。**

平成 20 年度においては、総人件費改革に対応して教員 6 名、その他職員 18 名を削減した。

○ **従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。**

(1) 平成17年度課題指摘事項「科学研究費補助金等、外部資金への応募と獲得へのインセンティブの設定については、検討にとどまっていることから、早急な取組が求められる。」に関する対応状況

全教職員の応募を図るため、文部科学省から講師を招いて説明会を行うとともに、応募率と採択率の高い部局に対するインセンティブの付与を継続した。

I 業務運営・財務内容等の状況
 (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供
 ① 評価の充実に関する目標

中 期 目 標	○自己点検・評価の実施の基本方針 ・組織等評価及び個人評価を定期的実施し、その結果を公表するとともに、指摘された問題点については改善に要する一定の期間を設け、その達成状況を確認して結果を公表する。なお、必要に応じ外部評価を実施する。
------------------	---

中期計画	年度計画	進捗 状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウエト
○自己点検・評価の改善に関する具体的方策				
【48】 全学的評価委員会である長崎大学大学評価委員会の在り方を見直すとともに必要に応じ評価項目の見直しを行う。	【48】 平成 20 年度に実施予定の法人評価を受けるため「計画・評価本部」及びその下に設置した各専門部が自己点検・評価を実施する。また、その評価結果を次期中期目標・計画の策定作業に反映させる。	IV	平成 20 年度に実施の中期目標期間に係る法人評価受審のため、「計画・評価本部」及びその下に設置した各専門部が自己点検・評価を実施した。また、評価結果を次期中期目標・計画の策定作業に反映させた。なお、中期目標期間に係る法人評価では、「業務運営・財務内容等の状況」、「教育研究等の質の向上の状況」とも「良好である」との評価結果であった。	
【49】 各部局においては全学的評価委員会との緊密な連携の下に適切な評価が実施できる体制の整備・充実を図る。	【49】 平成 20 年度法人評価を受けるため、各部局は当該部局の評価委員会を中心に、「計画・評価本部」及び9つの専門部との緊密な連携の下、自己点検・評価を実施し、現況調査表等を作成する。	IV	平成 20 年度に実施の中期目標期間に係る法人評価受審のため、各部局は部局長及び評価委員会等を中心に、「計画・評価本部」等と緊密に連携し、自己点検・評価に基づいて現況調査表等を作成した。なお、中期目標期間に係る法人評価における学部・研究科等の現況分析結果では、教育、研究とも良好な評価結果を得ており、特に医歯薬学総合研究科の教育方法については、「期待される水準を大きく上回る」との評価であった。	
○評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策				
【50】 組織等評価の結果を適切な方法で公表する。また改善項目及び改善方策について、一定の期間を設け、その達成状況を確認し、その結果を更に公表する等して実効性を担保する。	【50】 平成 20 年度に実施予定の中期目標の達成度評価のための自己点検・評価結果をまとめた業務実績報告書並びに評価結果を公表する。	III	中期目標の達成度評価のための自己点検・評価結果をまとめた業務実績報告書を公表した。また、平成 19 年度の業務実績については、ホームページで評価結果を公表した。	
【51】 教員の個人評価については、全学的見地から総合的に分析し、その分析結果を公表する。また、評価結果に基づいて学	【51】 教員の個人評価については、平成 19 年度（第2回）に実施した評価結果を検証し、第3回の個人評価の実施に向けて評価法、実施基準等の見直しを行う。	III	教員の個人評価については、平成 19 年度（第2回）に実施した評価結果を検証し、第3回（平成 24 年度実施予定）の個人評価の実施に向けて評価法、実施基準等の見直しを行った。	

部等は適切な措置・指導助言を行う。				
○外部評価等				
【52】自己点検・評価に当たっては、国立大学法人評価委員会による評価のほか、JABEE 評価等、外部の機関、有識者による評価を必要に応じて実施する。	【52-1】国立大学法人評価委員会による法人評価を受審する。	Ⅲ	国立大学法人評価委員会による中期目標期間に係る法人評価を受審した。	
	【52-2】工学部が JABEE 認定制度の中間審査を、水産学部が継続審査を受審する。	Ⅲ	工学部の5学科（機械システム工学科、電気電子工学科、情報システム工学科、社会開発工学科及び材料工学科）が JABEE 認定制度の中間審査を、水産学部が継続審査を受審した。	
			ウェイト小計	

I 業務運営・財務内容等の状況
 (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報提供
 ② 情報公開等の推進に関する目標

中期目標	○教育及び研究並びに組織及び運営についての学外に対する積極的な情報発信の基本方針 ・教育研究，社会貢献など，諸活動に対する自己評価や第三者評価の結果を含め大学が有する各種情報を積極的に社会に公表する。特に学術情報については，そのデータベース化を図る。
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウエト
○大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策				
【53】大学の有する情報を広報誌等紙媒体の他，速報性をもって積極的に社会に公開するための電子情報化を図る。その際英語版の充実や中国語版，韓国語版等を開設する。	【53-1】大学広報誌「CHOHO」の発行部数及び配布先を更に拡大する。	Ⅲ	大学広報誌「CHOHO」の配布先に長崎市近郊の医院や診療所等を追加し，また，長崎県内の高等学校の全クラスに1部ずつ配布するため，発行部数を7,200部から10,000部に増やした。	
	【53-2】平成17年度に作成した大学プロモーションDVDの内容を更新する。	Ⅲ	学長交代に伴い，平成17年度に作成の大学プロモーションDVDに掲載する「学長メッセージ」の変更や大学院の新設等に関する更新を行った。	
	【53-3】教員等基礎データ（長崎大学評価基礎データベース）の一部を用いた本学の研究者情報等の学術情報を大学ホームページにて公開する。	Ⅲ	従来の共同研究交流センター産学連携部門の研究情報データベースから，教員等基礎データ（長崎大学評価基礎データベース）の一部を用いた研究者情報等データベースに切り替え，平成21年2月に大学ホームページにて公開した。	
【54】情報公開に当たっては，個人情報等の適正管理を図りつつ，社会の求めに応じて適切に提供する。	【54-1】個人情報の公開にあたっては，各種関係規則等に基づき適切な対応を図る。	Ⅲ	情報の公開にあたっては，法令，個人情報保護規則，個人情報管理規程，情報公開取扱規程に基づき，適切に対応した。	
	【54-2】本学ホームページを利用者にとってよりわかりやすいものとするため，随時改良を進める。	Ⅲ	ホームページのトップページに新たにバナーを設け，さらにインフォメーション等のページをよりわかりやすいレイアウトに改良した。	
○学外に対する情報提供事項のデータベース化の推進計画とそのための体制整備				
【55】国内外に学術情報を発信するため，各分野にわたる既存の学術情報を整理するとともに，国際共同研究を推進していく過程等で得られた学術情報を国際的に活用できるよう附属図書館を中心に学内組織を整備し，データベースを	【55-1】長崎大学学術研究成果リポジトリ（NAOSITE）を持続的に拡充するために，学内連携を強化する。	Ⅳ	長崎大学学術研究成果リポジトリ（NAOSITE）と研究者総覧データベース及び評価基礎データベースとのデータ連携を行った。また，教員の研究成果発表とリポジトリ登録の可否を逐次調査して該当教員に論文提供を依頼する等，登録論文の増加に努めた結果，リポジトリの登録数は15,486件（平成21年3月31日現在）となり，リポジトリの世界的総合ランキングWebometrics Ranking of World Repositoriesで世界132位，国内7位（平成21年1月発表）にランクされた。	
	【55-2】既存の学内研究紀要等を整理し，適時的に電子化して，長崎大学学術研究	Ⅳ	適時的電子化などにより学内研究紀要掲載論文5,300件（平成21年3月31日現在）を長崎大学学術研究成果リポジトリに登録した。また，附属図書館と教育	

構築する。	成果リポジトリに登録し，国内外に学術情報を発信する。	学部，経済学部，環境科学部，留学生センターで協議し，今後刊行する研究紀要の電子化を新たに開始した。これにより，ほとんどの部局等で今後刊行する研究紀要を電子化し，リポジトリにより情報発信する体制が構築された。	
		ウェイト小計	

(3) 自己点検・評価及び情報提供に関する特記事項等

1. 特記事項

(1) 「計画・評価本部」体制の下での国立大学法人中期目標期間評価の受審

中期目標期間の業務実績評価の受審に際し、「計画・評価本部」体制の下、自己点検・評価を実施した。各部局等においては「計画・評価本部」との緊密な連携の下、部局長及び評価委員会等を中心に、自己点検・評価に基づいて教育研究の現況調査表等を作成した。なお、中期目標の達成度評価のための自己点検・評価結果をまとめた業務実績報告書を公表するとともに、その評価結果については次期中期目標・計画の策定作業に反映させた。

(2) 教員の個人評価の見直し

本学における教育・研究などの諸活動の一層の向上を図り、もって本学の理念の実現を図ることを目的として、平成 14 年度に第 1 回目を実施した「教員の個人評価」については、平成 19 年度に第 2 回目の評価を実施したところである。その評価結果を検証し、平成 24 年度に実施予定の第 3 回の教員の個人評価に向けて、評価方法、実施基準等の見直しを行った。また、平成 21 年度においても、今後の教員の個人評価のあり方等について、引き続き検討し、更なる見直しを行うこととした。

(3) 外部評価の受審

工学部の 5 学科（機械システム工学科、電気電子工学科、情報システム工学科、社会開発工学科、材料工学科）が JABEE 認定制度の中間審査を、水産学部が継続審査を受審した。また、水産学部では平成 20 年 6 月に外部評価を実施し、評価結果等を取りまとめた外部評価報告書を作成した。

(4) 長崎大学研究者総覧データベースの構築

本学に在籍する研究者とその教育研究活動に関する情報を広く社会に紹介するため、長崎大学評価基礎データベースを活用して「長崎大学研究者総覧データベース」を構築し、大学ホームページのトップページに専用バナーを設けて公開した。

(5) 国立科学博物館企画展「熱帯感染症と『たたかう』長崎大学」の開催

東京・上野公園の国立科学博物館において、企画展「熱帯感染症と『たたかう』長崎大学」を開催し、3月7日から15日までの開催期間中11,086名の入場者があった。この企画展では、日本で唯一の感染症教育拠点である熱帯医学研究所における、アフリカをはじめとした熱帯地域での「熱帯感染症」への取り組みを中心に、2008年ノーベル化学賞を受賞した下村脩名誉博士の功績や、西洋医学150年の歩み、本学が所蔵する古写真コレクション、唯一の被爆大学として積み重ねてきた放射線医学に関する資料などを展示、紹介した。また、同館講堂で特別講演会も行い、アフリカ等の熱帯地域における医療や感染症対策と、生活・文化・風習などの民俗学が密接に関係していることなどを紹介した。

(6) 下村脩長崎大学名誉博士ノーベル化学賞受賞記念講演会の開催

2008年ノーベル化学賞を受賞した下村脩名誉博士の講演会を本学中部講堂において開催した。講演は、大学生や長崎県内の高校生、中学生など700名を対象に「ノーベル賞受賞の原点—長崎大学」と題して行われた。講演では、長崎医科大学附属薬学専門部（現在の薬学部）に入学したいきさつなど長崎にまつわる話、生物発光の研究を始めたきっかけやオワンクラゲから緑色蛍光タンパク質を発見するまでの苦労などが紹介された。また、未来を担う若者に向けて「どんなに難しいことでも、努力すれば何とかできる。絶対あきらめないで成功するまで頑張ろう」とのメッセージが贈られた。

(7) 国際保健セミナー・シリーズ“沖縄から洞爺湖へ” in 長崎～人と健康のための国際シンポジウム～の開催

(財)日本国際交流センターからの開催要請を受け、関係機関の協力を得て、世界規模で猛威をふるうエイズ、結核、マラリアの三大感染症問題をテーマに、外国政府、世界基金、国際NGO等の関係者をシンポジストとして、「国際保健セミナー・シリーズ“沖縄から洞爺湖へ” in 長崎～人と健康のための国際シンポジウム～」を本学中部講堂で開催した。開催にあたり、次世代を担う若者、特に高校生に参加を呼びかけ、公立6校、私立5校から高校生447名、本学学生約180名が参加し、他大学生、市民等を合わせた参加者総数は約720名となった。今回のシンポジウムは、高校生や大学生の地球規模の健康課題に対する知的関心を高め、国際貢献活動への動機づけの機会となった。

2. 共通事項に係る取組状況（自己点検・評価及び情報提供の観点）

- 中期計画・年度計画の進捗管理や自己点検・評価の作業の効率化が図られているか。

(1) 長崎大学評価基礎データベースの活用

中期目標期間の業務実績評価の受審に際し、自己点検・評価作業を行うに当たって必要なデータを長崎大学評価基礎データベースから抽出して活用するなど、作業を効率化させた。

- 情報公開の促進が図られているか。

(1) 大学が有する貴重資料の電子化と公開

附属図書館では、所蔵する古写真や貴重資料のうち、長崎学に関係するものを電子化し、分析・解説・データベース化して、「長崎学デジタルアーカイブス」として公開している。平成20年度においては、長崎大学医学部の前身である養生所の第2代教頭のアントニウス・ボードイン（在任期間：文久2年（1862）9月～慶応2年（1866）7月）が滞日中に撮影・収集した古写真のアルバム「ボードイン・コレクション」及びボードイン関係文献「ボードイン講義録」並びに幕末から明治初期に刊行された和漢翻訳本50点の全文画像「近代黎明期翻訳本全文画像」を「長崎学デジタルアーカイブス」に追加して公開した。

(2) 「長崎大学学術研究成果リポジトリ（NAOSITE）」の拡充

リポジトリ（NAOSITE）と研究者総覧データベース及び評価基礎データベースとのデータ連携を行った。遡及的電子化などにより学内研究紀要掲載論文5,300件をリポジトリに登録し、教員に論文掲載を依頼するなど登録論文の増加に努めた結果、リポジトリの登録数は15,486件（平成21年3月31日現在）となり、リポジトリの世界的総合ランキング Webometrics Ranking of World Repositories で世界第132位、国内第7位（平成21年1月）にランクされた。

(3) 大学ホームページや広報誌による情報発信

本学では、国内のみならず海外へも本学の情報を発信すべく、大学ホームページを日本語、英語、中国語、韓国語版の4カ国語で作成し、海外からのアクセスにも対応し得る体制を構築している。平成20年度の学外からの日本語、英語、中国語、韓国語の大学ホームページへのアクセスは、それぞれ、805,760件、24,454件、7,242件、5,559件であった。大学広報誌「CHOHO」についても平成19年度の7,200部から平成20年度は10,000部に増刷し、県内の高等学校や医院・診療所への配布部数を増加させた。

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する重要目標
 ① 施設設備の整備等に関する目標

中 期 目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究の活性化や学生支援, 社会貢献及び国際交流の充実・強化に資するため, 計画的な施設・設備の整備を行う。 ・施設全体を効率的に活用するとともに, 施設の維持管理, 敷地の有効活用に関する管理等を効率的に行う。
------------------	---

中期計画	年度計画	進捗 状況	判断理由 (計画の実施状況等)	ウエト
○施設等の整備に関する具体的方策				
【56】 施設の老朽化・狭隘化を解消し, 教育研究の活性化を図るため, 施設整備計画を策定し, 既存施設の有効利用を図りつつ, 施設の新增築や大規模改修を計画的に実施するとともに, 再配置についても検討する。	【56-1】 平成 19 年度に策定した「長崎大学施設緊急整備5か年計画」に基づき, 引き続き施設整備計画を推進する。	III	長崎大学施設緊急整備5か年計画に基づき, 平成 21 年度施設整備計画を作成し, 国立大学法人施設整備費要求を行った。	
	【56-2】 学生顧客主義に基づき学生の学習環境及び生活環境に係る施設の改善を引き続き進める。	III	学生の学習環境及び生活環境の支援等に平成 19 年度より 74,000 千円増の約 417,000 千円の営繕工事 (講義室等空調改修, 便所改修, 建具改修, 課外活動施設改修等) を実施した。	
	【56-3】 工学部本館 (Ⅲ期) (4,010 m ²), 教育学部本館 (Ⅱ期) (3,930 m ²) について施設の有効活用を図りつつ, 安心・安全な教育・研究環境の創生及び耐震性向上や機能改善を目的として大型改修を実施する。	III	工学部本館 (Ⅲ期) (4,010 m ²), 教育学部本館 (Ⅱ期) (3,930 m ²) について, 施設の有効活用を図りつつ, 安心・安全な教育・研究環境の創生及び耐震性向上や機能改善を目的として大型改修工事を実施した。	
	【56-4】 病院本館 (42,800 m ²) については病院再開発計画に基づき実施設計を行い, 改修工事に着手する。	III	病院本館については, 10 月 3 日に入札公告を実施し, 12 月に契約を行い, 平成 23 年完成に向けた改修工事を確実に着手した。	
【57】 施設等の整備に当たっては, 一層のバリアフリー化を進める。	【57】 障害者のための一層のバリアフリー化を引き続き推進する。	III	教育学部本館改修, 経済学部便所改修工事において, 多目的便所を設置するとともに, 工学部本館, 教育学部本館の屋外出入り口にスロープを設置した。また, 事務局階段に手摺を設置するなどバリアフリー化を推進した。	
○施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策				
【58】 施設データベースを活用して既存施設の利用状況等を把握し, 大学全体の視点に立った有効活用を促進する。	【58-1】 講義室等の稼働率を全学に公開するとともに施設の有効活用を推進する。	III	施設部ホームページにおいて, 講義室の稼働率を引き続き全学に公開した。また, 7 月 25 日開催の教育研究評議会において, 平成 19 年度の講義室等稼働状況を報告するなど, 施設の有効活用を推進した。さらに, 坂本 1 団地にある原研 2 号館の情報処理室やセミナー室を有効に活用するため, 新設の国際健康開発研究科が使用できる講義室, 学生控え室等に改修することを決定し, 平成 21 年度に改修工事を行うことにした。	

	<p>【58-2】 部局からのアンケートを基に掲載する大型研究装置を選定し、学内ホームページに「大型研究装置一覧（仮称）」として掲載する。</p>	Ⅲ	アンケートの結果を踏まえ、機器情報は購入後5年以内の5,000千円以上の機器とし、その名称、規格、設置場所、取得年度の情報を共同研究交流センターのホームページに「学内設置機器情報」として掲載した。また、共同研究交流センター運営委員会では、各委員を通じて、部局の教員へ機器の共同利用化を促進するよう依頼した。	
	<p>【58-3】 エネルギー使用量の公開やポスター等により省エネルギーを推進し、温室効果ガスの削減への意識啓発を引き続き図る。</p>	Ⅲ	省エネポスターを掲示し、省エネルギーを推進するとともに、環境対策等啓発キャンペーンポスターを全学に募集し、234点の応募者の中から大賞および最優秀賞（3点）を選定するなど、温室効果ガスの削減への意識啓発を図った。	
<p>【59】 長期にわたり施設の安全性・信頼性を確保し、活用するため、年1回、定期的な施設の巡回点検を実施し、適切な維持管理と予防的保全等を行う。</p>	<p>【59】 総合的な安全点検を継続的に行うため、片淵団地に引き続き柳谷団地の施設について、施設安全点検パトロールを実施する。</p>	Ⅲ	柳谷団地の施設について、施設安全点検パトロールを実施し、施設部ホームページに結果を掲載するとともに、階段手摺改修等安全対策工事を実施するなど、計画的な維持保全に努めた。	
<p>【60】 教職員・学生の構内環境美化に対する意識の向上を図るため、緑化保全等、美しいキャンパスづくりを推進する。</p>	<p>【60】 構内環境美化に対する意識の向上を図るため、緑化保全等、美しいキャンパスづくりを進める。</p>	Ⅲ	教職員及び学生の有志による周辺通路及びキャンパスの早朝清掃を定期的に行った。また、文教キャンパスでは正門や広場の環境整備を行い、学生の自主企画による池の水質改善も含め、美しいキャンパスづくりを推進した。片淵キャンパスにおいては、登録有形文化財等案内サインの設置、バイク駐輪場・通路の整備を行った。	
			ウェイト小計	

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する重要目標
 ② 安全管理に関する目標

中 期 目 標	・安全管理体制の確立と意識の向上に努める。また、地域社会と一体化した大学となるために、環境マネジメントシステムを構築する。
------------------	---

中期計画	年度計画	進捗 状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウエト
○労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策				
【61】労働安全衛生体制を整備するとともに、教職員に対する安全教育を毎年行う。	【61-1】「長崎大学危機管理規則」、「長崎大学における危機管理体制に関する要項」及び関連する各種マニュアルについて全構成員に内容の周知徹底を図る。	IV	「長崎大学危機管理規則」、「長崎大学における危機管理体制に関する要項」及び関連する各種マニュアルをホームページに引き続き掲載し、学内構成員に周知した。また、新たに新型インフルエンザ対策委員会を設置し、新型インフルエンザに関する危機管理体制を構築するとともに、「長崎大学における新型インフルエンザの予防及び対応に関する指針」を作成し、文書及びメールによる全構成員への周知やホームページへの掲載を行い、注意を喚起した。	
	【61-2】衛生管理者を増やすなど、労働安全衛生体制の強化を推進するとともに、安全管理教育プログラムの一環として、衛生管理者実務実践講座、安全衛生講演会等を開催して教職員に対する安全教育を行う。	III	労働安全衛生体制を更に強化するため、衛生管理者免許取得のための受講を支援し、新たに12名が衛生管理者免許を取得した。また、これまでの衛生管理実務実践講座、安全衛生講演会をひとつにまとめて、「安全衛生講座」として平成21年3月に実施し、教職員に対する安全教育を行った。	
【62】産業保健スタッフを配置し、教職員の健康管理と健康増進に努める。	【62】健康診断の結果により、要医療者への指導及び脳血管、心臓の状態を把握する二次健康診断の受診を勧めるなど、教職員の健康管理と健康増進に努める。	III	平成20年度に実施した健康診断等において、罹患者の早期発見に努めた結果、職員総数の4.9%（149名）の者に何らかの疾患があることが判明したほか、労災2次健康診断の対象となった14名の職員に対して受診を勧めるなど、教職員の健康管理と健康増進に努めた。また、健康増進及び健康に対する知識向上のため、健康診断結果のお知らせに、メタボリックシンドロームの詳細や検査結果の数値に対する詳細な説明を掲載した。	
【63】地域社会と一体化した大学となるために、ISO14001の取得等環境マネジメントシステムを構築する。	【63-1】引き続き環境マネジメントシステムを運用することによって、環境配慮の方針に基づいた取組を推進するとともに「環境報告書2007」を公表する。	III	「長崎大学地球温暖化対策に関する実施計画」を全学に公表するとともに、環境負荷の低減に向けた取組を一層推進することとした。また、平成19年度の環境に配慮した取組について、「環境報告書2007」にまとめ、本学ホームページに公表するとともに、環境対策等啓発キャンペーンポスターを募集し、意識啓発を図った。	
	【63-2】共同研究交流センター及び環境科学部は、全学の環境マネジメントシステ	III	共同研究交流センター環境安全マネジメント部門及び環境科学部は、「長崎大学地球温暖化対策に関する実施計画」及び「環境報告書2007」の作成等に参画	

	ムの支援組織としての機能を維持する。		し、環境マネジメントシステムの運用を支援した。	
○学生等の安全確保等に関する具体的方策				
【64】 災害発生時の対応を含めた安全の手引きを作成し、オリエンテーション等において安全・衛生管理を徹底する。	【64-1】 オリエンテーション等において、「学生生活案内」等を配布し、学生の安全・衛生管理等を徹底する。	IV	オリエンテーション等において「ばってんライフ」、「学生生活案内」を配布するとともに、各部局においても「環境と安全に関する手引き」を利用して、学生の安全・衛生管理等の徹底を図った。また、消防署による防火指導講習会を開催するとともに、新型インフルエンザ対応マニュアルを策定し、学内に周知した。 国際健康開発研究科では、途上国での長期インターンシップの実施にあたり、学生の安全確保を図るため、危機管理マニュアルを策定して学生に周知するとともに、専門家によるフィールドセキュリティ研修を実施した。	
	【64-2】 入学試験の際の不測の事態に対応するための取扱要領を、引き続き全学部にて周知徹底する。	III	大学入試センター試験並びに個別学力試験の際の「不測の事態（地震等の災害など）」に対する取扱要領を、引き続き各入学試験実施説明会において、配付・説明して、全学部にて周知徹底した。	
	【64-3】 留学生オリエンテーションで危機管理意識の啓発と、危機管理マニュアルの周知徹底を図る。更に、国際交流会館入居者オリエンテーションや防火訓練等を通じて安全意識の高揚を図る。	IV	留学生オリエンテーションにおけるガイダンスや留学生生活ハンドブック（日本語、英語、中国語、韓国語）の活用により、危機管理意識の啓発を図るとともに、所轄警察署から専門家を招き、犯罪から身を守るための講話を実施した。 また、国際交流会館入居者オリエンテーション及び新規留学生全員参加の防火訓練を実施して安全意識の高揚を図るとともに、留学生に緊急時等の一斉連絡を行うため、携帯電話メールへの一斉配信システムを構築し、運用を開始した。 さらに、留学生に緊急時の連絡先及び生活上のトラブルに関する相談先を記載したポケットカードを作成し、配布した。	
【65】 附属学校園の幼児、児童、生徒の安全を確保するため、災害発生時、不審者侵入時等に対応した体制を整備する。	【65-1】 附属学校園間の合同避難訓練等を行い、引き続き連携の強化を図る。	III	各附属学校園では、それぞれの学校園が防災警備計画を作成し、火災や地震などの災害、不審者侵入などに対応した避難訓練を計画的に実施した。また、幼稚園、小学校、中学校が合同の避難訓練を実施した。	
	【65-2】 附属小学校で導入されている「登下校確認システム」を引き続き運用し、児童の安全を図る。	III	附属小学校では、育友会と連携して導入した安全システムを活用し、児童の登下校時の安全対策を講じた。	
○核燃料物質、RI 及び毒劇物等の適切な管理				
【66】 核燃料物質、RI、毒劇物及び病原体等の管理体制を確立し、使用状況等を毎年検証するとともに、化学物質の移動・登録に関する「PRTR法」への対応を行う。	【66-1】 核燃料物質、RI、毒劇物及び病原体等の使用状況等の検証及び「PRTR法」への対応を継続する。	III	先導生命科学支援センター・アイソトープ実験施設については、平成 20 年 12 月に文部科学省の立ち入り検査を受検し、施設の健全性の確認を受けた。 核燃料物質及び RI については、定期的な検証を行い、全学の放射性同位元素等安全管理委員会において報告した。 「PRTR 法」については、共同研究交流センター環境マネジメント部門が対応し、調査結果は大学ホームページ及び「環境報告書」に公表した。	
	【66-2】 化学物質・薬品類の安全管理を引き続き行う。	III	化学物質・薬品類の安全管理に更に万全を期すため、平成 20 年 3 月に作成した「環境と安全に関する手引き」を基に、化学物質・薬品類の安全管理の徹底を行ったほか、産業医、衛生管理者の巡視の中で安全管理の点検を行った。	

<p>【67】全学の放射線施設の放射線取扱主任者によって構成する協議会を作り，全学の放射線施設の放射線安全管理の調査及び改善・充実を図る。</p>	<p>【67】全学の放射線施設の安全管理点検・調査を引き続き行う。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>平成 20 年 9 月から 10 月にかけて全学の放射線施設の安全管理点検・調査を行った。</p>	
			<p>ウェイト小計</p>	
			<p>ウェイト総計</p>	

[ウェイト付けの理由]

.....

(4) その他の業務運営に関する重要事項に関する特記事項等

1. 特記事項**(1) 学生学習環境の整備**

昨年度に比較し、74,000千円を増額して417,000千円の営繕工事を実施し、講義室等の空調改修、課外活動施設の改修などを進めた。また施設のバリアフリー化を積極的に進めた。

(2) 新型インフルエンザに関する指針の策定

現在新型インフルエンザ発生の可能性が高いとされているアジア諸国と本学は緊密な関係にあることから、予防及び対応をより確実なものとするため、新たに新型インフルエンザ対策委員会を設置し、新型インフルエンザに関する危機管理体制を構築するとともに、「長崎大学における新型インフルエンザの予防及び対応に関する指針」を策定し、即座に大学のホームページへ掲載するとともに、通知文書、電子メール等により各部局、全構成員等への周知を徹底した。

2. 共通事項に係る取組状況

○ 施設マネジメント等が適切に行われているか。

(1) キャンパスマスタープラン等の策定や実現に向けた取組状況

「安心・安全・快適なキャンパス」、「環境に配慮した施設設備」、「学生顧客主義を目指した施設整備」、「教育・研究の高度化、個性化に対応できる施設整備」をキャンパス計画の基本方針とした「文教町2キャンパスマスタープラン」に基づき、工学部本館改修工事、教育学部本館改修工事を実施し、既存施設の再生整備を行うとともに、福利厚生施設から環境科学部本館前広場にかけての通路を歩行者専用広場とし、安全で快適な広場計画の実現に向けた空間を確保した。

また、病院地区については、再開発計画に基づき病棟・診療棟の完成に引き続き、病院本館改修工事に着手し、平成23年度の完成に向けて着実に整備計画を進めた。

(2) 施設・設備の有効活用の取組状況

教育学部本館、工学部本館の改修工事に伴い、教育研究共用スペース（オープンラボ）を確保するとともに、オープンラボについては、競争的スペースとして使用者を全学から公募し、教育研究活動の活性化を図った。また、倉庫として利用されていた旧自家発電施設を情報メディア基盤センターのサーバー室に使用するための改修工事に着手するとともに、原研2号館の情報処理室やセミナー室を、国際保健分野の人材育成を目的として本年度設置した、大学院国際健康開発研究科の講義室や学生控え室等に改修することを決定し、平成21年度に改修工事を行うこととするなど施設の有効活用を図った。

(3) 施設維持管理の計画的取組状況（施設維持管理計画等の策定状況）

「老朽化改善」、「アメニティ改善」、「教育研究環境改善」の3つの視点により作成した施設の維持管理計画に基づき、平成19年度より74,000千円増の約417,000千円（約2割増）の営繕工事（講義室等空調改修、便所改修、建具改修、課外活動施設改修等）を実施した。

(4) 省エネルギー対策等の推進や温室効果ガス排出削減等の環境保全対策の取組状況

地球温暖化防止対策の一環として、環境対策、CO₂削減、地球温暖化防止等の活動に対する理解、積極的関与を、学内の学生、教職員により広く推し進めるために、環境対策等啓発キャンペーンポスター「エコポスター2008」を募集し、234点の応募作品が提出されるなど温室効果ガスの削減への意識啓発を図った。さらに、環境委員会において「長崎大学地球温暖化対策に関する実施計画」を制定し、地球温暖化対策の取組を推進するとともに、前年度に引き続き、本学ホームページや「環境報告書2007」での総エネルギー投入量、CO₂排出量等の公開や省エネルギーへの意識啓発のためのオリジナルポスターを掲示したり、夏場の節電対策として、平成20年度も6月から10月までの5ヶ月間軽装を励行するなどの取組を続行した。

また、長崎県地球温暖化対策協議会の呼びかけに応え、地球温暖化防止への取組として、平成20年7月7日、平成20年12月10日～12日の4日間「ノーマイカーデー運動」を実施し、マイカー通勤の自粛に努めた。その結果、延べ456人の教職員が協力し、削減された二酸化炭素の排出量（推計）は約2,400kgであった。

○ 危機管理への対応策が適切にとられているか。

(1) 研究費の不正使用の防止及び研究活動の不正行為の防止

研究費の不正使用防止については、平成 19 年度に定めた「長崎大学における競争的資金等の適正管理に関する基本方針」及び平成 20 年度に作成した「長崎大学研究費使用ハンドブック」に基づき、競争的資金等に係る適正な運営・管理を行っている。また、研究活動の不正行為の防止については、平成 20 年度に「長崎大学研究者行動規範」を定めるとともに「長崎大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程」を制定し、不正行為の防止等の体制を整備した。

(2) 公益通報の仕組みの整備

法令違反行為の早期発見及び是正を図り、それにより、法令遵守を推進させるため、「長崎大学における公益通報に関する規程」を制定し、本学における公益通報の適正な処理の仕組みを整備した。

(3) 海外緊急事故対策シミュレーションの実施

学生の海外留学、海外研修、国際ボランティア活動等の増加に伴う危機管理対策の一環として「海外緊急事故対策シミュレーション」を実施した。これは、本学の危機管理対策の検証及び危機管理に対する職員の意識向上を目的に実施したもので、国際健康開発研究科の学生 2 名が、長期インターンシップ期間中に、派遣先であるケニアのナイロビ近郊で交通事故に巻き込まれたケースを想定し、役員以下、各部署等から参加した 70 名を超える教職員が、危機対策本部ほか、現地担当班、関係官庁担当班、家族担当班、手配・渉外班、総務・経理班、マスコミ班、家族役及びマスコミ役に分かれ、刻々と変化する現地からの情報をもとにそれぞれの任務を行い、初動対応、危機対策本部の設置、保護者対応、マスコミ対応に至るまでをシミュレーションした。

II 教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標

① 教育の成果に関する目標

中期目標	<p>○大学の理念を教育面から実現するための目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院教育を重点的に充実し、本学における教育の高度化を実現する。そのことにより世界に貢献する「知」を創生しうる研究者を育成する。 ・同時に全学教育（教養教育）、学部専門教育の充実を図り、3者のバランスのとれた教育体制を確立・維持する。即ち、全学教育、学部専門教育においても最高水準の教育を学生に提供しうる体制を構築する。 ・すべての教育課程を通して社会に学ぶ実践教育を重視し、課題探求解決能力を有する職業人養成のシステムを確立する。 ・本学の歴史、地域特異性、理念に基づく特色ある教育科目を創り出す。 ・4年ないし6年の一貫した大学教育を提供するため、全学教育、学部専門教育及び大学院教育のそれぞれの教育目標を明確にする。 <p>①学士課程における目標</p> <p>全学教育においては、幅広い視野と豊かな教養に裏打ちされた人間性を身に付け、問題意識を持って、総合的見地から問題の探求と解決に取り組む力を培うとともに、専門教育の前段としての基礎的素養を涵養する。</p> <p>学部専門教育においては、専門基礎教育の強化に努め、専門領域における見識を備え、専門的見地から問題の探求と解決に力を発揮し、未知の領域においても応用力をもって創造的活動に従事し、地域や国際社会に貢献できる人材を養成するとともに大学院での学術研究にも対応できる課題探求解決能力の涵養を目指す。</p> <p>②大学院課程における目標</p> <p>現代の複雑化した国内的・国際的問題や地域の諸課題に積極的に取り組み、それらを解決しうる実践的能力及び政策立案能力を備えた高度専門職業人並びに論理的に研究し解決しうる創造的能力を備えた研究者を養成する。とりわけ博士課程においては、世界的に評価の高い研究者の養成を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒業後の進路等を指標とする達成指標等を設けるとともに、それらを含む教育の成果・効果等を検証し、その結果を教育課程に反映する等して大学教育の充実に資する。
------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>○教養教育の成果に関する具体的目標</p> <p>【68】 文化・社会・人間・自然に関する人類の知的遺産を多角的に理解することにより、基礎的かつ広範な教養を養う。</p> <p>【69】 自己表現能力の涵養を重視し、自主的な学習・研究態度を身につけさせる。</p> <p>【70】 特定のテーマについて多面的な見方を学習することにより、ものごとを論理的かつ総合的に見る目を養う。</p>		<p>中期目標に掲げる「教育の成果に関する目標」に沿って策定した平成 20 年度計画を着実に実施した。</p> <p>○教養教育の成果に関する具体的目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全学教育に「人間と文化」、「社会と歴史」、「地球と宇宙の科学」などの文化・社会・人間・自然に関する授業科目を引き続き開設し、人類の知的遺産を多角的に理解する基礎的かつ広範な教養を養うとともに、教養セミナーを継続して自主的な学習や研究態度を身につけさせた。また、教養特別講義及び総合科目（「暮らしと地球環境学」などの科目）を継続して、ものごとを論理的かつ総合的に見る目を養った。 ・「情報処理入門」の8クラスにおいて、eラーニングを用いた情報リテラシー教育及び情報倫理教育を行った。 ・オランダ語関連教育を継続・実施した。また、海外短期語学留学プログラムに基づき、語学研修のため、学生を韓国（6名）、中国（14名）、オーストラリア（21名）へ派遣するとともに、新たにドイツ語、フランス語の海外短期語学留学プログラムを
<p>【68, 69, 70-1】 文化・社会・人間・自然に関する授業科目を引き続き配置し、人類の知的遺産を多角的に理解する基礎的かつ広範な教養を養う。</p>		
<p>【68, 69, 70-2】 教養セミナーを継続し、自己表現能力の涵養を重視し、自主的な学習や研究態度を身につけさせる。</p>		
<p>【68, 69, 70-3】 特定のテーマについて多面的な見方を学習する教養特別講義及び総合科目を継続し、ものごとを論理的かつ総合的に見る目を養う。</p>		
<p>【68, 69, 70-4】 科目目標に対する達成状況アンケート等を引き続き実施し、その</p>		

<p>【71】 平和学、長崎学に関するカリキュラムを更に充実させる。</p>	<p>評価をもとに授業の改善を継続する。</p> <p>【71-1】 本学の特色科目である教養特別講義、全学乗船実習及び長崎蘭学関連科目を継続し、平和学・長崎学に関する教育を実施するとともに、成果を検証する。</p> <p>【71-2】 平成 16 年度に開始した英語による短期留学プログラムにおける「長崎で平和を考える」を継続する。</p>	<p>設置した。</p>
<p>【72】 生涯にわたり健康な生活を送ることができるように、健康に関する科学的な基礎知識を学習し、食や生活環境、身体運動、心身の休養などの生活習慣を常によりよく改善し、実践していく能力を身につけさせる。</p>	<p>【72】 健康・スポーツ科学科目に関しては、運動（スポーツ）と食生活の両側面から、学生の健康自己管理能力の向上のための教育を継続するとともに、精神面におけるストレス耐性能力強化のための教育を行う。</p>	
<p>【73】 外国人留学生が大学で学習・研究するために必要な日本語能力を養い、併せて日本社会に関する基礎的知識を修得させる。</p>	<p>【73-1】 留学生が大学で学習・研究するのに必要な日本語能力を養わせるために、全学教育と一般並びに集中プログラムにおいて日本語の授業を引き続き開設する。</p> <p>【73-2】 留学生センター交換留学生プログラムにおける長崎蘭学を継続する。</p>	
<p>【74】 情報処理資源・ネットワーク環境を活用して、主体的に情報を収集、分析、判断、創作及び発信できるように、情報機器や情報通信ネットワークの機能に関わる情報リテラシー、情報モラル等を修得させる</p>	<p>【74-1】 全学教育情報処理科目「情報処理入門」において情報倫理・情報モラル教育を推進する。</p> <p>【74-2】 教員の情報倫理についての知識を深めるため、オンラインでの FD「情報倫理入門」の受講を推進する。</p> <p>【74-3】 全学教育（教養教育）向けのポータルサイト「全学教育ラーニングポータル（仮称）」を開設し、eラーニングを用いた情報リテラシー教育、情報倫理教育を推進する。</p>	
<p>【75】 国際化が進む世界で、異文化を理解しつつ世界の人々との確に意思の疎通を図るため、英語能力のみならず、複数の外国語を修得し、外国語能力の向上を目指す。</p>	<p>【75-1】 平成 18 年度採択現代 GP「現代『出島』発の国際人育成と長崎蘭学事始」におけるオランダ語関連教育を継続する。</p> <p>【75-2】 英語では、共通指導項目に基づき</p>	

	<p>英語運用能力の向上を目指すとともに、習熟度別クラスを本格運用し、また、高い英語能力を有する学生に対するアドバンスクラスを開講する。</p> <p>【75-3】初習外国語では、達成基準を最小限保証するため、共通シラバスに基づく内容の修得を目指す。</p> <p>【75-4】中国語・英語・韓国語の海外短期語学留学プログラムを継続するとともに、ドイツ語及びフランス語の海外短期語学留学プログラムの実施について検討する。</p>	
<p>○学士課程の成果に関する目標を達成するための措置</p>		<p>○学士課程の成果に関する目標を達成するための措置</p>
<p>【76】高度の専門的知識に裏打ちされた実践力を修得させ、優れた専門職業人育成という社会の要請に応えるための適正なカリキュラム編成を行う。</p>	<p>【76】教育学部では改組による学校教育教員養成課程の充実に対応した新カリキュラムを、環境科学部では文理融合教育を充実させた新カリキュラムをそれぞれ実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・歯学部と薬学部間では内科学総論（歯学部）と薬物治療学Ⅰ（薬学部）、内科学各論（歯学部）と薬物治療学Ⅱ（薬学部）などの関連臨床医学科目を相互に受講させるとともに、歯学部と医学部間では解剖実習の一部を共修化した。また、工学部と水産学部間では、リメディアル教育において、物理、化学、数学及び英語を共修した。 ・教養セミナー、情報処理科目、外国語科目においてFDワークショップを継続して実施し、改善型マネジメントサイクルによる授業改善を行った。
<p>【77】学部教育の学際化を図るため、大学院再編に連動して、学部間の単位互換やカリキュラムの相互乗り入れを実現する。</p>	<p>【77】大学院を構成する基礎学部間でのカリキュラムの相互乗り入れ等を更に進める。</p>	
<p>【78】平成14年度に発足した大学教育機能開発センター全学教育研究部門の教員組織を整備し、その機能を全学教育の実施と改善のために有効活用する。</p>	<p>【78-1】有効な全学教育の実施のため、外国語科目担当教員の分野別の構成を見直す。</p> <p>【78-2】全学教育カリキュラムの改革を目指して、シンポジウムなどを引き続き実施することにより、カリキュラム改革案を策定する。</p> <p>【78-3】全学教育の各科目については、それぞれの科目目標を達成するよう、教材やガイドライン等の作成、FDの実施、授業評価分析を行う。</p> <p>【78-4】大学教育機能開発センターで開発を行っている教育マネジメントサイクルを全学教育の改善に活用する。</p>	

<p>○大学院課程の成果に関する目標を達成するための措置</p>	<p>○大学院課程の成果に関する目標を達成するための措置</p>
<p>【79】 従来の研究科を再編し，人文，社会，自然，生命科学の各領域で，授業内容と学位論文の高度化，学際化，国際化を強力に推進する。</p> <p>【79-1】 国際協力の現場で即戦力となる人材を育成するために，国際健康開発研究科（修士課程）を設置する。</p> <p>【79-2】 教育学研究科を改組し，高度専門職業人を養成する教職実践専攻（専門職学位課程）と教科実践専攻（修士課程）を設置する。</p> <p>【79-3】 平成 19 年度「がんプロフェッショナル養成プラン」の採択を受け，医歯薬学総合研究科に，医学・歯学がんプロフェッショナル養成コース等 3 コースを開設する。</p> <p>【79-4】 医歯薬学総合研究科熱帯医学専攻（修士課程）において，「国費外国人留学生（研究留学生）の優先配置を行う特別プログラム」による留学生受入れを開始する。また，生命薬科学専攻（博士前期・後期課程）においては，留学生受入れを継続する。</p> <p>【79-5】 生産科学研究科の専攻の再編，博士前期・後期課程入学定員の見直し等について成案を得る。</p> <p>【79-6】 トップレベルの研究者及びトップマネジメント等による講義，国際シンポジウムの開催，英語による講義，複数組織が連携した教育研究の展開を継続して，学位論文の高度化，学際化，国際化を進める。</p>	<p>・国際協力の現場で即戦力となる人材を育成するために，国際健康開発研究科（修士課程）を新設するとともに，教育学研究科では教職実践専攻（専門職学位課程）と教科実践専攻（修士課程）を設置した。また，平成 19 年度「がんプロフェッショナル養成プラン」の採択を受け，医歯薬学総合研究科に「医学・歯学がんプロフェッショナル養成コース」・「がん専門薬剤師養成コース」及び「がん専門医師養成インテンシブコース」・「がん専門薬剤師インテンシブコース」を開設した。</p> <p>・医歯薬学総合研究科熱帯医学専攻及び生命薬科学専攻特別コースの全ての授業，経済学研究科の「アジア市場分析Ⅰ・Ⅱ」の授業を英語で行うとともに，国際健康開発研究科において，1 年次生全員を対象にネイティブによる補習授業「国際保健コミュニケーション」を約 7 ヶ月間実施した。</p> <p>・学位論文の高度化，学際化及び国際化のため，次の講義等を実施又は開催した。</p> <p>①経済学研究科：我が国を代表するトップマネジメントによる講義の実施及び第 4 回東アジア金融・会計カンファレンスの開催</p> <p>②医歯薬学総合研究科：トップレベルの研究者による講義の実施及び国際シンポジウム「低線量放射線の人体影響リスク」などの開催</p> <p>③国際健康開発研究科：本年度採択の大学院 GP「国際保健分野特化型の公衆衛生学修士コース」による取組として世界トップレベルの研究者及び実務者による集中講義並びにセミナーの実施</p> <p>④生産科学研究科：本学の重点研究課題に採択されている「ナノダイナミクスを機軸とした融合物質科学」の研究グループが主催し，海外著名研究者による招待講演・ポスターセッション等を行う「Nagasaki Symposium on Nano-Dynamics 2008 (NSND2008)」の開催</p>
<p>【80】 テーマに基づくリサーチ（実習）を重視し，世界レベルの成果の達成に向けた指導体制を整備する。それにより大学院生による国際学会発表数や国際的な学術雑誌への論文掲載数を増加させる。</p>	<p>【80】 コースプログラムの充実，英語による授業の展開，副指導教員制度による学位論文指導体制の充実等を引き続き図る。</p>
<p>○学士課程卒業後の進路等に関する具体的目標</p>	<p>○学士課程卒業後の進路等に関する具体的目標</p>
<p>【81】 学生の職業意識向上のために，キ</p>	<p>【81】 企業等の学外組織と連携した教育を</p>
<p>○学士課程卒業後の進路等に関する具体的目標</p> <p>・経済学部では，インターンシップ，社会人講師による講義，公認会計士による制度説</p>	

<p>キャリア教育を充実させるとともにインターンシップなどを通して産業界との連携を強化する。</p>	<p>推進するため、従来のインターンシップ教育に加えて、特色 GP、現代 GP、教員養成 GP、特別教育研究プログラム、大学高度化推進経費による教育改革プログラム等で開発した特色あるインターンシップ教育を充実させる。</p>	<p>明会、通年における就職ガイダンスを週1回行うなど、職業意識向上のための教育を継続した。また工学部では、通常の国内の企業でのインターンシップ以外に、中国深センでのインターンシップを実施するとともに、キャリア討論会や産官学連携プロジェクトを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育学部では研究科説明会を、歯学部では研修医を対象に研究分野毎の説明会を、水産学部では学部3年生への大学院進学ガイダンスをそれぞれ実施した。 医学部医学科及び歯学部では国家試験対策特別講義を、医学部保健学科では模擬国家試験を、薬学部では国家試験対策講習会をそれぞれ実施した。 環境科学部は、環境再生医初級資格認定実施校として認定を受けた。
<p>【82】卒業後の大学院進学において海外留学を選択できるシステム（大学間学術交流協定や留学支援システムなど）の構築を目指す。</p>	<p>【82】重点的に交流を行う海外の拠点大学・機関を選定する作業を開始するとともに、大学院学生交流を促進するためデュアルディグリー制度について検討する。</p>	
<p>【83】大学院進学率の向上を図る。</p>	<p>【83-1】各研究科に係る進路指導、進学ガイダンス、広報活動等を充実させ、大学院進学者の増加に努める。</p> <p>【83-2】社会人、臨床医等の入学を推進するための制度を検討し、可能なものを実施する。</p>	
<p>【84】医師・歯科医師・薬剤師・看護師、理学及び作業療法士など国家試験の合格が必要な職種については、部局ごとに具体的目標を設け、その目標を達成する。</p>	<p>【84】高い国家試験合格率を維持するため、教育内容を引き続き充実するとともに、国家試験対策特別講義、卒業試験、模擬国家試験、国家試験対策ゼミ等を実施・充実させる。</p>	
<p>【85】国等が認定する各種資格の取得を推奨し取得者数の増加を図る。</p>	<p>【85-1】各種資格・免許等の履修の手引きへの記載、説明会の開催、就職情報とあわせた学生への情報提供等により、資格取得の指導を強化する。</p> <p>【85-2】工学部が JABEE 認定制度の中間審査を、水産学部が継続審査を受審する。</p>	
<p>○大学院課程修了後の進路等に関する具体的目標</p>		<p>○大学院課程修了後の進路等に関する具体的目標</p>
<p>【86】高度専門職業人として学生の希望する職種に進むことができるよう、各種資格取得のための指導を強化するなど教育・指導体制を充実する。</p>	<p>【86-1】医歯薬学総合研究科及び生産科学研究科においては、平成17年度採択大学院 GP「国際的感染症研究者・専門医養成プログラム」及び「海洋環境・資源の回復に寄与する研究者養成」による取組を継続し、高度専門職業人養成の指導体制を充実させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大学院修了者の海外派遣を推進するため、重点的に交流を行う海外の拠点大学・機関を選定するための基本方針を、国際交流委員会において「重点交流大学選択あるいは拠点形成についての基本的な考え方」として取りまとめた。

	<p>【86-2】教育学研究科においては、教職実践専攻（専門職学位課程）を新たに設置するとともに、平成 18 年度採択教員養成 GP「出会い、研鑽、臨床で育む高度な支援力」の取組を継続することによって、高度専門職業人養成の指導体制を充実させる。</p> <p>【86-3】経済学研究科においては、新たに、FP（ファイナンシャル・プランニング技能士）など経営・金融関連資格取得に向けての対応を検討する。</p> <p>【86-4】希望する職種への進路を容易にするため、語学検定試験等の受験を推奨する。</p>	
<p>【87】大学院博士前期課程修了者の後期課程への、あるいは修士課程修了者の博士課程への進学率を向上させる。</p>	<p>【87】大学院博士課程及び博士後期課程の進学率向上のため、進学説明会、広報活動を通じて学位取得までのプロセスとメリットを積極的に説明する。</p>	
<p>【88】外部資金や学長裁量経費による複数の大型研究プロジェクトを立ち上げ、課程修了後にポストクとして最先端のプロジェクト研究を担える体制を整える。</p>	<p>【88】外部資金による研究プロジェクト等の立ち上げ・継続により、課程修了後にポストクとして最先端のプロジェクト研究を担える体制を維持する。</p>	
<p>【89】大学間学術交流協定締結を推進し、大学院修了生の学外留学支援システムを充実させる。</p>	<p>【89】大学院修了者の海外派遣を推進するため、重点的に交流を行う海外の拠点大学・機関を選定する作業を開始する。</p>	
<p>○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策</p>		
<p>【90】単位取得状況、進級や卒業研究着手状況、国家試験合格状況など、様々な教育成果達成指標に係るデータの収集・管理・分析システムを確立する。</p>	<p>【90】学生の教育成果達成に係るデータ収集・管理・分析する新 Web 学生支援システムについて、平成 21 年度の導入に向けて準備を進める。</p>	
<p>【91】学生による授業評価システムの不断の改善を行うとともに、その結果を適正に評価するための手法を開発する。</p>	<p>【91-1】学生による授業評価システムの改善のため、「教員による自己評価」の導入、設問の内容・設定システムの改善、全学共通項目とその設問方式について検討するとともに、選択式回答による授業評価が適さない授業に対する新方式での</p>	

	<p>授業評価の試行を行う。</p> <p>【91-2】 マークシートを利用しないオンラインでの回答方式を本格的に採用する。</p> <p>【91-3】 「学生による授業評価」結果の適正な検証・評価手法を開発するため、教務データを連携させた授業評価結果の分析や記述回答欄の回答データを用いた授業評価結果の分析を行う。</p>	
<p>【92】 在学時においては、GPA や単位取得状況、進級や卒業研究着手状況、国家試験合格状況、大学院進学状況など、様々な達成指標を用いて、教育の成果・効果の検証を行う。</p>	<p>【92】 GPA, 単位取得状況等の達成度指標、進級や卒業研究着手状況、国家試験合格状況、大学院進学状況を用いた教育の成果・効果の分析を、全学部において引き続き実施する。</p>	
<p>【93】 卒業後においては、就職先企業等の協力を得るなどして、社会への貢献度の調査を行い、教育の成果・効果の検証を行う。</p>	<p>【93】 平成 18 年度に行った卒業生及び企業への全学アンケート結果に基づき、教育改善を進めるとともに、次回アンケート実施の準備を進める。</p>	

II 教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標

② 教育内容等に関する目標

中期目標

- アドミッション・ポリシーに関する基本方針
 - ・本学の理念を踏まえ、各学部・研究科が求める学生像（アドミッション・ポリシー）を明確にするとともに入試情報を含めこれを積極的に公表する。
 - ・適正な入学定員の検討を行うとともに様々な能力、資質、適性等を多元的に評価するための入試の多様化を含む適切な選抜方法の改善に努める。
 - ・社会人や外国人留学生を積極的に受け入れるための環境の整備等に努める。
- 教育課程に関する基本方針
(学士課程)
 - 【全学教育】**
 - ・4年ないし6年一貫の大学教育を可能にするため、全学の教員が参画する全学協力体制を維持し、全学教育と各学部の専門教育及び高等学校教育と全学教育との有機的な連携を図り、全学教育の目標を達成することが可能なカリキュラム構成とする。
 - 【専門教育】**
 - ・学部間や他大学との単位互換を図りつつ、専門基礎科目から応用科目まで体系的なカリキュラムを編成する。また、様々な分野での社会的要請に応えるようにカリキュラムを充実することによって有能な専門職業人を養成する。さらに専門性を育成するため、必要に応じて、大学院と連携した教育も行う。
- (大学院課程)
 - ・各分野の高度専門職業人及び研究者、教育者の養成を可能にするために、各研究科や専攻等の内容の高度化・先端化・学際化及び国際化に対応できるカリキュラムを体系的に編成する。
- 教育方法に関する基本方針
(学士課程)
 - ・個々の授業科目や各専門分野の特性に応じた、多様な形態の授業科目の提供をさらに推進し、少人数教育の促進、教育補助（ティーチング・アシスタント：TA）の活用や社会の現場における体験学習、また単位制を実質化するため、履修登録単位数の上限設定の制度や自主学習（予習・復習）の促進、資格取得、学習相談・助言体制、他大学等との単位互換等に配慮する。また、学生の学習意欲の向上を目指すとともに、学生による授業評価の分析結果を生かし、学習指導方法を確立する。
- (大学院課程)
 - ・各分野における専門性を一層向上させるために、授業形態、研究指導・支援体制等の改善に努め、きめ細かな教育・研究指導を行う。
- 成績評価に関する基本方針
(学士課程)
 - ・授業科目の特性に応じた成績評価基準を明確にするとともに、学習到達度の総合的な評価を行う。
- (大学院課程)
 - ・成績評価基準を明確にするとともに、修士・博士の学位審査制度の改善を行い、学位授与申請手続きの円滑化と学位授与率の向上を図る。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策		中期目標に掲げる「教育内容等に関する目標」に沿って策定した平成 20 年度計画を着実に実施した。
【94】 本学の全ての入学者選抜に共通するアドミッション・ポリシーを公表・	【94】 本学の全ての入学者選抜に共通するアドミッション・ポリシーを引き続き公	

周知する。	表・周知する。	○アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本学の全ての入学者選抜に共通するアドミッション・ポリシー及びすべての学部、研究科のアドミッション・ポリシーを、平成 21 年度入学者選抜要項（大綱）、学生募集要項及びホームページに掲載し、公表・周知した。 ・ 入学定員の適正さを点検し、平成 21 年度入試から募集人員を医学部では 5 名増員し、歯歯薬学総合研究科では 22 名減員することにした。また、既に秋季入学を導入している研究科においては、引き続き秋季入学制度を実施するとともに、新たに生産科学研究科博士前期課程環境系の 2 専攻及び水産学専攻において秋季入学制度を導入した。 ・ 国際協力の現場で即戦力となる人材を育成する国際健康開発研究科（修士課程）を新設した。また、教育学研究科を改組し、高度専門職業人を養成する教職実践専攻（専門職学位課程）と教科指導のリーダーとなる教員を養成する教科実践専攻（修士課程）を設置した。 ・ 改正後の長崎大学アドミッションセンター規則に基づき、本学の入学者選抜全般に関する諸課題に対応する業務を同センターが行うこととし、本学の入試対応体制を強化した。また、AO 入試を含む入試全般にわたる課題に適切に対応するため、アドミッションセンターの兼務教員を対象とした研修会を実施した。さらに入学者選抜方法の質を高めることを目指し、テストスタンダードを共通理解とするための FD を開催した。 ・ 佐世保に加え唐津において、全学部参加の大学入試説明・相談会を開催するとともに、九州地区国立大学合同説明会（開催地：東京・広島・福岡）、九州各地における進学説明会・相談会及び学外における様々な大学説明会に参加し、高校生・高校教諭・保護者等に対応した。 ・ 長崎大学と長崎県教育委員会との協定に基づき、以下の高大連携事業を推進した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 夏季にオープンキャンパスを開催し、5,264 名の参加者を得た。 ・ 出前講座一県内 23 校に 146 名の講師を派遣し、講義を行った。 ・ 高校生のための公開講座一学部で 4 講座を開講し、68 名が受講した。 ・ 「県内高校教諭と本学教員との協議会」については、長崎大学における高大連携推進ワーキンググループにおいて企画を作成し、長崎大学 33 名、長崎県高校教諭 30 名、長崎県教育委員会 1 名が参加して、「長崎大学が実施している入学試験のあり方について」、「高等学校と大学の連携について」の意見交換を行った。 ・ 外国人留学生の入学を促進するため、インド、インドネシア、マレーシアで開催された留学フェアに参加した。また、国内の日本語学校を訪問し、進学説明会を開催した。
【95】平成 14 年度に発足したアドミッションセンターの機能と役割を明確にし、入学者選抜に関する諸課題に対応する先導・支援組織として確立する。	【95】アドミッションセンターの機能を強化するとともに、同センターを中心として入学者選抜に関する諸課題に適切に対応する。	
(学士課程)		
【96】各学部のアドミッション・ポリシーを公表・周知する。	【96】各学部のアドミッション・ポリシーをホームページや学生募集要項等を通じて引き続き公表・周知する。	
【97】入学定員の適正さを点検し、入学者選抜方式(AO 入試、推薦入試、編入学など)と選抜方法(学力検査、面接、小論文・課題論文、実技検査など)について定期的な見直しを行うために、入学者選抜の結果の分析と評価を行う。	【97-1】適正な入学定員について、引き続き点検する。 【97-2】一般選抜の共通問題(数学、理科、英語)について分析・評価を継続する。	
【98】平成 15 年度より導入された高等学校学習指導要領による受験者に対して適切な個別学力検査が実施できるよう、高等学校のカリキュラムの調査と分析・研究を行う。	【98】 (平成 18 年度に実施済みのため、20 年度は年度計画なし)	
【99】オープンキャンパス、出前講座、高校生のための公開講座、ガイダンスセミナー、進学説明会等による適切な高大連携を検討し、そのための教員組織体制を整備する。	【99-1】全学的な大学入試説明・相談会の開催を引き続き実施する。 【99-2】オープンキャンパス、出前講座、高校生のための公開講座、ガイダンスセミナー、進学説明会等による適切な高大連携を引き続き実施する。	
【100】ペーパーテストでは測定不可能な広い意味での学力・能力を測るための選抜技法の開発研究を行い、その運用方法を確立する。	【100-1】AO 入試選抜技法の開発研究を更に推進し、全学体制をより整備した AO 入試選抜組織を確立する。 【100-2】入学者選抜方法の質を高めることを目指して、テストスタンダードを共通理解とするための FD を開催する。	
【101】入学者選抜方式・選抜方法の適切さを評価するために、入学から卒業までの学生の修学状況、卒業後の進路状況、社会における貢献度について追跡	【101-1】卒業後の進路状況、活躍の状況を追跡調査し、そのデータを蓄積する。 【101-2】学生の教育成果達成に係るデータ収集・管理・分析する新 Web 学生支	

調査を行う。また、そのためのデータベースを新たに設計・構築する。	援システムについて、平成 21 年度の導入に向けて準備を進める。
(大学院課程)	
【102】 各研究科のアドミッション・ポリシーを公表・周知する。	【102】 各研究科のアドミッション・ポリシーをホームページや学生募集要項等を通じて引き続き公表・周知する。
【103】 各研究科における定員の適正さを点検し、加えて、将来構想に基づき課程（コース）を増設し、大学院定員の増加を図る。	【103-1】 国際協力の現場で即戦力となる人材を育成するために、国際健康開発研究科（修士課程）を設置する。
	【103-2】 教育学研究科を改組し、高度専門職業人を養成する教職実践専攻（専門職学位課程）と教科実践専攻（修士課程）を設置する。
	【103-3】 平成 19 年度「がんプロフェSSIONAL養成プラン」の採択を受け、医歯薬学総合研究科に、医学・歯学がんプロフェSSIONAL養成コース等 3 コースを開設する。
	【103-4】 医歯薬学総合研究科熱帯医学専攻（修士課程）において、「国費外国人留学生（研究留学生）の優先配置を行う特別プログラム」による留学生受入れを開始する。また、生命薬科学専攻（博士前期・後期課程）においては、留学生受入れを継続する。
	【103-5】 生産科学研究科の専攻の再編、博士前期・後期課程入学定員の見直し等について成案を得る。
【104】 大学院にあっては、入学者選抜において、語学力、基礎学力等、研究遂行能力を総合的に評価する。	【104】 (平成 18 年度に実施済みのため、20 年度は年度計画なし)
【105】 研究科（博士課程）で秋季入学制度の導入を進める。	【105】 生産科学研究科博士前期課程環境系専攻及び水産系専攻において新たに秋季入学制度を実施する。
(学士課程・大学院課程共通)	
【106】 アドミッション・ポリシー及び入学者選抜方式・選抜方法を学内外によ	【106-1】 本学ホームページ内の入試情報及び入試広報のページを一元化し、受験

<p>り周知させるため、広報体制の整備を進める。</p>	<p>者等の利用者が一層利用しやすい広報体制を整備し、その運用を図る。</p> <p>【106-2】アドミッション・ポリシー及び入学者選抜方式・選抜方法については、本学が行う各種入学説明会やオープンキャンパス等のほか、他大学と連携して行う合同説明会や相談会等を通じて、引き続き周知を図る。</p> <p>【106-3】全学的な大学入試説明会・相談会を更に拡充する。</p>
<p>①入学者選抜のための適切な手法を教員に周知させるため、ファカルティ・ディベロップメント（FD）を最大限に活用する。</p> <p>②ホームページを活用し、入試情報の周知に努めるとともに、インターネットの双方向性を活用し、受験者、高校教諭、保護者等からの要望の汲み上げ体制を強化する。</p>	<p>【106-4】入学者選抜における面接での識別力の向上及びテストスタンダードに対する理解の向上等を目的としたFDを充実させる。</p> <p>【106-5】入学者選抜に関する要望・照会・質問等に対応するためQ&Aをホームページに掲載し、要望等に対応した改訂及び充実を引き続き行う。</p>
<p>③ITによる効率的かつ広域的情報処理手法を活用する。</p>	<p>【106-6】高校生向け大学紹介DVDを大学訪問の受験生・保護者、進路指導教諭に配布することを継続する。</p> <p>【106-7】受験生への積極的な情報提供及び情報発信のため、入試携帯電話サイトを継続的に開設する。</p>
<p>【107】産学連携を強化し、関連領域の企業からの社会人入学者を積極的に受け入れる。</p>	<p>【107】社会人入学者を増加させるために、過去に入学実績のある機関等への教員訪問や広報活動を引き続き実施する。</p>
<p>【108】外国人留学生の入学を促進するための適切な措置を講じ、入学者数の増加を図る。</p> <p>①外国人留学生への国や企業、関連機関からの奨学金を積極的に導入する。</p> <p>②外国人留学生のための福利厚生施設や生活支援体制をより一層充実させる。</p>	<p>【108】外国人留学生の入学を促進するため、次の施策を講ずる。</p> <p>①外国人留学生への国や企業、関連機関からの新たな奨学金の獲得を目指す。</p> <p>②外国人留学生と日本人学生の交流及び留学生の課外活動参加を促進する。</p> <p>③「国費外国人留学生（研究留学生）の優先配置を行う特別プログラム」による新プログラムの開設により、英語に</p>

<p>③英語による講義・セミナーの増加を図る。</p>	<p>よる講義・セミナーの増加を図る。 ④世界ニーズに応える医薬品研究開発のためのディプロマコース（英語によるコース）の充実を図る。 ⑤入学志願者の増加を図るため、海外留学フェア及び国内での留学説明会に参加するとともに、海外の協定校に設置している交流推進室を積極的に活用する。</p>	
<p>○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策</p>		<p>○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策</p>
<p>(学士課程)</p>		
<p>【109】全学教育においては、高等学校での教育と学部教育との関係を視野に入れたカリキュラム編成とし、随時カリキュラムの点検・見直しを行う。その編成に当たっては、自主的学習態度、基本的な教養、健康管理の知識・能力の修得、情報処理の基礎能力や複数の外国語の運用能力の養成、多角的視点の確保等を実現しうる科目を配置する。</p>	<p>【109-1】多様な学習履歴を考慮した高大連携カリキュラムの具体的内容の策定を進める。 【109-2】自主的学習態度、基本的な教養、健康管理の知識・能力の修得、情報処理の基礎能力や複数の外国語の運用能力の養成、多角的視点の確保等のために配置された科目を検証し、不断の改善を図る。 【109-3】全学教育と学部教育との有機的連携を視野に、既修得単位認定者、海外短期語学留学プログラム単位修得者、各種検定試験による単位修得者のための授業（英語アドバンスクラス）を開設する。</p>	<p>・全学教育の「英語」科目に関し、入学前の既修得単位認定者、海外短期語学留学プログラム単位修得者及び外国語技能検定試験等による単位修得者のための授業（英語アドバンスクラス）を開設した。 ・全学部において、インターンシップ制度や体験学習、社会（企業、地域社会、コミュニティ）と連携した教育の工夫、あるいはフィールド型の充実した教育を実施し、目標に応じた全学教育及び学部教育を次のとおり行った。 ①教育学部では、保育士の資格取得を可能とする教育課程を新たに開設した。 ②経済学部では、学際化としての経済をはじめ、教育・医療・メディア・芸術・文化など諸領域をカバーした「総合経済b」を開講するとともに、国際化として、中国上海財経大会計学院において「中国会計制度論」を継続して開講した。 ③工学部では、安全及び環境並びに倫理等の内容を含む科目や工学力養成教育のための「創成プロジェクト」科目を設置・開講した。 ④環境科学部では、「社会調査士」の資格取得を可能とする授業科目を新たに配置した。 ⑤工学部の5学科が JABEE 認定制度の中間審査を、水産学部が JABEE 認定制度の継続審査を受審した。 ⑥放送大学との単位互換制度、大学コンソーシアム長崎による長崎県内での大学間単位互換制度をそれぞれ実施した。</p>
<p>【110】専門教育においては、各学部の教育目標に応じて、専門基礎科目から応用科目まで体系的なカリキュラムの編成を行うことを基本とし、必要に応じてカリキュラム編成の点検・見直しを行う。カリキュラムの編成に際しては、さらに次の4つの事項に留意する。 ①インターンシップ制度や体験学習、社会（企業、地域社会、コミュニティ）と連携した教育の工夫、あるいはフ</p>	<p>【110-1】専門教育においては、専門基礎科目から応用科目まで体系的なカリキュラムの編成を継続し、カリキュラムについての点検を行うとともに、必要に応じてカリキュラムを見直す。 【110-2】インターンシップ制度や体験学習、社会（企業、地域社会、コミュニティ）と連携した教育の工夫、あるいはフ</p>	

<p>はフィールド型の教育の充実</p>	<p>フィールド型の充実した教育を引き続き実施する。</p> <p>【110-3】 留学生を長崎地域の小・中学校、高校に派遣する異文化体験実習を継続するとともに、交流活動の成果について評価を行う。</p>	
<p>②教育内容の学際化、高度化及び国際化への対応、また安全、環境、倫理等の内容を含む多様な授業科目の充実</p>	<p>【110-4】 教育内容の学際化、高度化及び国際化への対応を行う。また安全、環境、倫理等の内容を含む多様な授業科目を充実させる。</p>	
<p>③資格認定・取得への対応</p>	<p>【110-5】 教育学部では情報文化教育課程を廃止し、学校教育教員養成課程の一課程に再編する。また、幼稚園教育コースでは保育士の資格取得を可能とする。</p> <p>【110-6】 工学部が JABEE 認定制度の中間審査を、水産学部が継続審査を受審する。</p> <p>【110-7】 環境科学部では「社会調査士」関連科目を開講する。</p>	
<p>④学部間、長崎県内外の大学、放送大学との単位互換制度の整備</p>	<p>【110-8】 長崎県外の大学、放送大学との単位互換制度及び学部間でのカリキュラムの相互乗り入れ等を継続する。また、大学コンソーシアム長崎による長崎県内での大学間単位互換制度を推進する。</p>	
<p>【111】 平成 15 年特色ある大学教育支援プログラム「特色ある初年次教育の実践と改善」と「ものづくりを支える工学力教育の拠点形成」を推進し、全国のモデルとなる初年次教育と工学力養成カリキュラムを構築する。</p>	<p>【111-1】 平成 15 年度採択特色 GP「特色ある初年次教育の実践と改善」で提案した教育マネジメントサイクルを改善するとともに、改善型マネジメントサイクルによる授業改善の科目拡大を図る。</p> <p>【111-2】 平成 15 年度採択特色 GP「ものづくりを支える工学力教育の拠点形成」の助成期間終了後も開発カリキュラムに沿って工学力養成教育を実施する。</p>	
<p>(大学院課程)</p>		
<p>【112】 各専門分野における基礎知識のための科目から高度な専門性を有する科目をバランスよく配置するとともに、</p>	<p>【112】 各専門分野における基礎知識のための科目から高度な専門性を有する科目を引き続きバランスよく配置するととも</p>	

随時その内容を検討し、改善策を図る。	に、必要に応じてその内容の改善を行う。	
【113】博士後期課程にあつては、博士前期課程との一貫した教育が実施可能なカリキュラムの編成を検討する。	【113】博士後期課程にあつては、博士前期課程との一貫した教育が可能なカリキュラムの編成を行う。	
○授業形態、学習指導法等に関する具体的方策		○授業形態、学習指導法等に関する具体的方策
(学士課程)		
【114】授業時間外の学習時間を確保できるように、カリキュラムの編成・授業時間割の作成を行う。また履修登録単位数の上限設定の制度を設けるとともに、教室外での自主学習の促進に十分配慮するために、授業科目での予習・復習を適切に指示する。	【114-1】授業時間外の学習時間を確保できるカリキュラムの編成、授業時間割の作成を継続する。また履修登録単位数の上限設定の制度を継続するとともに、教室外での自主学習の促進に十分配慮するために、シラバス等で授業科目での予習・復習を適切に指示する。 ----- 【114-2】eラーニングを利用した教室外での自主学習環境の提供を継続する。 ----- 【114-3】コース管理システムのバージョンアップを行い、より使いやすく安定した自主学習環境を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・全学教育の教養セミナー並びに全学部専門科目で少人数クラスによる対話型教育を継続して実施した。 ・自主学習を支援するeラーニングシステムの利用環境の整備をさらに進め、大学教育機能開発センターでは、歯学部における時間外学習および医学部保健学科における病院実習の取り組みなど、時間外学習の促進と学生の理解度向上のための支援を行った。 ・全研究科で少人数教育を引き続き実施するとともに、経済学研究科、医歯薬学総合研究科、生産科学研究科及び国際健康開発研究科では、複数の指導教員による指導体制を実施した。 ・生産科学研究科では、国際学会等への参加旅費を支援した。 ・留学生センター教員、部局の留学生指導主事等が参加する留学生センター連絡協議会を9月と2月に開催して相互の連携を深め、留学生に対する多様な支援の在り方を検討し、支援体制の実質化を図ったほか、学長と留学生との懇談会を平成19年度に引き続き実施した。
【115】自己表現能力の涵養を図るために、大教室での大人数の講義をできるだけ削減し、少人数のクラスを適宜配置するとともに、少人数セミナーを維持・拡充し、対話型教育を推進する。	【115】従来から行っている「教養セミナー」及び各学部の専門科目において、引き続き、少人数クラスによる対話型教育を推進する。	
【116】シラバスをより充実するために、記載内容や記載形式について定期的な見直しを行い、その活用方法を工夫改善する。	【116】シラバスの活用方法について、引き続き必要な改善を行う。	
【117】シラバスの電子化など、各種学務情報を携帯電話などにより学生がどこからでも閲覧できる環境を構築する。	【117-1】電子化シラバスの効果的な運用を引き続き進める。 ----- 【117-2】携帯電話を利用した学務情報等の提供を引き続き進める。	
【118】学年担任制度、クラス担任制度、少人数担任制度、チューター制度、オフィスアワー制度、TA制度などを活用し、相談・助言・支援体制を整備する。	【118】学年担任制度、クラス担任制度、少人数担任制度、チューター制度、オフィスアワー制度、TA制度などを活用し、相談・助言・支援を行う。	

【119】留学生や社会人学生等の多様な学生に対して、個別の対応によるきめ細かな支援を行うために、チューター制度等を活用する。	【119】チューターガイドブックの改訂及びチューターオリエンテーション（春・秋）の継続実施等により、チューター制度の充実を図る。
【120】大学院生による教育補助としてのTA制度を充実し、その活用を図る。	【120】大学院生による教育補助としてのTA制度を充実し、その活用を図る。
【121】学生の理解度を高めるために、教材の開発や講義方法の工夫を行い、情報機器、ビデオ、教材提示装置などの視聴覚設備を活用した授業科目を適宜配置するとともに、電子情報メディア機能を活用し、eラーニングを推進する。	【121-1】コース管理システムのバージョンアップを行うことにより、eラーニング教材の開発を促進し、eラーニングを用いた時間外学習、学生の理解度向上のための支援を行う。
	【121-2】大学教育機能開発センターにおいて、コース管理システムを用いた先進的なeラーニングの取組に対する支援を継続することにより、各部局におけるeラーニング推進を支援する。
(大学院課程)	
【122】きめ細かな教育・研究指導を実施するため、少人数授業、複数の指導教員による研究指導体制を導入する。	【122】きめ細かな教育・研究指導を実施するため、少人数授業、複数の指導教員による研究指導体制等を継続する。
【123】大学院生の研究成果の国内及び国際学会での発表、論文の学会誌等への公表を促進し、また学外との共同研究、実地調査研究、海外研修等を促すための支援体制を整える。	【123】大学院生の研究成果の発表、論文の学会誌等への公表を促進する。また、学外との共同研究、実地調査研究、海外研修等を促すための支援体制を整える。
【124】各分野の最先端の研究者等による特別講義等を実施する。	【124】国内外の最先端の研究者等による特別講義、セミナー、シンポジウム等を継続する。
【125】シラバスをより充実するために、記載内容や記載形式について定期的な見直しを行いその活用方法を工夫改善する。	【125-1】学習到達目標、成績評価の基準・方法をシラバスに引き続き明示し、教育を実施する。
	【125-2】全研究科において、研究指導計画書に年間研究指導計画等を引き続き明示し、研究指導を行う。
【126】シラバスの電子化など、各種学務情報を携帯電話などにより学生がどこからでも閲覧できる環境を構築する。	【126】シラバスの電子化など、各種学務情報を携帯電話などにより学生がどこからでも閲覧できる環境の整備を継続す

	る。
【127】学生の自主学習のためのインターネット利用環境を整備し、eラーニングを推進する。	【127】eラーニング事業を継続し、学生の自主学習環境を引き続き整備する。
【128】TA制度を大学院教育の一環として位置付け、大学院生の実践教育の一助とする。	【128】TA制度を大学院教育の一環として位置付け、大学院生の実践教育を継続する。
【129】留学生に対しては、留学生センターとの連携も考慮しつつ、留学生それぞれの状況に応じた対応が可能なように、支援体制を整える。	【129】Webを活用して、留学生からの要望や相談を受け付ける窓口を設けるとともに、留学生センター教員と共同して留学生の相談に当たる専門の相談員の配置を目指す。また、学長と留学生との懇談会を引き続き実施する。
【130】社会人学生の履修や研究指導の便宜性を高めるために、昼夜開講制度等、開講時間帯の弾力的運用を導入する。	【130】 (平成18年度に実施済みのため、20年度は年度計画なし)
○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策	
(学士課程)	
【131】適切な成績評価を実施するために、授業形態や授業科目の特性に応じた学習到達度を明示し、それに対応した成績評価の基準を明確にする。	【131】全科目において学習到達目標に対応した成績評価の基準・方法をシラバスに引き続き明示し、それによって教育を進める。
【132】GPAや医・歯学部における統一共用試験等を導入して、学習到達度の基準を設定し、また卒業判定方法について改善を行う。	【132】GPAや医学部、歯学部における統一共用試験等を継続し、学習到達度の測定、履修指導への利用を継続する。
【133】卒業時において、特に優秀な成績を修めた学生については、学長による表彰を行う。	【133】卒業時において、特に優秀な成績を修めた学生について、学長による表彰等を継続する。
(大学院課程)	
【134】適切な成績評価を実施するために、授業形態や授業科目の特性に応じた学習到達度を明示し、それに対応した成績評価の基準を明確にする。	【134】全科目において学習到達目標、成績評価の基準・方法をシラバスに引き続き明示し、それによって成績評価を実施する。
【135】学位授与基準の点検、複数の指導教員制度の導入、審査員の選定方法等	【135】引き続き、全研究科において研究指導方法や学位授与基準・学位審査方法

○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- ・学士課程及び大学院課程の全科目の学習到達目標、成績評価の基準・方法を継続してシラバスに明示したほか、全学部及び全研究科においてシラバスを電子化した。
- ・医学部、歯学部では全国統一共用試験を実施するとともに、教育学部、経済学部、薬学部、工学部、環境科学部及び水産学部では履修登録上限の緩和、履修コースの決定などの基準としてGPAを活用した。
- ・教育目標に沿った課程の修業年限の弾力化や成績優秀者に対する早期修了制度及び長期履修制度を実施し、研究科全体では4名に早期修了制度を、6名に長期履修制度を適用した。
- ・学士課程及び大学院課程において、卒業・修了時に、特に優秀な成績を修めた学生に対し学長等による表彰を行った。

の検討を通じて、学位授与の円滑化と学位授与率の向上を図る。	を予め学生に明示する。	
【136】 教育目標に沿った課程の修業年限の弾力化や成績優秀者に対する短期修了制度を充実する。	【136】 教育目標に沿った課程の修業年限の弾力化や成績優秀者に対する短期修了制度を継続する。	
【137】 修了時において、特に優秀な成績を修めた学生、及び学術研究活動において高い評価を受けた場合など、顕著な業績を挙げた学生については、学長による表彰を行う。	【137】 修了時において、特に優秀な成績を修めた学生や学術研究活動において高い評価を受けた場合など顕著な業績を挙げた学生については、学長等による表彰を行う。	

II 教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標

③ 教育の実施体制等に関する目標

中期目標	<p>○教職員の配置に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育の充実と活性化を図る視点から教員を部局等に適切に配置するとともに、教育支援を充実するために技術職員、TA など支援職員の配置の適正化を図る。 <p>○教育環境の整備に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育環境の改善に努めるとともに、附属図書館、学生自習室等自主学習を支援する施設・設備の整備に努め、全学的な観点から施設の効果的・効率的な利用を推進するとともに、情報ネットワークの拡充・整備を行い、教育の改善に役立てる。 ・附属図書館に関しては、学習・教育・研究の基盤施設として、電子図書館機能及び地域の文化遺産に関するデータベースの整備・充実を図りながら、学術情報を収集・整理・保管するとともに、利用者のニーズに的確に対応できる体制を整える。 <p>○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育の質を向上させるために自己点検・評価システムを構築し、多様な外部教育評価にも柔軟かつ適切に対応する。 ・各種成果指標から明らかにされた教育に関する改善点について全学及び各部局でFDを開催し、その成果を実際の教育に反映させるシステムを完成させ、運営する。
------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○適切な教職員の配置等に関する具体的方策		<p>中期目標に掲げる「教育の実施体制等に関する目標」に沿って策定した平成 20 年度計画を着実に実施した。</p> <p>○適切な教職員の配置等に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全学教育において全学出動体制を継続して実施するとともに、助教の全学教育担当を推進し、全学協力体制の拡充を図った。 ・薬学部において、6年制の実務実習に向け、更に2名の実務家教員の配置を決定した。 ・TA 採用に係る採用数調整システムに基づき、各研究科に適正な人数の TA を配置し、当該研究科の基礎学部における実験、実習、演習等の授業に有効活用した。
【138】部局間の連携による全学横断的な教育実施体制等を検討する。部局等においては、教育活動に重点を置いた教員を適宜配置する。	<p>【138-1】全学教育における全学出動体制を継続する。</p> <p>【138-2】薬学部においては、6年制の実務実習に向け、更に2名の実務家教員又はみなし実務家教員の配置を検討する。</p>	
【139】技術職員等の支援内容と配置を検討・調整するシステムを構築する。	【139】(平成 19 年度に実施済みのため、20 年度は年度計画なし)	
【140】TA の配置科目や教育補助の内容、また TA 採用数を検討・調整するシステムを構築する。	【140】平成 17 年度に作成した TA 採用に関する基本方針及び平成 18 年度に構築した採用数調整システムにより、引き続き TA を有効活用する。	
○教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策		<p>○教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬学部、工学部、水産学部及び生産科学研究科では、全学的運用によるオープンラボを確保し、大型プロジェクトや共同研究等に使用するとともに、各種共用実験室を作り、学部内で設備・機器を共同利用した。 ・情報通信基盤システムの仕様策定委員会を設置し、仕様策定を行うとともに、自主学習を支援する e ラーニングシステムの一本化と講義用、学生用コンテンツの整備を開始した。
【141】講義室の稼働率、狭隘度、設備機器等の現状を調査・点検し、講義室の整備計画、利用計画の方策を策定するとともに、管理情報を教職員が共同利用できるデータベースを構築する。	<p>【141-1】講義室等の利用状況調査結果を教職員が閲覧できるようにし、施設の有効活用を推進する。</p> <p>【141-2】利用状況調査結果をもとに施設の有効活用を図るため、工学部ですでに導入している講義室等予約システムを他</p>	

	学部周知して導入を推進する。		
【142】 大学全体の視野に立った施設運営を推進するシステムを確立し、講義室の効率的、弾力的な利用を促進する。	【142】 文教キャンパスにおける第2期改修工事の完成に伴い、共用スペースを含む講義室を全学的に効率的・弾力的に利用する。		・附属図書館について、次のとおり整備、FD、ガイダンス及び公開事業を行った結果、平成20年度の入館者数は、延べ56万人を超え、前年度より約3.7%増加した。 ①学生のニーズを利用環境や蔵書に反映させるため、引き続き附属図書館主催の学生懇談会を実施するとともに、学生による「選書ツアー」を新たに実施して325冊の学生用図書を購入した。 ②マルチメディアの機器やコンテンツを追加した結果、視聴覚資料の利用件数が前年比で46%増加した（平成19年度利用数：2,840件、平成20年度利用数：4,158件）。 ③空調機の更新、駐輪場の整備、グループ学習室の整備等を行うとともに、附属図書館と放送大学の合築棟において、1階ピロティを書庫にするために周壁を設置した。 ④平日の開館時間を22時までで延長（経済学部分館は夜間主コースに対応して平成18年より22時15分まで開館）するとともに、土日休日の開館時間を更に18時30分までに延長した。 ⑤初年次生を対象に開講の「教養セミナー」では、図書館の利活用に関する「資料収集ガイダンス」を引き続き実施するとともに、テキストやデータベースの実習環境を整備した。また、FDの一環として教員を対象に「パスファインダーを作ろう～学生の文献探索支援ツールとして」を実施した。 ⑥オープンキャンパスにおいて、学生ボランティアによる図書館ツアーを実施するとともに、蔵書検索と文献検索に関するeラーニング教材の公開を行った。
【143】 大学院生や留学生の増加に伴い、大学院生等の研究室、実験室、演習室等及び視聴覚機器等の施設・設備を拡充・整備し、教育研究環境の充実を図る。	【143】 大学院教育及び留学生教育の充実のため、大学院生・留学生の数及び教育プログラムの増加に対応した講義用教室の更なる拡充を図る。		・平成18年度から4年間の計画で進めている図書目録情報の遡及入力について、3年目の平成20年度は、学内予算（10,000千円）及び競争的外部資金（NIIの遡及入力事業：7,500千円）を活用し、図書目録情報12万5千件を遡及入力した。また、地域文化遺産のデータベース化として、平成19年度にオランダから入手した幕末・明治初期の日本古写真アルバム「ボードインコレクション」及び長崎養生所第2代教頭ボードインの講義録をデータベース化し、「長崎学デジタルアーカイブス」に追加した。
【144】 学習図書館機能の充実を図るため、シラバスに記載された参考図書の収集、閲覧座席の増設・更新、検索端末の増設等の整備を行う。	【144-1】 利用者のニーズにあわせた図書館の施設整備を引き続き行う。	【144-2】 附属図書館と放送大学の合築棟において、新たに書庫スペースを創出する。	
	【144-3】 各学部・全学学生懇談会を継続して学生のニーズを直接把握し、図書館施設整備、図書館業務及びサービスに反映させる。		
	【144-4】 附属図書館におけるマルチメディア活用環境の整備及び学生のニーズに対応したコンテンツの充実を引き続き行う。		
【145】 利用者のニーズに対応して、附属図書館の夜間開館時間の延長を実現する。	【145】 学生アルバイトの活用により附属図書館の土日開館時間を延長する。		
【146】 全学的運用により共用する教育研究スペース（オープンラボ）を確保し、また部局等が使用する施設についても、教育研究活動の効率化を図るために、部局内で流動的に共用するスペースを確保する。	【146】 文教キャンパスにおける第2期改修工事の完成に伴い、教育研究共用スペース（オープンラボ）等の共通スペースを確保し、有効に利用する。		
【147】 全学の情報ネットワーク利用のための機器を整備・更新し、IT化に対応した学生の自学自習システムを開発する。	【147-1】 次期キャンパス情報ネットワークシステムの導入を進める。	【147-2】 情報メディア基盤センター情報メディア部門で情報メディアマネージャー体制の更なる充実を図り、自学自習シ	

	<p>システムとしてのeラーニングシステムの運用の改善を図る。</p>	
<p>【148】教員のFD, 学生ボランティア, eラーニング教材を開発することにより, 図書館ガイダンスを充実させる。</p>	<p>【148-1】FDの一環として行ってきた図書館ガイダンスを継続するとともに, 学生ボランティアを活用した学生向け図書館ガイダンスを新たに試行する。 【148-2】図書館利用に関するeラーニング教材を公開する。</p>	
<p>【149】図書資料, 学内貴重資料, 学内学術刊行物等の電子情報化を推進する。</p>	<p>【149-1】学内の蔵書を活用するための基盤となる図書目録情報の遡及入力を引き続き実施する。 【149-2】図書資産管理のためのたな卸を計画的に実施する。</p>	
<p>【150】重要図書の目録データベース, 長崎学デジタルアーカイブス, 長崎大学主要紀要の電子化を実現し, 大学の学術情報発信機能を強化する。</p>	<p>【150-1】平成19年度に購入した幕末・明治期古写真コレクション(「ボードイン・コレクション」)の分析・解説・電子化を行い, 「長崎学デジタルアーカイブス」を充実する。 【150-2】附属図書館は学内内部局等の研究成果を発表する場である学内紀要等の電子ジャーナル化を促進するための支援を引き続き行う。 【150-3】長崎大学学術研究成果リポジトリ(NAOSITE)を持続的に拡充するために, 学内連携を強化する。</p>	
<p>○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策</p>		<p>○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策</p>
<p>【151】教育に関する適切な自己点検・評価を実施する。 ①学生による授業評価及び教育目標達成度評価など適切な教育評価法を開発する。</p>	<p>【151-1】本学における教育評価法の更なる改善のため, 下記の取組を行う。 ①「学生による授業評価」においてシラバスに記載された学習到達目標に基づく評価項目の設定を試行する。 ②シラバスに記載された学習到達目標に基づく教育内容の自己点検を推進するため, 学習到達目標に関連した授業評価の結果と教員の自己評価結果との比較による教育内容の検討を行う。 ③これまでにを行った自由記述文の分析に</p>	<p>・教育評価法の更なる改善のため, 自由記述文をテキストマイニング処理したデータの可視化手法に関する研究の開発を行うとともに, 大学教育機能開発センターにおいて開発した教育指導支援システム「iPortfolioMaker」に教員ポートフォリオ作成機能を追加し, シラバス, 授業評価結果, 授業実施報告書, FD受講履歴などの教員の教育記録を集約できるシステムを構築した。 ・教育に関する全学的な自己点検・評価の実施方策の開発研究及び評価フィードバックシステムの開発研究を目的として, 次の事項を実施した。 ①「オンライン授業評価システム」を改良し, 教養セミナー科目における「教員による自己評価」(教員アンケート)を実施した。 ②「学生による授業評価」について, これまでの集計結果に加え, 選択式設問の分析結果, 自由記述設問の分析結果を教員及び学生にフィードバックできるシステ</p>

	<p>関する研究結果を活用し、新たな教育評価法の研究開発を行う。</p> <p>④シラバス、授業評価結果、授業実施報告書、FD 受講履歴など、教員の教育記録を集約した教員のポートフォリオに基づく総合的な教育評価法についての検討を行う。</p>	<p>ムの構築を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学教育機能開発センターでは、「学生による授業評価」業務の効率化を進めるため、マークシートリーダーを新たに2台導入し、読み取り精度・速度を向上させた。また、オンラインによる回答方式を本格的に運用し、オンラインでの授業評価を行い、評価結果を迅速にフィードバックした。 経済学部、経済学研究科、医学部保健学科、歯学部、薬学部及び国際健康開発研究科では、すべての授業科目について授業評価を実施したほか、医学部保健学科では、卒業生による教育に関するアンケート、就職先からの卒業生の評価調査を実施した。 工学部、生産科学研究科では、「学生による授業評価」においてシラバスに記載された学習到達目標に基づく評価項目の設定を試行するとともに、学習到達目標に関連した授業評価の結果と教員の自己評価結果との比較により教育内容を改善した。
<p>②全学教育、専門教育、大学院教育の全ての授業科目について学生による授業評価を実施する。</p>	<p>【151-2】全学教育、専門教育、大学院教育のすべての授業科目において授業評価を実施する。</p>	
<p>③卒業生による教育に関する事後評価、企業等による大学教育に対する評価の導入を検討する。</p>	<p>【151-3】平成18年度に行った卒業生及び企業への全学アンケート結果に基づき、教育改善を進めるとともに、次回アンケート（平成21年度実施予定）の準備を進める。</p>	
<p>④技術系における JABEE 審査など外部評価に積極的に対応する。</p>	<p>【151-4】工学部が JABEE 認定制度の中間審査を、水産学部が JABEE の継続審査を受審する。</p>	
<p>【152】評価結果を適切にフィードバックするシステムを確立し教育改善へ直結させる。</p> <p>①評価結果を教員個人、講座等、部局へ適切に還元する。</p>	<p>【152-1】教員、部局への回答データ・集計データの提供を継続するとともに、より適切な結果を還元できる分析システムを開発する。</p> <p>【152-2】オンラインでの授業評価の実施により、評価結果を迅速にフィードバックする。</p>	
<p>②評価結果をホームページ等により適切に学内外へ公表する。</p>	<p>【152-3】「学生による授業評価」の評価結果について、全体集計、部局別集計、全学教育科目別集計を Web で公開する。</p> <p>【152-4】「学生による授業評価」の個別の評価結果、教員による学生へのコメントを共有する。</p>	
<p>③評価結果を教育改善に効率的に連動させるために、FD などを活用した教育マネジメント・サイクルを確立する。</p>	<p>【152-5】教育マネジメント・サイクルの確立を目指した FD を実施する。</p>	
<p>【153】教員の教育業績に関する評価システムの確立と顕彰・処遇システムの整</p>	<p>【153】平成19年度に明確にした人事評価の基本方針に従って、教員の教育評価を</p>	

<p>備 ①教員の個人評価システムの中で、教育活動に関する点検・評価を実施し、特に高い評価を受けた教員には、一層の向上を促すための適切な措置をとる。</p>	<p>含む業績評価を継続する。</p>	
<p>【154】 大学教育機能開発センター評価・FD 部門の機能と役割を明確化し、その機能を教育改善に有効に活用する。 ①教育に関する全学的な自己点検・評価の実施方策の開発研究及び評価フィードバックシステムの開発研究</p>	<p>【154-1】 大学教育機能開発センター評価・FD 研究部門の機能を強化するため、下記の組織整備を実施する。 ①初年次教育研究開発部門を統合再編する。 ②「教育研究特別経費」プロジェクトの採択にあわせて、実施体制の整備を行う。</p> <hr/> <p>【154-2】 教育に関する全学的な自己点検・評価の実施方策の開発研究及び評価フィードバックシステムの開発研究を目的として、下記の取組を行う。 ①授業実施報告書の電子化を行い、得られたデータの分析に着手する。 ②「教員による授業の自己評価（点検）」について検討し、「学生による授業評価」システムと同等のシステムとして運用を開始する。 ③「学生による授業評価」について、これまでの集計結果に加え、選択式設問の分析結果、自由記述設問の分析結果を教員及び学生にフィードバックできるシステムの構築を開始する。</p>	
<p>②学生による授業評価業務の実施</p>	<p>【154-3】 授業評価業務の実施体制の見直しを継続し、更に効率化を進める。 【154-4】 授業評価業務における情報セキュリティ対策の一環として、全ての業務用端末をシンクライアントで置き換える。 【154-5】 授業評価実施の柔軟性の向上及び授業評価業務の効率化を図るため、従</p>	

<p>③評価データの管理と全学的な視点からの分析</p>	<p>来のマークシート方式に加えて、オンラインによる回答方式を本格的に運用開始する。</p> <p>【154-6】過去の授業評価データ（平成14年度～平成18年度）の管理を「授業評価システム」に統合する作業を継続し、平成15年度分のデータの整理及び平成14年度及び平成15年度分のデータの移行を完了する。</p> <p>【154-7】授業評価のデータを適切に管理し、詳細な集計・分析結果を公表する。</p>	
<p>○教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策</p>		<p>○教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策</p>
<p>【155】全学向けに以下の項目に重点を置いたFDプログラムを開発し、毎年効果的に全学FDを実施する。</p> <p>①高等学校と大学（低年次）カリキュラムの導入的接続</p> <p>②全学教育と専門教育カリキュラムとの有機的接続</p> <p>③全学教育に関する目標到達度評価に沿ったシラバス作成</p> <p>④全学教育に関する効果的な教材開発法</p> <p>⑤全学教育カリキュラムに沿った授業管理法</p>	<p>【155】全学FDカリキュラムの整備を目的として、下記の取組を継続する。</p> <p>①高等学校と大学（低年次）カリキュラムの導入的接続のFDを実施する。</p> <p>②全学教育と専門教育カリキュラムとの有機的接続のためのFDを実施する。</p> <p>③全学教育に関する目標到達度評価に沿ったシラバス作成のためのFDを実施する。</p> <p>④全学教育に関する効果的な教材開発法のためのFDを実施する。</p> <p>⑤全学教育カリキュラムに沿った授業管理法のためのFDを実施する。</p>	<p>・大学教育機能開発センター及び学部・研究科において次のFDを実施した。</p> <p>①全学教育と専門教育カリキュラムとの有機的接続のためのFD</p> <p>②全学教育に関する目標到達度評価に沿ったシラバス作成のためのFD</p> <p>③教材開発法のためのワークショップ型FD</p> <p>④主に本学着任1年未満の教員を対象とする授業管理法のためのFD</p> <p>⑤経済学部、医学部医学科、環境科学部、水産学部、経済学研究科、国際健康開発研究科における専門教育及び大学院教育に関するFD</p> <p>⑥薬学部の教員を対象とする薬学6年制のためのFD</p>
<p>【156】教育の改善を不断に図るの一助として、専門教育に関する各学部独自のFDを毎年開催する。</p>	<p>【156】各部局において、専門教育及び大学院教育に関するFDを実施する。</p>	
<p>【157】オンラインによるFDのシステムを構築し、講演形式・ワークショップ形式などの既存の実施方法と併せた総合的なFD実施体制整備を行う。</p>	<p>【157-1】オンラインFDシステムの見直しを行い、全教職員がオンラインによるFDを受講できる環境を整備する。</p> <p>【157-2】新規オンラインFDコンテンツの開発を継続し、既存オンラインFDコンテンツの改善を行う。</p> <p>【157-3】オンラインFDコンテンツの利用を前提としたFDカリキュラムの開発</p>	

	を行い、オンライン FD コンテンツを利用した講義形式・ワークショップ形式の FD を実施する。	
【158】 FD プログラムとその成果を評価し、評価結果はホームページ等を通じて学内外に公表する。	<p>【158-1】平成19年度に実施された全学 FD に関して、FD プログラムとその成果を評価し、結果を Web で公開する。</p> <p>【158-2】各部局において、部局 FD の成果データの公開を継続する。</p>	
<p>【159】大学教育機能開発センター評価・FD 部門の機能と役割を明確化し、その機能を教育改善に有効に活用する。</p> <p>①全学教育 FD プログラムの研究開発と実施を主に担う。</p> <p>②部局の要請に応じて各部局 FD プログラム開発の支援を行う。</p>	<p>【159】大学教育機能開発センター評価・FD 研究部門の機能を強化するため、下記の組織整備を実施する。</p> <p>①初年次教育研究開発部門を統合再編する。</p> <p>②「教育研究特別経費」プロジェクトの採択にあわせて、実施体制の整備を行う。</p>	
【160】情報関連教職員により構成されたプロジェクトチームを構築し、情報化時代に対応した、マルチメディア教材と e ラーニングのコンテンツ開発の全学的体制を整備する。	【160】 e ラーニング支援者（大学院学生）を雇用し、自学自習システムとしての e ラーニングのコンテンツ作成をサポートする。	
○全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策		○全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策
【161】補習授業等特定の科目については適切な授業実施が可能となるよう、関連大学・学部と協力して e ラーニングのコンテンツ開発など、教材や授業方法の改善を実施する。	【161】平成15年度採択特色 GP 事業「特色ある初年次教育の実践と改善」及び「ものづくりを支える工学力教育の拠点形成」を助成期間終了後も更に充実させるため、「物理」及び「化学」のリメディアル教育用教材を作成する。	<ul style="list-style-type: none"> 工学部では、「特色ある初年次教育の実践と改善」及び「ものづくりを支える工学力教育の拠点形成」に係る取組を更に充実させるため、「物理」のリメディアル教育用教材を作成した。
【162】全学教育に関しては、大学教育機能開発センターの機能を活用しつつ、全学協力体制で実施する。	<p>【162-1】全学教育実施に係わる全学教育実施委員会、科目別委員会を更に充実し、学士力養成に効果的な全学教育を展開する。</p> <p>【162-2】助教の全学教育担当を推進し、全学協力体制の拡充を図る。</p>	
○学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項		○学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項
【163】学部・研究科間で共通する授業科目等については共同講義の実施を推進	【163-1】大学院を構成する基礎学部間でのカリキュラムの相互乗り入れ等を更に	<ul style="list-style-type: none"> 経済学部と水産学部間では、教職関連科目の共同講義を引き続き実施した。 教育学部では、平和・多文化センターの活動の一環として、学術交流協定に基づいた

する。	進める。 【163-2】教職関連科目の共同講義を継続する。	<p>漢陽大学校師範大学（韓国）との交流を引き続き推進するとともに、東北師範大学（中国）等との交流を継続・実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 薬学部では、6年制による高度薬剤師養成に必要な実務実習模擬薬局の整備及び全国統一共用試験（CBT 及び OSCE）の実施を可能にする等、教育環境の整備を継続した。また、創薬研究を主体とする生命薬科学専攻（修士課程）の設置準備に向けて、カリキュラムの原案等を策定した。
【164】特色ある地域の文化や歴史に深く根ざした教育研究を推進する平和・多文化センターの機能を強化し、地域での教育実践に強い教員養成を支援する。	【164】平和・多文化センターの活動の一環として、学術交流協定に基づいた漢陽大学校師範大学（韓国）の講義への学生の参加を引き続き推進する。また、東北師範大学をはじめ、中国の大学との交流の拡大を図る。	
【165】学生の自主的、創造的な活動を支援する創造工学センターの機能を強化、発展させ、工学力（ものづくりを支える総合的な力）教育の拠点形成を目指す。	【165】創造工学センターの工学力（ものづくりを支える総合的な力）教育の拠点としての機能の評価・見直しを行う。	
【166】薬学教育の6年制の実施に向けた教育体制の整備を検討する。	<p>【166-1】薬学部6年制による高度薬剤師養成に必要な実務実習模擬薬局の整備及び全国統一共用試験（CBT 及び OSCE）の実施を可能にする等、教育環境の整備を継続する。</p> <p>【166-2】薬学部の学部教育体制の整備に連動して、臨床研究を主体とする博士課程及び創薬研究を主体とする博士前期・後期課程の大学院設置を検討する。</p>	

II 教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標

④ 学生への支援に関する目標

<p>中期目標</p>	<p>○学生への学習支援に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習相談・助言体制を見直し、学生の修学指導の充実を図るとともに、ITを活用した新しい学習体制を整備し、学生の学習意欲の向上と自主的学習態度の涵養に努める。 <p>○学生への生活支援に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生相談体制の整備を図り、心身の健康保持・増進の支援をはじめ経済支援に努める。また、学内外における学生の自主的活動への支援体制を強化する。就職指導と就職活動支援の体制を整備・充実して大学における教育成果が卒業後に十分発揮出来るよう支援する。 ・社会人・留学生等については、生活支援等において特別の配慮を行うよう努める。
-------------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>○学習相談・助言体制等に関する具体的方策</p>		<p>中期目標に掲げる「学生への支援に関する目標」に沿って策定した平成 20 年度計画を着実に実施した。</p> <p>○学習相談・助言体制等に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学部において学年担任制度、クラス担任制度、少人数担任制度、チューター制度などを引き続き導入し、きめ細かな学習支援を実施した。またオフィスアワー制度を継続するとともに、TA 制度を活用して学習相談・助言体制を充実させた。 ・GPAや単位取得状況、TOEIC等の達成度指標を用いた教育の成果・効果の分析を引き続き実施するとともに、留学生には学生チューターを配置して学習支援等の相談・助言を行った。また、単位取得状況の把握をより容易にする新Web学生支援システムの平成22年度本格稼働に向けて、導入計画に沿って準備を進めた。 ・講義室、自習室を始めとする学内のネットワーク環境整備のため、情報通信基盤システムの平成 21 年度導入に向けて仕様の策定等に着手した。さらに学内ネットワークの整備と併せ、多様な学習形態を実現できるeラーニングシステムの運用体制を整え、教員・学生の利用環境を整備した。また、講義用ホームページとしてeラーニングシステムの利用を促進した結果、eラーニングシステムを利用する教員や学生が増加した。
<p>【167】 学年担任制度、クラス担任制度、少人数担任制度、チューター制度など学部に適した体制を整備するとともに、TAを配置して指導を充実させる。</p>	<p>【167】 学年担任制度、クラス担任制度、少人数担任制度、チューター制度など学部に適した体制を維持するとともに、TAを配置して充実した指導を行う。</p>	
<p>【168】 オフィスアワーの実施を推進する。</p>	<p>【168-1】 オフィスアワーの実施を継続する。</p> <p>【168-2】 学長と学生の懇談会に加えて、各部局においても学生と教職員との懇談会を実施する。</p>	
<p>【169】 「学生何でも相談室」と、学部等の相談員との連携を密にして相談機能の向上を図る。</p>	<p>【169-1】 「学生何でも相談室」等における学生からの相談事例を、平成 19 年度に設置した学生相談支援等協議会で検証し、その対応について学部等の相談員と連携することで相談機能を向上させる。</p> <p>【169-2】 ホームページに掲載した「学生相談Q&A」の内容を更に充実させる。</p>	
<p>【170】 単位取得状況の把握による指導体制を確立する。</p>	<p>【170-1】 各学部においては、GPA、共用試験、到達度試験等を用いて教育の成果・効果を把握し、チューター制度等を活用して分析結果を用いた指導を継続する。</p> <p>【170-2】 単位取得状況の把握をより容易にする新 Web 学生支援システムについて</p>	

	て、平成 21 年度の導入に向けて準備を継続する。	
【171】 IT 活用のための情報インフラ（自習室、講義室のネットワーク環境等）を計画的に整備する。	【171】 講義室、自習室へのネットワーク環境整備を推進する。	
【172】 IT 支援による新しい学習体制（教育用サーバを利用したコンピュータ支援授業、衛星回線・インターネット等を利用したオンライン共同授業など）の整備を行い、多様な学習形態を実現する。	<p>【172-1】 全学教務委員会の下に設置された e ラーニングに関するワーキンググループの検討結果に基づき、全学の教育を対象とした教育用の e ラーニングのポータルサイトを立ち上げ、多様な学習形態を実現できる基盤整備を始める。</p> <p>【172-2】 講義用ホームページとして情報メディア基盤センターの e ラーニングシステムの利用を更に促進する。</p>	
○生活相談及び就職支援等に関する具体的方策		○生活相談及び就職支援等に関する具体的方策
【173】 学生生活全般にわたるアンケート調査（学生生活調査）を全学生を対象に中期目標期間中に 2 回行い、学生の現況と要望を的確に把握し重点支援方策を設定するとともに、目標達成度の評価資料としても活用する。	【173】 平成 18 年の学生生活調査結果により、学生のニーズに対応するために制定した重点支援方策に基づき、引き続き学生を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年度に実施の第 10 回学生生活調査結果の分析結果に基づき平成 19 年度に設定した重点支援方策について、各支援項目の支援状況を検証するとともに、同方策に基づき課外活動施設等の整備、図書館の夜間開館時間延長等を行った。 「学生何でも相談室」に引き続きカウンセラー 2 名を配置するとともに、ピアサポーターを増員し、学生が相談しやすい環境整備を行った。また学生相談支援等協議会において、学生の修学、生活、こころ等の問題を全学部で共有するとともに、機動的かつ迅速な対応を行うため、全学的相談体制を整備した。 新たに設置した保健・医療推進センターにカウンセリング部門を新設し、学長管理教職員ポストでカウンセラーの准教授を平成 21 年 4 月 1 日付けで配置することにした。 学長と学生との懇談会、各部局における学生と教職員との懇談会を開催し、学生の修学上の問題点や学生からの様々なニーズの把握に努めた。また、学生へのきめ細かな指導・対策を行うため、「休・退学実態調査委員会」が平成 19 年度に行った休・退学等の原因調査の調査結果報告書を教職員へ配付した。 学生に対する薬物乱用防止の遵法意識の啓発のため、講演会を実施するとともに、全学教育講義のため、講演会の録画を基にビデオの作成を進めた。 「就職何でも相談室」における相談日及び相談時間を拡充し、増加する相談件数や学生個々の就職活動におけるニーズに対応した。また、全学の就職支援担当教職員が就職支援事業の情報を共有化するとともに、学内合同説明会を引き続き実施した。 競技会、展覧会、学会等での成績優秀者及びボランティア活動等、学生の自主的活動に対し、学長表彰を行った。また、社会人学生に対する再チャレンジ支援プログラムによる授業料免除、各種財団等の奨学金制度による給付奨学生の確保を行った。さら
【174】 学生相談体制の整備と「こころ」の健康保持	【174】 学生相談体制の整備と「こころ」の健康保持	
①「学生何でも相談室」にインターカー（相談窓口）を配置し、学生が相談しやすい環境を整備するとともに、専門のカウンセラーを適切に配置する。	①相談者の増加とピアサポート活動の活発化に対応するため、学生相談対応のカウンセラー 2 名を引き続き配置する。	
②各部局における学生支援担当者と、保健管理センターにおけるメンタルヘルス相談担当者、学生支援センター担当者との連携を十分に相談機能の充実を図る。	②各部局の学生何でも相談員及びメンタルヘルス相談担当者と、新たに設置する「保健・医療推進センター（仮称）」に開設するカウンセリング部門所属のカウンセラーで組織する学生相談支援等協議会において、学生相談に係る職員の連携を強め、相談機能を充実させる。	
③各学部は、休・退学、留年、不登校	③平成 19 年度に設置した「休退学実態	

<p>の実態の定期的な調査と対応の体制を整備する。</p>	<p>調査委員会」の結果を活かし、きめ細かな指導・対策や FD の実施により、休・退学の減少に努める。</p> <p>④平成 19 年度採択学生支援 GP「学生が自ら育む人間関係力醸成プログラム」により充実させた学生支援体制において、学生の自立的活動による人間関係力を推進し、修学意欲向上による休・退学、留年の減少に努める。</p> <p>⑤学長と学生の懇談会に加えて、部局ごとにも学生と教職員との懇談会を実施する。</p>	<p>に TA, RA 経費を引き続き確保し、大学院生の TA, RA への雇用を継続するほか、共同研究経費、科学技術振興調整費、COE, SCOPE 等の外部資金により大学院生を TA, RA, 特別 RA, 研究支援員等へ雇用した。</p>
<p>④学生委員会の下に、学生生活相談とメンタルヘルス対策の現場担当者で組織する「学生相談支援協議会（仮称）」を置き機動的対応を行う。</p>	<p>⑥学生生活相談とメンタルヘルス対策の現場担当者で組織する学生相談支援等協議会で、学生相談の機動的対応のできる体制を作る。</p>	
<p>【175】心身の健康保持・増進等の支援</p> <p>①保健管理センターにおける定期健康診断の受診を徹底させ、学部学生にあっては現状の高受診率（80.7%、新入生 98.7%）を維持するとともに、大学院生の受診率（60.6%）を向上させる。</p> <p>②学生の福利厚生改善のため、長崎大学生活協同組合等と大学との定期的協議の場を新たに設け、特に食堂の整備と健康に留意したメニューの充実を図る。</p> <p>③一般学生にも開放された各種運動施設、コミュニケーションルームと屋外の交流広場の整備に努める。</p>	<p>【175】心身の健康保持・増進等の支援</p> <p>①健康診断の新たな体制作りを検討し、引き続き健康診断の高い受診率を維持する。</p> <p>②学生・教職員の福利厚生を充実させるために、生活協同組合との定期的な協議を引き続き行う。</p> <p>③学生支援施設の整備を引き続き進める。</p>	
<p>【176】就職支援</p> <p>①企業での就労体験を持つキャリアアドバイザーを配置する等就職情報室の充実を図る。</p>	<p>【176】就職支援</p> <p>①「就職何でも相談室」に学外のキャリアアドバイザー配置を継続するとともに、相談期間及び実施方法の更なる充実を図る。</p> <p>②学生支援センターでの学生支援とし</p>	

	<p>て、就職支援室で行っているキャリア形成支援と、平成 19 年度採択学生支援 GP「学生が自ら育む人間関係力醸成プログラム」の事業との協働により、キャリア形成支援を一層充実させる。</p>	
<p>②全学及び各学部の就職担当教職員が連携して全学的就職指導体制を充実・強化する。</p>	<p>③就職支援担当教員・職員等連絡会等で、全学的就職支援事業の情報を共有し、更なる就職指導の充実を図る。</p>	
<p>③外部（企業等）から講師を招きキャリア教育を授業として実施する。</p>	<p>④全学教育では就職委員会がキャリア科目の授業に参画するとともに、各学部では専門教育においてキャリア関連科目の充実を引き続き図る。</p>	
<p>④各学部においてキャリア教育やインターンシップを単位化し、一層の推進と充実を図る。</p>	<p>⑤従来のキャリア教育やインターンシップの単位化・充実に加え、特色 GP、現代 GP、教員養成 GP、特別教育研究プログラム、大学高度化推進経費による教育改革プログラム等で開発した特色あるキャリア・インターンシップ教育を更に充実させる。</p>	
<p>⑤全学及び各学部において進路ガイダンス、講習会、企業訪問、企業説明会などを企画、実施する。</p>	<p>⑥引き続き学内合同企業説明会の実施方法を工夫し、内容等の強化・充実を図る。 ⑦就職に関する学生の自主企画を引き続き支援する。</p>	
<p>【177】 学生の自主的活動の支援 ①競技会・展覧会等での成績優秀者及びボランティア活動などに対する表彰制度や報奨制度を実施する。 ②大学キャンパス施設整備計画の重点項目の一つとして、学生プラザや体育館など学生支援施設の整備・充実に取り組む。</p>	<p>【177】 学生の自主的活動の支援 ①競技会、展覧会、学会等での成績優秀者及びボランティア活動等に対する学長表彰を継続する。 ②学生支援施設の整備を引き続き進める。</p>	
<p>【178】 経済的支援 ①学費免除制度を活用するとともに、外部資金による奨学金制度の創設を目指す。</p>	<p>【178】 経済的支援 ①社会人学生の授業料免除を実施するとともに、各種財団等による奨学金制度の活用を図る。</p>	

<p>②大学院生に対しては、TA、RA（リサーチ・アシスタント）制度によるほか、内部・外部資金の弾力的活用による研究支援員等の枠を拡大する。</p>	<p>②TA、RA 経費を確保し、大学院生のTA、RA への雇用を継続する。 ③外部資金による研究支援員等への雇用を継続する。</p>	
<p>○社会人及び留学生等に対する配慮</p>		<p>○社会人及び留学生等に対する配慮</p>
<p>【179】社会人に対する配慮 ①教育環境に配慮した施設・設備（保育施設、夜間照明、駐車場等）を整備する。 ②学生相談体制、オフィスアワー、食堂等の夜間機能を整備する。 ③利用者のニーズに対応して、附属図書館等の夜間開館時間の延長を実現する。</p>	<p>【179】社会人に対する配慮 ①社会人にも配慮した教育環境の整備を進める。 ②学生相談体制、オフィスアワー、食堂等の夜間機能を継続する。 ③学生アルバイトの活用により附属図書館の土日開館時間を延長する。</p>	<p>・夜間主コースの社会人のため、夜間照明、駐車場等の整備を行うとともに、学生相談体制、オフィスアワー等の夜間機能を継続して実施した。また、留学生交流スペース（プラザ）の設備の更新を行うとともに、国際交流会館等の外国人留学生用宿舎の増築・改修計画をまとめ、平成21年度から整備することを決定した。さらに施設のバリアフリー化を推進し、点字ブロックを整備するなど障害者に対する配慮を行った。</p>
<p>【180】留学生に対する配慮 ①部局の留学生担当専門教育教員を活用するとともに、チューター制度を整備・発展させる。 ②留学生交流のためのスペースを整備・充実させる。 ③国際交流会館の拡充、企業の社員寮等の借り受けなど、留学生用宿舎の確保に努める。 ④留学生のための大学独自の奨学金制度や、外部資金による奨学金制度の創設を目指す。</p>	<p>【180】留学生に対する配慮 ①留学生センター教員と部局の留学生指導主事との連携を制度化し、留学生への支援を充実するとともに、チューター制度を整備・発展させる。 ②国際交流会館、留学生交流スペース（プラザ）等について留学生の声を反映させ、更に設備の充実を図る。 ③留学生用宿舎拡充のための方策を検討する。 ④外部資金による企業等の名称を付した冠奨学金制度の導入を検討する。</p>	
<p>【181】障害者に対する配慮 ①施設のバリアフリー化を一層進める。</p>	<p>【181】障害者に対する配慮 ①施設のバリアフリー化を引き続き進める。</p>	

II 教育研究等の質の向上の状況
 (2) 研究に関する目標
 ① 研究水準及び研究の成果等に関する目標

<p>中期目標</p>	<p>○大学の理念を研究面から実現するための基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学の理念を研究面から実現するため、大学院に重点をおいた研究の一層の高度化を推進し、国際水準の研究成果を生み出すことを目標とする。研究の推進に当たっては、アジアを中心とする諸外国との連携・協力の下、長崎大学として特色のある学問分野を育てるとともに、地域の諸問題を研究課題として積極的に取り上げることを基本とし、そのための資源の重点配分を行う。 <p>○成果の社会への還元に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果は、大学院教育に積極的に反映させ、高度な専門性を備えた人材養成に生かすとともに、地域社会の発展のために活用する。 <p>○研究の水準・成果の検証に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究の水準・成果については、それぞれの学問分野毎に国際基準や社会的評価等を用いて検証する。
-------------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○目指すべき研究の方向性		中期目標に掲げる「研究水準及び研究の成果等に関する目標」に沿って策定した平成 20 年度計画を着実に実施した。
<p>【182】総合大学として本学が有する施設設備や研究組織、研究内容・方法の多様性を活用し、その特性を生かした学際的・総合的研究を推進する。</p>	<p>【182-1】重点研究課題の中間評価を行い、研究課題ごとの推進体制を見直す。</p> <p>【182-2】国際連携研究プロジェクトのマネジメント能力の更なる強化を図り、国内外の機関との共同事業を開始する。</p>	○目指すべき研究の方向性
<p>【183】地域が抱える諸問題を積極的に研究課題として取り上げ、それらの研究活動を通して、当該分野におけるアジアや世界での中核的研究拠点形成を目指す。</p>	<p>【183-1】グローバル COE プログラム、科学技術振興調整費など大型の競争的外部資金の獲得により、世界的な中核的研究拠点の形成を更に推進する。</p> <p>【183-2】国際連携研究戦略本部は関係機関との協議を行い、新規 ODA 関連プロジェクトの受託を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年度に精選した重点研究 10 課題を推進するため、前年度に引続き、学長裁量経費（重点研究課題推進経費）及び間接経費（全学共通経費）により、研究支援員の雇用、国際シンポジウム開催及び共通的研究設備の整備・更新等の支援を行うとともに、グローバル COE を始めとする競争的外部資金獲得に向けた積極的支援を行った。 ・大学高度化推進経費（公募プロジェクト経費）による「萌芽的研究支援」19 件及び「出版助成」1 件の支援に加え、新たに「グループ研究支援」を設け、2 課題を支援した。また、支援内容を見直し、平成 21 年度からは「グループ研究支援」及び「萌芽的研究支援」に代わり、「ステップアップ・再チャレンジ事業」及び「若手教員への研究支援事業」を設けるとともに、従来から支援を行っている「出版助成事業」及び「内地研究員事業」を継続することを決定した。
<p>【184】重点的に育てようとする研究分野を選定し、その研究課題に対して研究費、研究スペース及び人的資源面で積極的に支援する。</p>	<p>【184】重点研究 10 課題が獲得した競争的外部資金の実績等を踏まえて支援要望項目を見直し、支援を継続する。</p>	
<p>【185】本学の特色となりうる基礎的研究や萌芽的研究を推進する。</p>	<p>【185】平成 19 年度の萌芽的研究等支援実施の方法を見直し、基礎研究支援の一環として、大学高度化推進経費（公募プロジェクト経費）による萌芽的研究支援及び文系教員研究成果公表を支援するため</p>	

	の出版助成を継続する。
○大学として重点的に取り組む領域	
【186】 21 世紀 COE プログラムとして採択された「放射線医療科学国際コンソーシアム」と「熱帯病・新興感染症の地球規模制御戦略拠点」の推進。	【186】 グローバル COE 獲得に向けて 21 世紀 COE の後継プログラムとして推進してきた感染症科学分野を積極的に支援する。グローバル COE プログラムに採択された放射線医療科学分野を積極的に支援する。
【187】 東南アジア・東アジアに近いという本学の地理的特性に基づく特色ある研究。	【187】 東アジア経済に関わる研究や日本－台湾－韓国－中国を結ぶ環境学研究教育ネットワーク形成を更に推進する。
【188】 東シナ海域及びその周辺域をフィールドとした海洋環境保全・修復や水産資源育成に関する研究。	【188】 環東シナ海海洋学・水産学研究を国際的に展開するためのワークショップや共同研究を積極的に推進する。
【189】 分子認識科学など最先端分野における国際連携研究。	【189】 「国際感染症創薬研究事業」等、本学の重点研究課題のグローバル COE, その他競争的外部資金の獲得に向けた積極的支援を行う。
【190】 少子化, 高齢化, 地域災害, 医療, 福祉, 健康管理など, 現代の諸問題に加えて離島や山間部の多い長崎の地形的特殊性及び被爆地としての特殊性を踏まえた学際的研究。	【190】 社会的問題の解決や本学の特性を踏まえた学際的研究の推進の一環として, 離島医療に関する研究や医学－工学連携研究を推進する。
【191】 産官と連携し地域企業を活性化するための特徴ある先端的研究。	【191-1】 地域企業を活性化するため, 長崎県新産業創造構想に設定された, 新エネルギー, 創薬・医工連携, 水工・農工連携の研究分野におけるそれぞれのワーキンググループに参画し, アクションプランに則って行動する。 ----- 【191-2】 長崎県や県内企業と連携し, 各省庁等の競争的資金公募に対応した研究プロジェクトの獲得を目指す。
○成果の社会への還元に関する具体的方策	
【192】 既存の産学官交流をさらに推進するために, 大学研究者が有する基礎的・応用的シーズをより積極的に公開	【192】 地域社会との連携を図るため, 産学官連携機構と(株)長崎 TLO との間で大学シーズの紹介と企業ニーズの発掘につ

○大学として重点的に取り組む領域

- ・平成 19 年度グローバル COE プログラムに採択された「放射線健康リスク制御国際戦略拠点」に加え, 平成 20 年度グローバル COE プログラムに「熱帯病・新興感染症の地球規模統合制御戦略」が採択された。
- ・学術交流協定を締結した淡江大学(台湾), 江原大学(韓国)及び杏林大学(中国)を中心に, 日本－台湾－韓国－中国を結ぶ環境学研究教育ネットワーク形成を更に推進した。また, 第 4 回日韓干渉シンポジウム, 「International Workshop, Species Identification Based on Morphology and Molecular Phylogenetic Analysis」, 「The 3rd Asian Conference on Environmental Studies(ACES2008)」等を本学主催で開催した。
- ・地域企業を活性化するため, 長崎県新産業創造構想に設定された, 新エネルギー・環境, 創薬・医工連携, 水工・農工連携の研究分野におけるそれぞれのワーキンググループに参画するとともに, 医工連携研究を促進するため, 「長崎大学医工連携研究推進ラボ」を立ち上げた。
- ・長崎県と連携して応募した「観光ナガサキを支える“道守”養成ユニット」が科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」に, また長崎県工業技術センター等と連携して応募した「非侵襲センシング技術を活用した人に優しい予防・在宅医療システム」が文部科学省都市エリア産学官連携促進事業(発展型)に採択された。

○成果の社会への還元に関する具体的方策

- ・地域社会との産学官交流を推進するため, 学長裁量経費により, コラボ産学官交流会を東京で, 面談相談会を佐世保, 長崎で開催した。
- ・産学官連携機構は, (株)長崎 TLO と協働して大学の技術移転の推進を図った結果,

<p>し、それによる共同研究等を通して地域社会との連携を図る。</p>	<p>いての情報を共有し、連携を強化するとともに、地域社会との産学官交流を引き続き推進する。また、自治体と一体となって取り組む共同研究（治験産業の創出等）を積極的に推進する。</p>	<p>ライセンス契約数は 17 件、契約料は 46,716 千円となり、平成 19 年度に比べ、3 件、37,738 千円増加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎大学学術研究成果リポジトリへの教員の成果登録件数が、この一年で 4,107 件（36%）増加し、平成 21 年 3 月 31 日現在で、15,486 件となった。 ・「長崎大学共同研究交流センターにおける試験等運用方針」を策定し、学内共同利用機器を学外者が利用できるよう体制を整備した。 												
<p>【193】研究活動によって得られた学術情報の有効利用のため、各種情報のデータベース化を図り、その学内支援体制を構築する。</p>	<p>【193-1】産学官連携機構と(株)長崎 TLO が有するデータベースや研究活動内容の情報を共有化し、充実させる。</p> <p>-----</p> <p>【193-2】長崎大学学術研究成果リポジトリ（NAOSITE）を持続的に拡充するために、学内連携を強化する。</p>													
<p>【194】達成された研究成果については、新たな産業の創出に寄与するため、独創的かつ有用な知的財産の創出を進めるための組織（知的財産本部）・技術移転機関（TLO）の連携のもとに技術移転を行う。</p>	<p>【194-1】産学官連携機構と(株)長崎 TLO の密接な活動を通じて、大学のシーズと企業のニーズのキャッチボールのサイクルを促進し、技術移転の推進を図る。</p> <p>-----</p> <p>【194-2】産学官連携機構は(株)長崎 TLO が入居した出島インキュベーターを拠点にして、そこに入居した県内企業への大学の技術の移転活動を推進する。</p>													
<p>【195】学内研究施設・研究室の学外開放を推進する。</p>	<p>【195-1】学内共同利用機器について学外利用の実施状況を調査するとともに、引き続き学外への開放を推進する。</p> <p>-----</p> <p>【195-2】平成 19 年度新たに寄贈された医学部良順会館の学外開放を推進する。</p>													
<p>○研究の水準・成果の検証に関する具体的方策</p>		<p>○研究の水準・成果の検証に関する具体的方策</p>												
<p>【196】本学における研究分野や研究活動の多様性に基づき、研究水準の設置対象を人文、社会、自然、生命科学系に区分し、それぞれの分野での COE 研究水準、学内重点研究水準を検討・設定するための体制を整備する。</p>	<p>【196】平成 19 年度に設定した評価点検項目に基づき、重点研究 10 課題の研究進捗状況を点検・評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重点研究 10 課題にあっては、学長、理事及び外部評価委員等による中間評価を行い、3 年間の進捗状況を検証するとともに、各研究課題の今後の推進体制の見直しを行った。 ・SCI 及び SSCI 登録雑誌への受理論文数、インパクトファクター数等について、部局にあっては業績の公開、インセンティブの付与等を行った結果、平成 19 年度に比べ、若干ながら増加した。 												
<p>【197】生命科学系では、中期目標期間中に SCI 及び SSCI 登録学術雑誌への受理論文数やインパクトファクター合計点を増加させる。</p>	<p>【197】SCI 及び SSCI 登録学術雑誌への受理論文数やインパクトファクター合計点の前年度までの結果を踏まえ、増加策の検証を行う。</p>	<p>生命科学系の SCI 及び SSCI 登録雑誌への受理論文数</p> <table border="1" data-bbox="1189 1326 2063 1437"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 16 年</th> <th>平成 17 年</th> <th>平成 18 年</th> <th>平成 19 年</th> <th>平成 20 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受理論文数</td> <td>877 編</td> <td>785 編</td> <td>846 編</td> <td>791 編</td> <td>821 編</td> </tr> </tbody> </table>		平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	受理論文数	877 編	785 編	846 編	791 編	821 編
	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年									
受理論文数	877 編	785 編	846 編	791 編	821 編									
<p>【198】人文、社会、自然、生命科学系では、中期目標期間中にレフリー付きの</p>	<p>【198】人文、社会、自然、生命科学系全ての分野で、中期計画期間中に学術雑誌</p>													

<p>学術雑誌に公表する研究論文や著書などの発表件数、特許の出願数を中期目標期間中に増加させる。</p>	<p>に公表する研究論文や著書等の発表件数、特許の出願数の平成 19 年度までの結果を踏まえ、増加策の検証を行う。</p>
<p>【199】 社会への説明責任を果たすために、研究内容と成果を公開することによって、社会からの意見等を研究活動の水準の向上と改善に結びつける。</p>	<p>【199-1】 重点研究課題や大型研究プロジェクトの成果をホームページ等で積極的に公開する。</p> <p>【199-2】 地域の産業・生活と関係の深い研究内容を中心テーマとして学部横断型サイエンスカフェの実施を推進し、最新の研究成果をもとにした市民との対話の機会を積極的につくる。</p> <p>【199-3】 学部等が行う公開講座・シンポジウム等を引き続き実施し、研究成果を地域・市民で共有する機会を提供する。</p> <p>【199-4】 重点研究 10 課題では学外有識者による評価を実施する。</p>
<p>【200】 各部局においても上記項目等の検討によって共通認識となされた水準に従って研究の進展状況を評価する。</p>	<p>【200】 平成 20 年度評価作業を行う過程で各部局の研究進展状況を自己点検・評価する。</p>

生命科学系のインパクトファクター数

	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
インパクトファクター数	2,732.418	2,274.708	2,659.698	2,165.497	2,307.675

人文、社会、自然、生命科学系全ての分野の研究論文、著書数及び学会発表数等

	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
審査制を備えた欧文の発表論文数	1,402	1,391	1,577	1,508	1,555
審査制を備えた和文の発表論文数	660	639	721	606	703
審査制を備えない欧文の発表論文数	462	476	251	252	275
審査制を備えない和文の発表論文数	681	758	1,041	1,106	882
著書（教科書・専門書等）	466	552	460	420	349
国際学会での研究成果の発表回数	1,107	1,086	1,155	1,193	1,229
国内学会での研究成果の発表回数	3,801	3,716	4,207	4,288	4,052
学術賞の受賞件数	100	91	93	72	68

人文、社会、自然、生命科学系全ての分野の特許出願数

	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
特許出願数	27	58	46	68	36

- 平成 19 年度グローバル COE プログラムに採択された「放射線健康リスク制御国際戦略拠点」、平成 20 年度グローバル COE プログラムに採択された「熱帯病・新興感染症の地球規模統合制御戦略」及び重点研究 10 課題等の研究成果等を長崎大学ホームページに掲載し、積極的に公開した。
- 長崎大学と長崎市教育委員会との共催で「長崎の海と食料」をテーマに 5 回、「食と健康」をテーマに 5 回、計 10 回の「長崎出島サイエンスカフェ」を実施した。また、長崎大学として 15 の公開講座を実施するとともに、各部局においても公開講座・シンポジウム等を開催することにより、研究成果を地域・一般市民と共有した。

II 教育研究等の質の向上の状況
 (2) 研究に関する目標
 ② 研究実施体制等の整備に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> 研究科内，研究科間の学内共同研究，関連研究分野間の国内，国際共同研究，海外研究拠点形成を視野に入れた研究，地域的要請の高い研究等の中から重点研究課題を選定し，多様な研究活動を柔軟に推進できる弾力的研究実施体制を整備する。これらの研究を大学全体として支援するため，研究者及び研究支援者等の配置，研究費等の配分，研究設備・スペースの整備等に当たっては，重点的に資源を配分する。重点研究課題に関しては，一定期間毎に，適正な評価を行う。その他基礎的研究，萌芽的研究等すぐに成果が現れることが困難な研究の推進を図る。 課題研究等によって得られた研究成果は，その適正な管理に努めるとともに，そのための環境整備に努める。 積極的な産学官の連携を通して新研究領域への進出と開拓を進め，独創的かつ有用な知的財産の創出を進めるための組織を構築し機能させる。 研究活動及びその成果については，適正な評価を行うとともに，その評価結果を研究支援の在り方等に反映させる。
------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○適切な研究者等の配置に関する具体的方策		中期目標に掲げる「研究実施体制等の整備に関する目標」に沿って策定した平成 20 年度計画を着実に実施した。 ○適切な研究者等の配置に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> テニユアトラック制度による助教を新たに 3 名採用（平成 21 年 3 月 31 日現在の在籍者数：14 名）するとともに，グローバル COE プログラム等の競争的外部資金により，ポスドクを 47 名採用した。また，優秀な大学院生を引続き RA として採用した。 平成 20 年度に在籍した外国人教員は 39 名（年度内新規採用者：3 名）であり，また，日本学術振興会の特別研究員 8 名，外国人特別研究員 1 名及び外国人客員研究員 35 名を受け入れた。 宮崎大学で開催された「技術職員スキルアップ研修」へ 3 名の技術職員を派遣し，技術的資質の向上を図るとともに，本学においても「生産技術室技術研修会」，「坂本技術区技術職員研修」及び「工学部教育研究支援部技術報告会」を開催し，技術職員等の技術的資質の向上を図った。
【201】多様な研究活動を柔軟に推進するための研究者及び研究支援者の配置を可能とする全学的な調整システムを構築する。	【201】テニユアトラック制度について，対象人員の拡大を目指す。	
【202】国際共同研究のための海外からの専門家の招聘を推進する。	【202】教育研究の国際化に向けて，海外からの教職員の採用を引き続き推進する。	
【203】重点研究プロジェクトのポスドク採用を推進するため，その財政的基盤構築を含めた全学レベルでの支援体制を整備する。	【203】重点研究 10 課題を中心に大型競争的資金等を用いたポスドクの採用を推進する。	
【204】研究方針に沿った客員研究員，日本学術振興会特別研究員等を積極的に受け入れる。	【204】各研究課題の研究方針に沿って，客員研究員等の採用を進める。	
【205】RA を重要な研究支援者として，さらに有効に活用できるような体制を整備する。	【205】RA の活用を引き続き促進する。	
【206】技術職員及び教務職員の適切な配置のための見直しを行い，技術的レベルの向上と研究面における活性化を図る。	【206-1】工学部教育研究支援部において，「工学部教育研究支援部技術報告会」を実施する。また，ものづくりに必要な工作機械の操作習得のための「生産技術室技術研修会」を実施する。	

	<p>【206-2】「坂本技術区技術職員研修」を実施する。</p> <p>【206-3】引き続き、九州地区国立大学法人等が輪番で開催する「技術職員スキルアップ研修」及び「技術専門員研修」へ技術職員を派遣する。</p>	
○研究資金の配分システムに関する具体的方策		○研究資金の配分システムに関する具体的方策
【207】長崎大学で育てるべき重点研究課題の選定など、研究の企画・推進を図るための研究企画推進委員会を設置し、重点的資金配分を行う体制を整備する。	【207】平成19年度に設定した評価点検項目に基づき、重点研究10課題の研究進捗状況を点検・評価し、各課題からの支援要求項目をグローバルCOE企画運営委員会の審議を経て、役員会で決定する。	<ul style="list-style-type: none"> 重点研究10課題にあつては、評価点検項目に基づき、研究進捗状況を研究企画推進委員会委員で点検・評価し、その結果をもとに、学長及び研究担当副学長で支援項目を決定した。また、学長、理事及び外部評価委員等による中間評価を行い、3年間の進捗状況を検証するとともに、各研究課題の今後の推進体制について見直しを行った。
【208】重点配分対象となった研究課題に関しては、一定期間毎に研究成果の報告を義務づけ、ホームページ等で公表する体制も整備する。	【208】重点研究10課題についてはホームページへの成果の公表を継続する。	
○研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策		○研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策
【209】研究施設・設備の充実と効率的利用を図るため、研究目的に沿った研究スペース及びオープンラボの創出と研究室配置を行う。	【209】老朽化整備が完了した部局では研究スペース配分を基準に則って適正に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 間接経費（全学共通経費）によりガンマカウンター及び動物実験安全管理用の高圧蒸気滅菌装置を先導生命科学研究支援センターへ設置するとともに、本部目的積立金により器官から分子までの可視化解析システムを共同研究交流センターへ設置し、全学共同利用を開始した。また、共同研究交流センター及び先導生命科学研究支援センターで所有している研究機器の情報を引続きホームページで公開し、研究機器の有効活用を図った。 環境情報データベースである「EBSCOhost GreenFILE」の導入、人文・社会系では「19世紀20世紀英国議会資料：オンライン版」のトライアルを実施するなど、学術情報の整備を進めた結果、電子ジャーナル及びデータベースの利用は対前年比で約14%増加した。また、附属図書館委員会において、平成21年度以降の電子ジャーナル・データベースの購読、電子学術情報利用支援ツールの導入に関する方針を確定した。
【210】重点研究や外部資金を獲得した研究が効率的に行えるよう、オープンラボ並びに共通実験施設などの研究スペースを、公正な配分基準のもとに、適切に配分する体制を確立する。	【210】医歯薬学総合研究科薬学系の坂本キャンパス移転を実現するための方策の検討を更に推進する。	
【211】外部資金による大型研究費を活用して共同研究設備を優先的に整備する。	【211】外部資金に附随する間接経費を活用し、共同研究設備の充実を図る。	
【212】学内共同教育研究施設等施設の整備と研究設備の充実を推進するために、施設の機能的統合を図り、施設及び設備の維持管理と全学的視点に立った計画的運営方法を策定・実施するための体制を構築する。	【212】学内共同教育研究施設等の再編・統合に伴い、支援事務組織の再編成を行う。	
【213】学内共同教育研究施設等に設置さ	【213-1】各研究分野内で所有している研	

れる実験機器の共同利用の推進を図るために各研究分野内で現在所有している研究機器についての情報を全学に公開する。	究機器についての情報公開を一層推進するとともに、既に公開した施設については活用状況を調査し、更なる有効活用を図る。 【213-2】学外調査研究機関との研究施設供用を推進する。
【214】各種セミナー情報や外部資金情報などの情報配信を一元化するための情報網を整備する。	【214】現在の各種セミナーや外部資金などの情報提供の有効性を検証し、改善する。
【215】電子ジャーナル・各種データベース等、電子学術情報を大学に不可欠の学術情報インフラと位置付け、計画的に整備する。	【215-1】平成 21 年度以降の電子ジャーナルの購読及び電子学術情報利用支援ツールの契約について、方針及び計画の策定を進める。 【215-2】人文・社会系資料の充実のための方策を試行する。
○知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策	
【216】積極的な産学官の連携を通して新研究領域の開拓と進出を目指し、知的財産本部を構築し機能させる。	【216】産学官連携機構は(株)長崎 TLO と連携し、大学シーズの紹介と企業ニーズの発掘を行うとともに、知的財産の創出と活用に必要な情報の一元化を図る。
【217】産学官連携の促進と条件整備、プロジェクトの選定と見直し、及び知的財産の保護と成果の移転、有効利用を促進する委員会を組織する。	【217】産学官連携戦略会議を通じて「長崎県産学官連携ビジネス化支援センター推進会議」や「長崎県における産学官連携に関する大学等間ネットワーク」において積極的に情報交換を行うとともに、長崎県や県内企業と連携し、各省庁等の競争的資金公募に対応した研究プロジェクトの獲得を目指す。
【218】ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを新設する。	【218】産学官連携機構は(株)長崎 TLO との連携を密にして出島インキュベーターに入居した研究グループのベンチャー企業化、ビジネス化を支援する。
【219】特許技術移転の増加を図る。	【219-1】平成 19 年度に受託した特許庁委託事業「大学特許の活用の成功例の研究開発」の成果を基に、特許技術移転の増加を図る。 【219-2】産学官連携機構は発明協会から

○知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

- ・共同研究交流センター産学連携部門を担当とし、長崎市が行う地域活性化人材育成事業に参画して「3次元金型ソフト」、「環境分析人材育成」に、また長崎県が行う産学官連携人材育成事業に参画して「組込みソフト人材育成」に取り組んだ。
- ・知的財産本部は、平成 19 年度に受託した特許庁委託事業「大学特許の活用の成功例の研究開発」の研究成果を参考にして、技術移転活動を実施した結果、ライセンス契約数は 17 件、契約料は 46,716 千円となり、平成 19 年度に比べ、3 件、37,738 千円増加した。

	(株)長崎 TLO に派遣された特許流通アドバイザーの協力の下に企業訪問数を増加させる。	
○研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策		○研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策
【220】 重点研究課題 ①適正な評価方法を検討し、一定期間毎に、その基準に基づいた評価を実施し、その結果を公表するとともに、課題研究の見直しや支援の在り方等について検討を行う。 ②中期目標期間終了時までには、評価結果に基づく研究目標の見直しと、目標及び研究水準の次期中期目標期間に向けての策定を行い、公表する。	【220】 重点研究課題 平成 19 年度に設定した評価点検項目に基づき、重点研究 10 課題の研究進捗状況を点検・評価し、その評価結果に基づき各課題への支援の優先順位を決定する。	・重点研究 10 課題にあつては、評価点検項目に基づき、研究進捗状況を研究企画推進委員会委員で点検・評価し、その結果をもとに、学長及び研究担当副学長で支援項目を決定した。また、学長、理事及び外部評価委員等による中間評価を行い、3年間の進捗状況を検証するとともに、各研究課題の今後の推進体制について見直しを行った。
【221】 その他の研究課題 教員の個人評価システムの中で研究活動に関する点検・評価を実施する。	【221】 その他の研究課題 平成 19 年度に実施した教員の個人評価の結果を基に、研究活動に関する評価の在り方を再点検する。	
○全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策		○全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策
【222】 医歯薬学総合研究科放射線医療科学専攻と原爆後障害医療研究施設、及び医歯薬学総合研究科新興感染症病態制御学系専攻と熱帯医学研究所の共同研究体制（いずれも 21 世紀 COE に採択済み）を中心として、国際共同研究及び国内共同研究体制を強化する。	【222-1】 ベトナム及びケニアのプロジェクト拠点を中心とした国際共同研究等を更に推進する。 【222-2】 グローバル COE 採択課題など、国際連携研究に対して研究推進のための支援を引き続き行う。	・東アジア地域を中心とする海洋関連の国際共同研究を推進するため、平成 18 年度に設置した済州大学校交流推進室（韓国）に続いて、上海海洋大学交流推進室（中国）を設置した。 ・他大学や地域の学校、教育機関との連携を継続し、教育学部の「複式教育論（受講学生：42 名）」及び大学院の「複式学級の教育と実際（受講院生：20 名）」の講義を、大学教員と附属小学校及び公立小学校の教員の協働により実施した。 ・環境科学部では、雲仙市に「雲仙 E キャンレッジ交流センター」を開所し、長崎県環境部及び雲仙市との連携・協力の下、雲仙市域を中心とする地域活動の活性化およびリーダー育成のための実践学習を展開する「E キャンレッジプログラム」の活動を推進した。
【223】 熱帯医学研究所の全国共同利用研究所としての機能を積極的に支援する。	【223】 次期中期目標・中期計画に向けて、熱帯医学研究所の全国共同利用研究所としての機能を充実させるための具体的方策を立てる。	
【224】 学内研究者情報及び研究課題の公開を促進し、他機関との共同研究体制、産学官共同研究体制への発展を積極的に支援する。	【224-1】 長崎県内外の大学及び長崎県公設試験所等との共同研究を更に推進する。 【224-2】 金融機関との連携のもとに、長崎県の企業を対象としたコラボ産学交流会を継続する。	
【225】 生命科学支援拠点として、先	【225】 平成 19 年度の点検・評価を踏まえ	

<p>導生命科学支援センターの機能と学内共同研究体制の整備を推進する。</p>	<p>て、先導生命科学支援センターの更なる機能強化と学内共同研究体制を推進する。</p>	
<p>【226】 海洋資源教育研究センターを中心に、東アジア地域を中心とする海洋関連の国際・国内共同研究を推進する体制を整える。</p>	<p>【226】 学術交流活性化に向けた取組として、平成 18 年度に設置した済州大学校交流推進室に続いて上海水産大学交流推進室を設置する。</p>	
<p>【227】 学際的、国際的な研究を一層推進するために、学内共同教育研究施設等としての機能をさらに活性化するための体制を整備する。</p>	<p>【227】 学内共同教育研究施設の学際的、国際的な研究を一層推進するために組織の再編を進めるとともに間接経費を戦略的に活用する。</p>	
<p>【228】</p>	<p>【228】 他大学や県の教育関係機関との連携研究を継続するとともに、教育学部の「複式教育論」に加え、新しく開設した教育学研究科教職実践専攻においても「複式学級の教育と実際」を開講する。</p>	
<p>○学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項</p>		<p>○学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項</p>
<p>【229】 既に採択されている 21 世紀 COE プログラム「放射線医療科学国際コンソーシアム」及び「熱帯病・新興感染症の地球規模制御戦略拠点」については、海外研究拠点の構築を推進する。</p>	<p>【229-1】 ベトナム及びケニアプロジェクト拠点の、学内外での共同利用施設としての機能を充実させる。</p> <p>【229-2】 海外拠点活動における、JICA, WHO, TDR 等との連携を強化する。</p> <p>【229-3】 医歯薬学総合研究科附属原爆後障害医療研究施設については、グローバル COE プログラム採択の「放射線健康リスク制御国際戦略拠点」に基づき放射線医療科学研究の海外拠点形成を推進し、若手人材育成と新規国際共同プロジェクトに着手する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度グローバル COE プログラムに採択された「放射線健康リスク制御国際戦略拠点」にあつては、海外拠点として、ベラルーシ共和国に「チェルノブイリ分子疫学調査研究プロジェクト拠点」を設置するとともに、第 12 回WHO緊急被ばく医療国際会議に専門家を派遣するなどジュネーブ本部との連携事業を展開した。また、放射線リスク国際シンポジウム、第 8 回国際マイクロビームワークショップ等の国際シンポジウム及び国際ワークショップを開催した。 21 世紀 COE プログラムの成果を受け、平成 20 年度グローバル COE プログラムに採択された「熱帯病・新興感染症の地球規模統合制御戦略」にあつては、共同研究機関等と合同で、ベトナムプロジェクト拠点ではフォーラムを、ケニアプロジェクトではシンポジウムを開催した。また、ベトナムプロジェクト拠点では、拠点共同研究室の NIHE・ハイテクセンターへの移転が完了し、共同研究室の機能を充実させた。
<p>【230】 とくに熱帯医学研究所は海外研究拠点との共同研究推進により「熱帯感染症研究教育機関として世界のトップ 5」を目指す。</p>	<p>【230】 熱帯医学分野において「世界のトップ 5」を目指すために研究水準を点検し、更なる発展のための施策を策定する。</p>	

II 教育研究等の質の向上の状況

(3) その他の目標

① 社会との連携、国際交流等に関する目標

中期目標	<p>○社会との連携に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・研究活動から生まれた成果を公開講座等を通じて積極的に地域社会に還元し、その文化的発展に資する。 ・大学が有する物的・人的資産を活用し、初等中等教育の充実に資するとともに、他の公私立大学と連携を取りつつ地域社会における知的活動の中核的役割を果たす。 <p>○産学官連携の推進に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業界・地方行政機関等とのコミュニケーションを一層深め、大学が有する研究成果を社会に還元するとともに、社会からの様々な要求を研究課題として掘り起こし、新たな研究領域を開拓する。 <p>○国際交流の推進に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外の大学との学術交流協定締結を推進し、研究者等の交流等を促進するとともにその環境の整備に努める。 ・アジアに近いという地理的特性を生かし、特にアジアを中心とした地域との留学生交流や共同研究等を通じて教育研究の連携・協力を進める。 ・教育研究活動を通じた国際貢献に努める。
------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策		<p>中期目標に掲げる「社会との連携、国際交流等に関する目標」に沿って策定した平成 20 年度計画を着実に実施した。</p> <p>○地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会サービス等に関しては、海外渡航に関連した健康相談や予防接種、他院からの輸入感染症診療に関する相談業務を行うとともに、全国の感染症専門医を対象に熱帯感染症に特化した教育セミナーを開催した。 ・大学公開講座等に加えて長崎県と連携した地域人材養成講座を開講、社会人ドクターの受け入れなど地域の人材育成を図るとともに、離島教育として、離島教員への研修、出前授業及び児童・生徒からの個別相談を行った。また、長崎市教育委員会との「長崎出島サイエンスカフェ」の開催、高大連携事業としての出前講義や高校生公開講座、オープンキャンパス等を実施した。さらに、講座「子どもの心と向き合う力をつけるために」を開催し、3年間の規定の課程修了者に対して長崎県教育長・長崎大学長名での修了証書の発行、「地域子育てソーシャルサポーター」としての認定を行うとともに、長崎県の受託研究として「地域子育て支援人材養成研修」を県内各所で開催し、200名強の「子育て支援マネージャー」、「家庭訪問員」を養成した。 ・国、地方公共団体の審議会等（「日本学術振興会」等、「県内大学の学長・理事長会議」、「地域と大学等の連携推進会議」、「産業活性化協議会」、「県立及び離島医療圏組合病院あり方検討懇話会」等）の委員に学識経験者として、また各種専門学会に役員として参画し、情報の交換や意思決定に携わった。
【231】 附属病院を始めとする医歯薬学系と行政レベルの連携から成果を地域還元するための方策や、近年急増している輸入感染症に対する熱帯医学からの診断・治療に関する相談業務などを積極的に実施する。	<p>【231-1】 附属病院は引き続き感染症センターを中心とした輸入感染症の診断・治療に関する相談業務を実施する。</p> <p>【231-2】 附属病院を中心として、長崎県及び長崎県医師会との連携のもと、臨床治験ネットワークを構築し、そのネットワークを活用した臨床治験産業創出に向けた活動に着手する。</p>	
【232】 社会人の受入れを一層推進し地域への貢献を図る。	【232】 大学院への社会人受入れを推進し、地域の人材育成を図る。	
【233】 大学における知的活動を広く市民に公開するために、公開講座、サテライト教室、オープンキャンパスを実施するとともに、施設開放などを進める。	<p>【233-1】 人材育成をも兼ねた新しい生涯学習センターの理念（平成 18 年度に策定したマスタープラン）に基づいた講座を開講する。</p> <p>【233-2】 学部横断型講座「長崎出島サイエンスカフェ」を引き続き学長主導の体制で長崎市教育委員会共催のもとで開催する。</p> <p>【233-3】 地域教育支援を一層推進するた</p>	

	め、心の教育総合支援センターが実施する公開講座等の活動を継続するとともに、同センターにおけるカウンセリング機能の強化を図る。	・地域の文化継承と振興に関しては、長崎県と連携して実施した「ながさき歴史発見大学」の中で、幕末・明治期日本古写真コレクションおよびグラバー図譜をテーマとする講義を行った。また、長崎歴史文化博物館と共同で「オランダ人の見た幕末の長崎 - 長崎大学所蔵ボードインコレクション」展およびシンポジウム「ボードインコレクション - 幕末長崎へのまなざし」を開催した。さらに、医学分館が所蔵する日本最古の紙製解剖模型に免震台を設置するとともに、経済学部分館武藤文庫の希少なガラス絵「広東十三行図」の修復を行った。
【234】小・中・高校を対象とした離島教育（遠隔授業）、大学教員の訪問授業の実施及び附属教育実践総合センターに教育相談室を開設するなど離島教育の推進を図る。	【234】離島における小・中・高校を対象とした大学教員の授業訪問等を引き続き実施し、校内研修での職員への指導助言及び児童・生徒を対象とした個別相談を実施する。	
【235】小・中・高校の現職教員に対する再教育、研究会の開催、科目等履修生制度、各種研修、セミナーを積極的に推進する。	【235】現職教員に対する再教育として、研修会、各種研修、講師の派遣を引き続き行う。	
【236】教育訪問や教育支援、各種研修会・研究会の企画実施、各教育施設の開放や高大連携事業などを推進する。	【236】教育訪問や教育支援、各種研修会・研究会の企画実施、各教育施設の開放や高大連携事業等を継続する。	
【237】地方自治体との協力体制を強化しながら、大学の人的、知的資産を電子情報として公開する。	【237-1】長崎県主催のもと自治体代表者や大学の長等が参加して開催される「地域と大学等との連携推進会議」において、本学が地域の核として連携事業に取り組む。	
	【237-2】長崎県産学連携に関する大学等間ネットワークの運営及びホームページの運用を継続する。	
【238】社会の要望に応じて国際機関・国・地方公共団体等への委員会委員や学会等の役員として情報の提供と意思決定に参画する。	【238】社会の要望に応えるため、国際機関・国・地方公共団体等への委員会委員や学会等の役員として情報の提供と意思決定に引き続き参画する。	
【239】本学の有する幕末・明治期の古写真など学術資料の一層の充実と活用を通して、特色ある地域文化の継承と振興に積極的に参画し、「長崎学」等の育成を図る。	【239-1】平成19年度に購入した幕末・明治期古写真コレクション（「ボードイン・コレクション」）を活用した関係事業（展示会・講演会等）を実施する。	
	【239-2】附属図書館が所蔵する貴重資料の修復保存計画案（5年間の年次計画）に基づき、保存環境の整備、資料の修復等を進める。	

○地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策		○地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策	
【240】 共用実験機器室を備えたオープンラボの整備等、共同研究施設及び設備の共同利用体制を拡大する。	【240】 大型改修工事に伴い確保した教育研究共用スペース（オープンラボ）の更なる整備・充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等間ネットワークを利用して、産学連携に関するセミナー・シンポジウム等の情報を共有し、相互参加の利便を図った。また共同研究交流センターラボに、「長崎大学医工連携研究推進ラボ」を整備した。さらに、学内機器の充実を進め、新たに粉末X線回折装置を化学系研究設備有効活用ネットワークに供用機器として登録した。 	
【241】 研究者情報・共同利用設備使用のための情報ネットワークの相互乗り入れ体制を構築する。	<p>【241-1】 引き続き、「長崎県下大学等間ネットワーク」（平成13年設立）での連携を推進するとともに、種々の情報ネットワーク組織に積極的に参画する。</p> <p>【241-2】 国立大学等における化学系研究設備有効活用を図るために、「化学系研究設備有効活用ネットワーク協議会」活動を推進する。</p>		
【242】 地域の公私立大学等との教育研究・学生支援・地域貢献分野における連携強化を図る。	<p>【242-1】 地域の公私立大学及び公設機関等と連携して、各種競争的資金事業の公募に応募する。</p> <p>【242-2】 引き続き、「地域と大学等との連携推進会議」において本学が中心になって具体的な事業の策定、取組を担う。</p> <p>【242-3】 附属図書館と放送大学長崎学習センターとの相互連携を更に推進する。</p>		
【243】 地域貢献分野においては、TLOの共同活用体制を構築し地域への技術移転を促進する。	<p>【243-1】 産学官連携機構は(株)長崎 TLOとの連携を密にし、大学シーズの紹介と企業ニーズの発掘を行うとともに、共同研究及び知的財産の創出と活用に必要な情報を共有することにより地域民間企業への技術移転を推進する。</p> <p>【243-2】 産学官連携機構は出島インキュベータを拠点にして、そこに入居した県内企業に大学の技術の移転を促進する。</p>	<p>○産学官連携の推進に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産情報を一元化して共有するとともに、都市エリア事業を開始し、大学のシーズや特許等を出島インキュベーター入居企業に対して紹介し、光計測技術等の技術を移転した。また、医工連携分野においては、福祉用具の研究・開発に関する県内企業8社からなる協同組合の結成を支援し、組合との共同研究を推進した。さらに、技術移転推進のため、複数企業の訪問を実施した。 ・大型プロジェクトへの応募に関しては、長崎県内における治験産業の誘致・創出を目指して産学で「長崎治験事業推進連携チーム」を結成して、「長崎県創薬・医工連携 	
○産学官連携の推進に関する具体的方策			
【244】 実用化可能な研究成果を積極的に民間企業へ技術移転するため、大学が有する情報を積極的に公開するとともに、その推進体制（知的財産本部・TLO等）の整備を進める。	<p>【244-1】 産学官連携機構は(株)長崎 TLOと連携し、大学シーズの紹介と企業ニーズの発掘を行うとともに、共同研究及び知的財産の創出と活用に必要な情報を共有することにより地域民間企業への技術移転を推進する。</p> <p>【244-2】 発明協会から(株)長崎 TLO に派</p>		

<p>【245】産学官連携共同研究プロジェクトを立ち上げるとともに、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを設立し、地元企業の活性化、企業の創生に貢献する大学発ベンチャーを立ち上げる。</p>	<p>遣された特許流通アドバイザーの協力の下に企業訪問数を増加させる。</p> <p>【245-1】産学官連携機構は長崎県の新産業創造構想（新エネルギー産出，創薬・医工連携による産業創出，水工・農工連携による産業創出）の研究分野においてそれぞれのワーキンググループに参画し、産学官連携共同研究プロジェクトを立ち上げる。</p> <p>【245-2】長崎県，県内企業との連携を基に，省庁等の競争的資金公募に対応した研究プロジェクトの設置を本学が中心となって推進する。</p> <p>【245-3】長崎県公募事業に採択された「医工連携による離島・斜面地などでの高齢者・障害者等の QOL 向上と産業創出」，「WHO 協力センターを中核とした海外在留邦人に対するメンタルサポート拠点形成」の成果を基盤にした大学発ベンチャーの立ち上げを支援する。</p>	<p>関連産業創出プロジェクト支援事業」に応募し，採択された。また，平成 20 年度の NEDO の福祉用具研究開発委託事業へ応募した。さらに，地元企業の活性化，企業の創生に貢献する工学部からの「離島へき地の在宅介護力向上のための遠隔ケアシステムの開発」の提案が，総務省の平成 20 年度戦略的情報通信研究開発推進制度に採択された。</p>
<p>【246】自治体等の各種委員会，審議会への参加協力を積極的に行う。</p>	<p>【246】自治体との包括協定を基に組織間の連携体制を構築し自治体等の各種委員会，審議会への参加協力をを行う。</p>	
<p>【247】産学官連携の研究会を支援する。</p>	<p>【247】産学官連携機構は(株)長崎 TLO と連携して大学のシーズ紹介，研究者紹介，経営手法等種々の課題についての研究会を開催するとともに，各種研究会等を支援する。</p>	
<p>【248】共同研究等を健全かつ適正に推進するため，研究成果の帰属等に関する考え方等，大学の基本的方針を定めた知的財産ポリシーを策定し，学内浸透を図る。</p>	<p>【248-1】「長崎大学営業秘密管理指針」と「長崎大学共同研究契約等に係る秘密保持規則」を新たに制定し，共同研究，受託研究の増加を図る。</p> <p>【248-2】知的財産に関する事項について教員の理解と関心を深めるため，常時教授会等に出向き説明会を開催する。</p>	

○留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策		○留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策		
【249】長崎大学が主催する国際学術会議等を引き続き開催するとともに、その他の国際学術会議も積極的に誘致する。	【249】重点研究10課題に関連して本学が主催する国際学術会議等を引き続き開催するとともに、その他の国際学術会議も積極的に誘致する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「放射線健康リスク制御国際戦略拠点」グローバル COE シンポジウム「低線量放射線の人体影響リスク」を始め、重点研究10課題を中心に26件の国際学会を開催した。 ・学術交流協定数の増加と実質化を目指し、平成20年度に有効期間満了を迎える学術交流協定10件を更新し、新たに8件の学術交流協定と6件の学生交流に関する覚書を締結した。更に、本学の歴史的及び地理的背景を活かし、交流内容の実質化・高度化を図るため、「重点交流大学選択あるいは拠点形成についての基本的な考え方」を国際交流委員会で取りまとめ、次年度の重点交流大学・拠点選定に係る公募に向けた準備を行った。これらの先行的取り組みとして、平成18年度に設置した済州大学校交流推進室（韓国）を活用して「第2回長崎大学オープンキャンパス in 済州大学校」を開催した。 ・日本学生支援機構の支援を受けて、生産科学研究科博士前期課程（水産学系）と済州大学校の大学院生による国際交流セミナー「東シナ海の環境と資源」を開催した。 ・韓国、中国及びオーストラリアへの海外短期語学留学プログラムを継続実施し、41名の学生を派遣するとともに、新たにドイツ語及びフランス語の留学プログラムを設置した。また、海外短期語学研修制度により、職員2名を中国に派遣した。 ・国際交流課の留学生に対する支援体制の整備の一環として、アジア系言語（中国人）の非常勤職員を新たに1名増員し、留学生に対する相談・支援体制を充実させた。また、留学生交流スペース（プラザ）の設備の更新を行った。さらに、生活支援を目的として、国際交流会館等の外国人留学生用宿舎の増築・改修計画をまとめ、平成21年度から整備することを決定した。 		
【250】外国の大学等との学術交流協定締結を進める。特に、本学の立地条件を生かし、例えば海洋・水産学研究では中国・韓国、東南アジア諸国を中心とした学術交流協定を増やす。	【250】外国の大学等との学術交流協定締結を進める。また交流協定に基づく国際交流事業に対する支援を引き続き行うとともに、重点交流大学を選定し、交流内容の実質化、高度化を図る。			
【251】学術交流協定をより実効性のあるものにするため、教職員や学生の海外派遣・留学を支援するための制度を確立する。	【251】平成19年度に引き続き、学生や事務職員の海外短期語学留学を更に拡充する。			
【252】教員の派遣に当たっては、共同研究や研究課題の開発に一定期間専念できる体制を整備するとともに当該部局機能に支障の出ないような制度を確立する。	【252】大学高度化推進経費（公募プロジェクト経費）により職員の海外派遣に対する支援を引き続き行う。			
【253】外国の大学等との単位互換制度を確立することによって留学生の積極的な受入れを図るとともに、奨学金に当てられる外部資金の確保、教職員の留学生後援会への加入率の向上、また健康管理上のアドバイス、悩みや不安に対する相談なども含めた受入れ体制・支援体制の整備、国際交流会館等の設備の充実を図る。	【253-1】外国の大学との単位互換制度の充実を図り留学生受入れを更に推進するため、重点的に交流を行う海外の拠点大学・機関を選定する作業を開始する。			
	【253-2】アジア系言語に堪能な職員を適切に留学生課に配置する等、留学生に対する相談・支援体制を充実する。			
	【253-3】国際交流会館、留学生交流スペース（プラザ）等について、留学生の声を反映させ、設備の充実を図る。			
【254】外国人研究者の招聘に当たって、研究並びに生活支援体制を整備する。	【254】外国人研究者の招聘に当たって、研究及び生活支援体制を引き続き充実させる。			
○教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策		○教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策		
【255】WHO、JICA等へコンサルタントあるいは長期・短期専門家として参加する。	【255】引き続きWHO、JICA等と協議を行い、専門家派遣要請等に対して積極的な対応を図るとともに、新規プロジェクトの受託を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ・「甲状腺と自己免疫疾患研究に関するWHO協力センター」が12年間の活動を終了し、新たに「放射線誘発甲状腺疾患と放射線障害における外科治療研究に関するWHO協力センター」として再指定を受けた。また、同センターを含む3つのWHO協力センターでは、WHO緊急被ばく国際会議等の国際会議や大洋州予防接種事業等 		

<p>【256】 現在設置されている3つの WHO 協力センター（精神保健，甲状腺疾患と自己免疫疾患，熱帯性ウイルス病）を維持するとともに，国際機関による共同研究参画の件数を増やす。</p>	<p>【256】 現在設置されている3つの WHO 協力センター（精神保健，甲状腺疾患と自己免疫疾患，熱帯性ウイルス病）を引き続き維持するとともに，国際機関による共同研究に参画する。特に，精神保健分野では WHO の再認定の時期を迎えるため，これまでの調査研究の総括及び新しい調査研究の計画を立てる。</p>	<p>に専門家を派遣するとともに，精神健康保健分野における先進国と途上国との協力体制強化のための取組（mhGAP）（ジュネーブ）に教員を派遣するなど，世界の保健医療分野で実効性の高い活動を推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度グローバル COE プログラムに採択された「放射線健康リスク制御国際戦略拠点」では，海外拠点として，ベラルーシ共和国に「チェルノブイリ分子疫学調査研究プロジェクト拠点」を設置した。また，21 世紀 COE プログラム「熱帯病・新興感染症の地球規模制御戦略拠点」の成果を受け，平成 20 年度グローバル COE プログラム「熱帯病・新興感染症の地球規模統合制御戦略」が採択された。 WHO/TDR（熱帯病研究訓練特別プログラム）の人材育成チームのリーダーとして，プログラムの推進を行った。 新たにライデン大学との国際交流推進室をオランダ王国ライデン市に，また上海海洋大学（中国）との交流推進室を本学及び上海海洋大学に設置した。 平成 19 年度に購入した幕末・明治期の日本古写真アルバム「ボードインコレクション」の分析・解説・電子化を行い，「長崎学デジタルアーカイブス」の一つとして，日本語及び英語でインターネットに公開した。また，「幕末・明治期日本古写真メタデータ・データベース」（英語版）は，海外からも高い評価を得ており，新たに英国情報システム合同委員会（JISC）の教育と研究に関する情報資源検索サイト「Intute」に登録された。
<p>【257】 開発途上国に留まらず，共通の研究課題を抱えた世界各国との協力事業に参画し推進する。</p>	<p>【257】 環東シナ海海洋環境と資源の保全に向けて連携融合事業（東アジア河口域の環境と資源回復の保全・回復に関する研究調査）を継続し，韓国・中国の大学等との共同研究を推進する。</p>	
<p>【258】 被ばく者治療の先端的研究と治療を通して，放射線被ばく者への医療支援を推進する。</p>	<p>【258-1】 グローバル COE の基本コンセプトを含む被ばく者医療の先端的研究を継続，発展させる。 【258-2】 ロシア及びアジア諸国との共同研究・教育を更に拡充する事業に着手する。</p>	
<p>【259】 熱帯医学や環境問題研究などを推進するために，熱帯病の流行する地域や共通の環境問題を抱える開発途上国に研究交流拠点を設置する。</p>	<p>【259-1】 ケニア，ベトナムの海外拠点の活動を拡大し，更なる充実を図る。 【259-2】 済州大学校（韓国）に設置した交流推進室を活用する。更なる拠点として上海水産大学（中国）に交流推進室を設置する。</p>	
<p>【260】 附属図書館所蔵「幕末・明治期古写真コレクション」の情報公開により，海外の日本研究を支援する。</p>	<p>【260】 附属図書館所有の古写真コレクションを充実し国内外の日本研究に役立てるため，平成 19 年度に購入した幕末・明治期古写真コレクション（「ボードイン・コレクション」）の分析・解説・電子化を行い，「長崎学デジタルアーカイブス」を充実する。</p>	

II 教育研究等の質の向上の状況

(3) その他の目標

② 附属病院に関する目標

中期目標	<p>・地域の中核病院として、最高水準の医療と研究開発を推進し、人間性を重視した患者本位の医療を提供するとともに、経営の効率化を図る。また、倫理性と科学性に基づいた医学教育を実践し、人間性豊かな優れた医療人を育成する。さらに、離島医療及び地域医療の充実に貢献するとともに、医療の国際協力を推進する。</p>
------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>○医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策</p> <p>【261】</p> <p>【261-1】 初診の患者数及び新入院患者数の増と平均在院日数の短縮を図りながら、適正な病床稼働率を維持する。</p> <p>【261-2】 手術室の効率的運用を踏まえて、手術件数の増加を図るため、オンコール症例の手術室入室時間の短縮に努める。</p> <p>【261-3】 1年間処方がなかった在庫医薬品について見直しを行い、医薬品採用数の削減を検討するとともに、引き続き購入額上位の医薬品について、後発医薬品の積極的採用を進める。</p> <p>【261-4】 診療情報の精度管理（量的点検・質的点検・コーディング・DPC（診断群分類別包括評価制度）の精度管理）に努める。</p> <p>【261-5】 ボランティアコーディネーターによる新人ボランティアの教育と併せ、できる限り多くの病院ボランティアに日本病院ボランティア協会主催の研修への参加を支援する等、活動の支援を行う。</p> <p>【261-6】 入院患者から好評を得ているロビーコンサートをはじめとする各種イベントを開催する。</p>		<p>中期目標に掲げる「附属病院に関する目標」に沿って策定した平成 20 年度計画を着実に実施した。</p> <p>○医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市エリア産学官連携促進事業により産学官連携活動を展開し、医療機器等の研究開発に取り組むとともに、クリティカルパスの電子化、新病棟開院に併せての SCU、NICU の新設及び ICU の増設などのハード面、さらに地域周産期母子医療センターの認定、ISO（国際標準化機構）9001 継続認証、病院機能評価の認定更新などのソフト面の整備を行い、最高水準の医療を提供するための環境整備を推進した。 ・経営の効率化を図るため、IT 医療情報ネットワーク（あじさいネット）に参画し、地域医療機関との連携・機能の分担強化を図ることで在院日数を短縮し、平均入院単価を高めた。また、DPC（診断群分類別包括評価）のコーディング適正化のための院内講演会の実施など、精度の高い診療情報管理への意識改革を進めたことで、DPC 制度に適正に対応した診療報酬請求の環境を整えた。さらに、SPD（包括的物流管理システム）を導入し、医療材料費の圧縮を行った。
<p>【262】 患者本位の診療体制を構築するた</p>	<p>【262】 平成 20 年 6 月開院の新病棟におけ</p>	

<p>め、外来部門で既に実施している臓器別・病態別診療体制を病棟に導入する。</p>	<p>る臓器別・病態別診療体制の構築に向けて、SCU（脳卒中ケアユニット）やNICU（新生児集中治療室）の設置、ICU（特定集中治療室）の増床を図る。</p>
<p>【263】 県内全体を視野に入れた周産期医療(妊産婦及び新生児医療)体制を構築するとともに、診断・治療・臓器移植に対応できる遺伝カウンセリング部門の充実を図る。</p>	<p>【263】 全国的に崩壊の危機にある周産期医療（妊産婦及び新生児医療）を、途切れることなく地域に提供するための対策を長崎県と協議する。若年者に蔓延する性感染症と若年者に急増している子宮頸がんの発症予防を目的とした対策を長崎県と協議する。</p>
<p>【264】 医療の質を高めるため、クリティカル・パス（診療計画工程表）を充実させる。</p>	<p>【264】 患者満足度・バリエーション分析・経営分析等ができるクリティカル・パス（診療計画工程表）の電子化実現に向けて取り組む。また、パス小委員会において、引き続き開発支援・バリエーション・評価システム等の視点から分析を行い、DPCに対応したパスの見直しを行う。</p>
<p>【265】 周辺病院との連携及び機能分担を推進し、在院日数の短縮を図る。</p>	<p>【265】 平成 20 年 6 月の新病棟開院を機に、総合病院情報システム更新と併せて、長崎市内の病院・診療所と患者情報を共有できる IT 医療情報ネットワークの構築に向けて、基盤整備を行う。</p>
<p>【266】 地域の医師との連携を図るため、病院にオープンシステム（開放型病床）を設置する。</p>	<p>【266】 (平成 18 年度に実施済みのため、20 年度は年度計画なし)</p>
<p>【267】 安全管理部の機能を強化し、関係委員会とも連携して高度な安全管理、品質管理体制を構築する。</p>	<p>【267】 安全管理部と関係する委員会との連携を強化するとともに、医師のゼネラルリスクマネージャー（GRM：安全管理担当）の配置及びeラーニングによる安全管理教育を検討し、高度な安全管理体制及び品質管理体制を構築する。</p>
<p>【268】 ISO（国際標準化機構）9001 の基準認証を取得する。</p>	<p>【268】 ISO（国際標準化機構）9001 認証の継続審査を受審し、規格要求事項に基づく医療サービスの継続的改善を図る。</p>
<p>【269】 広報活動を充実させるため、診療内容、診療実績等の情報をホームページ</p>	<p>【269-1】 病院ホームページに掲載している診療内容と実績等について、定期的に</p>

ジに掲載する。	更新し、情報の陳腐化を防止する。 【269-2】年4回発行している「長崎大学病院ニュース」を6回に増刊し、病院広報の充実を図る。
【270】新しい診療体制及び最高水準の医療を実現させるため、病棟等の施設及び設備の整備充実を図る。	【270】病院本館改修の実施設計を行い、年度内に改修工事に着工する。
【271】病院長のリーダーシップを強化するため、病院長をサポートする病院長の補佐及び戦略的企画部門を設置するとともに、学外から経営の専門家を参画させる。	【271】副病院長及び病院長補佐による病院長をサポートする体制を維持するとともに、経営の改善及び効率化を推進する組織を強化・維持する。
【272】診療部門別原価計算を実施し、経営面で寄与する診療部門に対して、予算、人員の重点配分を行う。	【272】原価計算の精度を高め、経営面で寄与する診療部門に対して、インセンティブ経費の配分を行う。
【273】医療材料・消耗材料の在庫量の削減を図るため、管理を外部委託化するSPD（包括的物流管理システム）方式を導入する。	【273】医科系診療部門は、平成20年6月の新病棟の開院時に合わせて、SPD（包括的物流管理システム）を導入する。
○良質な医療人養成の具体的方策	
【274】医学・歯学生に対して診療参加型臨床実習を行うとともに、卒前臨床教育を推進するため、OSCE（客観的臨床技能評価法）とPBLチュートリアル（問題解決型学習）を実施する。歯学生に対しては、臨床実習コアカリキュラムを推進する。	【274】医学生に対して引き続き診療参加型臨床実習を行うが、他施設も含めた診療参加型臨床実習を推進する。卒前臨床教育を推進するため、OSCE（客観的臨床技能評価法）及びadvanced OSCE並びにPBLチュートリアル（問題解決型学習）を実施する。また、PBLチュートリアル教育のための環境整備に努める。
【275】医学・歯学生共通に救命処置を含むプライマリケア（基本的診療能力）を重視した教育を充実させる。	【275-1】高次臨床実習で救急部を選択した医学生に対し、病院前救護の訓練及び救急車同乗実習を行い、急病や怪我に対する応急処置を学ばせる。災害訓練を通じて、トリアージ（傷病者を重症度と緊急性によって選別する方法）や外傷初期対応を学ばせる。 【275-2】歯科治療中の偶発症の発生に対

○良質な医療人養成の具体的方策

- ・他施設を含めた診療参加型実習を行うとともに、卒前臨床教育を推進するため、OSCE及びAdvanced OSCE並びにPBLチュートリアルを実施した。さらに、BLSの学習を行い、救命処置の確実な実施の重要性を学ばせた。また、県内5病院と連携して、研修医募集に係る合同説明会を開催するとともに、説明会終了後、個々にブース説明会を実施して、それぞれの病院が参加学生に対し個々にアピールを行い、良質な医療人の養成・確保に努めた。

	する救急蘇生の重要性, 特に BLS (一次救命処置) の確実な施行の重要性を, 歯学生に理解・習得させるため, 麻酔・生体管理室の担当・指導のもとで, 臨床実習において繰り返し学習を行い, OSCE により最終評価を行う。	
【276】 臨床教育関連病院群の強化を図るため, 臨床教育研修センターを設置する。歯科については, 平成 18 年度からの卒後臨床研修必修化に向けて準備委員会を設置し対応する。	【276】 県内の臨床研修病院と連携して, 研修医募集に係る合同説明会を開催し, 県内の臨床研修病院と協力して研修医の確保増に努める。	
○研究成果の診療への反映や先端医療の導入のための具体的方策		
【277】 研究成果を医療へ反映させるため, 各診療科が取り組む高度先端医療を評価する委員会を設置する。	【277】 高度先進医療専門委員会において, 高度先進医療の新規申請の審査を引き続き行う。また, 厚生労働省により承認された高度先進医療のうち, 未だ保険導入されていない案件についても同委員会で検証・評価を行う。	
【278】 学際的トランスレーショナルリサーチ (臨床応用可能な基礎医学研究) を育成するため, 医歯薬学総合研究科及び他学部と連携する。	【278】 医療機器等の研究開発に向けて, 継続的に産学官連携活動を展開し, 事業化・商品化を目指す。	
【279】 治験及び市販後臨床試験の実施率を向上させるため, 治験コーディネーター部門を強化し, 地域ネットワーク体制を構築する。	<p>【279-1】 治験主任を活用し, 実施率の向上を図るとともに, SMO (治験施設支援機関) からの紹介治験受入の迅速化を図る。</p> <p>【279-2】 地域治験ネットワークの強化を図り, 県内全域で治験医療ができるよう実施体制を整備する。</p>	
○適切な医療従事者等の配置に関する具体的方策		
【280】 診療体制の活性化を図るため, 病院所属の教員に任期制を適用する。	【280】 病院所属教員への任期制の適用を継続するとともに, コメディカル職員について, 任期を定めた採用形態を導入する。	
【281】 医療事務職員の専門職員化及びコメディカル職員の組織化 (診療支援部) を図る。	【281】 医療事務職員の専門職員化を目的に, 選考採用を活用して診療情報管理士等の増員を図るとともに, 医療技術部に	

	<p>おいては効果的な人員配置を進める。</p> <p>【282】 人事管理に客観性と透明性をもたせるため、能力・業績を中心とした人事考課を実施する。</p> <p>【283】 機動的な職員配置を行うため、病院長の下に一定の教員を確保するプールバンク制度を導入する。</p>	
	<p>【282】 本学の人事評価制度の手法を全職員へ周知する。</p> <p>【283】 組織の活性化及び病院経営の効率化を図るため、病院長の下に一定の教員を確保するプールバンク制度を維持する。</p>	
<p>○離島医療及び地域医療を充実するための方策</p>		<p>○離島医療及び地域医療を充実するための方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎大学保健管理センターの長崎大学保健・医療推進センターへの改組に伴い、同センターに「保健・医療推進センターへき地病院再生支援部門」を設置して准教授を配置し、「へき地病院再生支援・教育機構」と連携して、平成 19 年度に終了の医療人 GP「大学発“病院再生”による地域医療人育成」の事業を継続し、離島及びへき地における医療の支援を行った。また、地域に根ざした医療人を養成するために、地域の病院と連携し、初期研修医の受入、後期研修医の採用により研修教育を継続して行った。さらに、社会問題化している周産期医療体制の整備に取り組み、新病棟開院に併せて新生児集中治療室（6床）を設置し、地域周産期母子医療センターとしての認定を受けるなど、地域医療体制の充実に努めた。
<p>【284】 離島医療支援の充実を図るため、卒前及び卒後教育に離島医療研修を組み込む。</p>	<p>【284】 地域に根ざした医療人を養成するため、「へき地病院再生支援・教育機構」を発展させた組織と長崎県の地域の中核的医療機関が連携した研修システムを構築する。</p>	
<p>【285】 地域医療を充実するため、地域の病院・診療所との入退院の調整、医療福祉相談、在宅看護支援活動を実施する。</p>	<p>【285】 他病院医療連携室との協議会開催や「長崎市医師会病診連携委員会」への参画を通して、地域の病院・診療所との連携強化を図る。退院支援・在宅医療を円滑に行うため、院内・院外の医療スタッフによる合同ケアカンファレンスや地域医療講演会を開催する。</p>	
<p>【286】 予防医療の推進のため、生活習慣病予防診療部で公開講座等を含めて市民への啓発活動を行う。</p>	<p>【286】 地域住民への医療・福祉の啓発のため、公開講座を企画開催する。</p>	
<p>【287】 患者の医療・福祉の向上のため「患者の友の会」等に参加し、啓発・指導する。</p>	<p>【287】 患者の医療・福祉の向上のため、「患者の友の会」に参加し、啓発・指導する。市民公開講座等を通し、関係ある医師・コメディカル職員がその活動を積極的に支援する。</p>	
<p>【288】 離島医療及び地域医療に関する研究会を開催し、医師及びコメディカル職員の研修を行う。</p>	<p>【288-1】 地域連携に関する講演会・研修会を、年2回開催する。</p>	
	<p>【288-2】 トロント大学地域医療学講座と連携し、本学の地域医療人育成プログラムの発展・充実を図る。</p>	
	<p>【288-3】 へき地医療体験合宿を開催し、研修医・医学生に、へき地での医療活動を体験させ、地域に貢献できる医療人育</p>	

	成を図る。	
○医療の国際的共同研究及び国際協力を推進するための方策		○医療の国際的共同研究及び国際協力を推進するための方策
<p>【289】 国際ヒバクシャ医療センターにおいて、国際的な共同研究を行うとともに、海外ヒバクシャ等の検査・治療を推進する。また、被ばく事故の際には、緊急被ばく医療機関として参画する。</p>	<p>【289】 国際ヒバクシャ医療センターを拠点として、世界各地の被ばく地における国際ヒバクシャ医療協力及び国際共同研究を推進するとともに、WHO 緊急被ばく医療ネットワーク (REMPAN) の指定研究協力センター (Collaborating Center) として、国内外の緊急被ばく医療ネットワークの構築を目指すため、九州地区の緊急被ばく医療体制を整備する。</p>	<p>・国際ヒバクシャ医療協力及び国際共同研究を推進するために、韓国及び南米5カ国において在外被爆者の健康相談と被爆者国際データベース構築を行った。また、在韓被爆者と非被爆者を対象に、心の健康調査を韓国の大学と共同で行った。さらに、旧ソ連圏、韓国、ブラジル及び日本より被ばく医療研修生を受け入れた。</p>
<p>【290】 国際的に感染症の診断・治療及び研究を行うために、国際感染症センターを設置する。</p>	<p>【290】 国際的に感染症の診断・治療及び研究を行うために、国際感染症センターの設置に向けて、感染医療政策の動向を踏まえ、長崎県と具体的検討を行う。</p>	

II 教育研究等の質の向上の状況
 (3) その他の目標
 ③ 附属学校に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> 附属学校4校園は、幼児、児童、生徒が、基礎・基本を徹底し、確かな学力を形成するとともに、豊かな人間性を身につけ、心身ともに健やかに育つよう指導し、支援する。 教員養成学部附属する学校園として、教育学部学生や大学院生が教育実践力を身につけるための教育実習を効果的に実施する。 教育実践研究を、教育学部及び教育学研究科と連携、協力して推進する。 現職教員の研修を県や市町村の教育委員会と共同して実施し、学校における教育力の向上に資する。
------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策		中期目標に掲げる「附属学校に関する目標」に沿って策定した平成20年度計画を着実に実施した。 ○大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> 中学校では、基礎的・基本的な内容を重視し、個性を生かした学習指導を行うとともに、一人一人に応じた適切で迅速な生徒指導を行うため、学級数及び学級定員の見直しを行い、学級数の減（5クラス→4クラス）及び学級定員の減（40名→35名）を決定し、平成21年度入試から入学定員を140名（60名減）とした。また、幼稚園・小学校においても定員等の見直しを行い、幼稚園では平成21年度入園者から入園定員を80名（10名減）に、小学校では学級定員の減（40名→30名）を決定し、平成21年度入試から入学定員を98名（複式学級8名を含む）（30名減）とした。 附属4校園の教育実習担当教員が、教育学部及び教育学研究科の教育実習委員会の構成員として、学部教員や研究科教員と教育実習及び実践授業研究等の充実に向けた協議を行うとともに、教育実習及び実践授業研究等の編制及び授業計画の策定にも参画し、平成20年度から本格実施となった大学院の実習を含む多様な教育実習に対応した。 附属学校園は、幼稚園・小学校・中学校一貫教育による「タフな国際人の育成」を研究主題に掲げ、教育学部と附属学校園の共通理解の下、学部教員による専門を生かした附属学校園での授業等を行った。また中学校では、効果的な話し方などを取り上げる言語能力育成の教育、外国人旅行者へのインタビュー活動を導入した多文化理解能力の育成等を行った。さらに、この取組を支える教員の資質向上のため、幼稚園では海外での語学研修を行った。
【291】 附属学校園協議会と教育学部とが定期的に協議の場を持つことにより、共同研究や連携・協働の機能を強化する。	【291-1】 教育学部及び教育学研究科と各附属学校園の間で定期的に協議会を持ち、引き続き共同研究及び連携・協働の機能を強化する。 【291-2】 平成21年度に予定している附属学校園の改組に向けて、附属学校園と教育学部は、附属学校園の適正な学級数、学級定員を決定する。	
【292】 教育学部附属教育実践総合センターと附属学校4校園が定期的に協議し、教員養成及び教育実践に関わる共同研究の活性化を図る。	【292-1】 各教科の授業研究を引き続き充実する。 【292-2】 教職大学院の開設に合わせ、附属学校園及び教育学研究科は、教職実践専攻及び教科実践専攻における実習がより効果的に実施されるよう、協力体制を整える。	
【293】 教育学部教員と附属学校4校園教員との交流をさらに深め、連携機能の活性化を図る。	【293】 平成21年度に予定している附属学校園の改組に伴い、附属学校園は「タフな国際人の育成」を共通テーマとし、語学力や情報技術の能力とともに、心身ともに健やかで持続的に物事に取り組むことができる国際人の育成に取り組むが、このテーマの実現のために設定する①言語能力の育成、②ICT技能の育成、③多文化理解能力の育成、④健康な心の涵養	

	という4つの柱について、更に協議を深め具体策を決定する。	
○学校運営の改善に関する具体的方策		○学校運営の改善に関する具体的方策
【294】 保護者や地域社会の意見や要望を生かす学校運営を行う。	【294-1】 学校評議員会や保護者等からの意見を、引き続き学校運営に生かす。 【294-2】 中学校でははじめの実態を把握するため、引き続き学期ごとにアンケート調査を実施し、学年部会や運営委員会で情報交換を行い、問題が生じた場合には早急かつ適切に対応できる体制を強化する。 【294-3】 学校教育法の改正に伴い、小学校、中学校に1名ずつ主幹教諭を新たに配置し、教育の充実と学校運営の効率化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育学部と附属学校園では、教育学部・附属学校園協議会を年2回開催し、教育実習の改善、共同研究の在り方、附属学校園の将来構想等について協議した。また、附属4校園では毎月連絡会議を開き、当面する課題に関する共通理解を図るため、情報交換を行った。 ・小学校、中学校では、主幹教諭を新たに1名ずつ配置し、教員研修や学校評価等の社会的変革によって生じた新たな校務を同教諭が担当することで、学校運営におけるマネジメントが充実し、学校運営が効率化した。また各附属学校園では、学校評議会や育友会を定期的に開催し、保護者や外部からの意見を学校運営の改善に生かすとともに、学期ごとに行う生徒へのアンケート調査、定期的実施する二者面談及び三者面談を通じ、生徒、保護者及び教員間で学習及び生活に関する情報を共有化した。
○附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策		
【295】 今後の入学者（入園者）選考のあり方について、附属学校4校園と教育学部で協議する。	【295】 平成21年度に附属学校園の改組を予定しているが、附属学校園の役割遂行を考慮し、幼児・児童・生徒の入学選考の改善を図る。	
○公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策		○公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策
【296】 附属学校における研修実施協議会及び研修実施運営委員会を創設し、公立学校教員と同等の教職員研修を実施する。	【296】 10年経過教員に対する研修については、該当教員を対象に授業や生徒指導、保護者との対応等における資質向上に必要な研修内容を定め、着実に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校では2名の教員が10年経験者研修を、幼稚園では4名の、中学校では1名の教員が20年経験者研修を、特別支援学校では3名の教員が若手教職員研修（4年経験者研修1名、5年経験者研修2名）を規定に従い適切に受講した。さらに各附属学校園では、教員の資質向上のため、新任教員に対する研修や研究授業、授業研究会等を計画的に実施した。
【297】 校内における現職教育研修を充実する。	【297】 新しく赴任した教員を対象に、教員に必要な資質の向上、授業・保育等における指導技術の向上に必要な研修について、その内容を定め、着実に実施する。	

II 教育研究等の質の向上に関する特記事項

○教育研究等の質の向上の状況

(1) 特色ある教育活動の展開

次の特色ある教育プログラムを新たに展開した。

① 「地域医療人育成プラットフォームの構築」【平成20年度採択：教育GP】

平成16年度に特色GPに採択された五島列島における「地域と連携した実践型医学教育プログラム」を更に発展させ、低学年から高学年までの6年一貫した地域医療教育体制を離島の保健・医療・福祉施設を中心に構築し、全教育課程を通して継続的に学ぶ「地域医療総合プログラム」として医学科カリキュラムに編成。また、医学部医学科と薬学部、歯学部、医学部保健学科または他大学医学部との大学・部局横断的な共修を実習として導入し、多様な職種の職能理解に基づく実践的なチーム医療教育を推進するプログラム。

② 「新興金融市場分析の専門家育成プログラム」【平成20年度採択：大学院GP】

中国・韓国の大学とのネットワークによる海外フィールド研究及び東京証券取引所でのインターンシップの実施、アジア市場の分析に焦点を当てたコース科目の実施、英語での講義等によるコミュニケーション能力の育成等により、アジアを中心とする新興金融市場で活躍する高度専門職業人の育成を目的とするプログラム。

③ 「国際保健分野特化型の公衆衛生学修士コース」【平成20年度採択：大学院GP】

国際基準を満たす国際保健学のカリキュラムの実施、開発途上国での短期フィールド研修と長期インターンシップの実施により、開発途上国の現場で活躍できる実践的な国際保健の問題解決能力を有する人材（公衆衛生学修士（MPH：Master of Public Health））の養成を目的とするプログラム。

また、継続して、「現代『出島』発の国際人育成と長崎蘭学事始」【平成18年度採択：現代GP】、「健全な社会を支える技術者の育成」【平成18年度採択：現代GP】、「PATプログラムによる地域共生力の育成」【平成19年度採択：現代GP】、「学生が自ら育む人間関係力醸成プログラム」【平成19年度採択：学生支援GP】、「がんプロフェッショナル養成プラン」【平成19年度採択】を推進した。

(2) 教育体制改善の推進

大学の理念に沿った学士課程を充実させ、社会に貢献することができるよう全学教育（教養教育）のあり方について総合的な見直しを行うため、学長室の下に外部委員を加えた全学教育検討ワーキンググループを設置し、検討を開始した。

(3) 教育改善支援の推進

- ・大学教育機能開発センターにおいて開発した教育指導支援システム「iPortfolioMaker」に教員ポートフォリオ作成機能を追加し、シラバス、授業評価結果、授業実施報告書、FD受講履歴などの教員の教育記録を集約できるシステムを構築した。
- ・学生による授業評価について、オンラインによる回答方式を本格的に運用し、オンラインでの授業評価を行い、評価結果を迅速にフィードバックする方法を確立した。

(4) 教育の国際化

国際協力の現場で即戦力となる人材を育成するために、国際健康開発研究科において、1年次生全員を対象にネイティブによる補習授業「国際保健コミュニケーション」を約7ヶ月間実施した。

(5) 入学者選抜方法の改善

入学者選抜方法の質を高めることを目的として、テスト・スタンダードを共通理解とするためのFDを開催した。

(6) 留学生支援の推進

留学生の生活環境を充実させるため、国際交流会館等の外国人留学生用宿舎の増築・改修計画をまとめ、平成21年度から整備することを決定した。

(7) COE及び重点研究10課題の推進

- ① 平成18年度に精選した重点研究10課題を推進するために、前年度に引き続き、学長裁量経費（重点研究課題推進経費）、間接経費（全学共通経費）及び本部目的積立金により、研究支援員の雇用、国際シンポジウム開催及び大型設備の整備・更新等の支援を行うとともに、グローバルCOEをはじめとする競争的外部資金獲得に向けた積極的支援を行った。その結果、平成20年度グローバルCOEプログラムに21世紀COEプログラムの成果を引き継いだ「熱帯病・新興感染症の地球規模制御戦略」が採択された。ベトナムプロジェクト拠点では、拠点共同研究室のNIHE・ハイテクセンターへの移転を行い、共同研究室の機能を充実させた。また共同研究機関等と合同でのフォーラム等の開催など積極的な活動を行った。
- ② 平成19年度グローバルCOEプログラムに採択された「放射線健康リスク制御国際戦略拠点」では、ベラルーシ共和国に「チェルノブイリ分子疫学調査研究プロジェクト拠点」を設置するとともに、WHOとの連携事業の展開、複数の国際シンポジウムを開催するなど積極的な活動を行った。
- ③ 重点研究10課題にあっては、学長、理事及び外部評価委員等による中間評価を行い、3年間の進捗状況について検証し、各研究課題の今後の推進体制について見直しを行った。

(8) 基礎的研究の推進

学内の特色となりうる基礎的研究を効果的かつ効率的に推進するため、大学高度化推進経費（公募プログラム）を見直し、平成21年度から新たに「ステップアップ・再チャレンジ事業」及び「若手教員への研究支援事業」を設けることを決定した。

(9) テニュアトラックプログラムの推進

テニュアトラックプログラムを順調に進め、助教を新たに3名採用（平成21年3月31日現在の在籍者：14名）した。

(10) 研究奨励金制度の開始

大学院博士・博士後期課程の学生に、主体的に研究課題等に取り組む機会を与え、必要な資金を支給する研究奨励金制度を設け、61名に支給した。（予算額：20年度下半期15,000千円）

(11) 国際連携研究戦略本部の活動

国際連携研究戦略本部では、グローバルCOEプログラムの海外拠点の支援を行うとともに、JICA技術協力プロジェクトの集団研修等の受託事業を行った。

(12) 社会連携・地域連携、国際交流等の推進

- ① 海外渡航に関連した健康相談や予防接種、他院からの輸入感染症診療に関する相談業務を行うとともに、全国の感染症専門医を対象に熱帯感染症に特化した教育セミナーを開催した。
- ② 長崎県と連携して幕末・明治期日本古写真コレクション及びグラバー図譜をテーマとする講義を行なうとともに、長崎歴史文化博物館と共同で幕末期の古写真アルバム展「オランダ人の見た幕末の長崎 - 長崎大学所蔵ボードインコレクション」を、国立大学協会及び同博物館との共催で大学改革シンポジウム「ボードインコレクション - 幕末長崎へのまなざし」を開催した。
- ③ 長崎県内における治験産業の誘致・創出を目指して産学で「長崎治験事業推進連携チーム」を結成して、「長崎県創薬・医工連携関連産業創出プロジェクト支援事業」に応募し、採択された。また、地元企業の活性化、企業の創生に貢献する工学部からの「離島へき地の在宅介護力向上のための遠隔ケアシステムの開発」の提案が、総務省の平成20年度戦略的情報通信研究開発推進制度に採択された。
- ④ オランダ王国ライデン市に長崎大学在ライデン国際交流推進室を設置した。これは、「現代『出島』発の国際人育成と長崎蘭学事始」【平成18年度採択：現代GP】に基づき、ライデン大学と本学との学術交流・教育交流の促進のため設置したもので、本学の学生及び教職員がライデン大学に留学や研究等で赴いた際の研修室として、またライデン大学から本学に留学する短期留学生のための事前研修室として活用するものである。さらに、上海海洋大学との学術交流の促進ため、本学及び上海海洋大学の双方に交流推進室を設置した。これは、環東シナ海海洋環境資源研究センターにおける日中韓の国際共同研究を推進するため、長崎大学—済州大学校交流推進室に次いで設置したものである。

○附置研究所・研究施設の「全国共同利用」について

① 独創的・先端的な学術研究を推進する全国共同利用がどのように行われているか。

平成20年度に採択されたグローバルCOE（課題名「熱帯病・新興感染症の地球規模統合制御戦略」）の中核を担う研究所として、その特色のひとつであるケニアとベトナムの直営海外教育研究拠点を活用したフィールド型国際共同研究と熱帯医学研究所を足場にした分析・解析型共同研究をバランス良く推進するために、平成21年度共同研究の公募にあたり、3カテゴリーの重点課題研究を公募し、運営委員による3段階評価に基づいて、4課題を採択した。

また、関連研究機関、学会等からの要望を受け、共同利用研究所としての活動を継続発展させるために、平成22年度からの共同利用・共同研究拠点の認定を文部科学大臣に申請した。

② 全国共同利用の運営・支援体制がどのように整備され、機能しているか。

研究所には、共同利用研究に関する重要な事項を審議するため、学識経験者を委員に含める長崎大学熱帯医学研究所運営委員会を置き、応募課題の評価、共同研究実施後の評価、共同研究の運営方針についての提言等を行っている。

また、海外教育研究拠点と熱帯医学研究所の一体性と相補性を強化し、現地と研究所双方に跨る共同研究の円滑な推進を図るため、研究所の組織を見直し、アジア・アフリカ感染症研究施設を設置した。

③ 全国共同利用を活かした人材養成について、どのような取組を行っているか。

若手研究者の支援拡大のため、平成21年度共同研究の公募に当たり、萌芽研究を若手研究と改め、採択枠も1件から2件に増やした。

また、重点カテゴリーのひとつである国際研究集会で、医療科学の博士課程、医学研究者、倫理委員会の委員、医療保健関係の大学の学生等を対象に、教育研究的な医学研究のための倫理に関する国際セミナーを前年度に引き続き実施した。

④ 当該大学内外の研究者及び社会に対する全国共同利用に係る情報提供について、どのような取組を行っているか。

ホームページを一新し、応募書類のダウンロードや研究課題に関する情報入手の利便性が更に向上した。また、英語版のホームページも開設しており、広く海外へ研究活動等の情報発信を行っている。

○附属病院について

1. 特記事項

① 一般の病院とは異なる大学病院固有の意義・役割を含め、教育研究診療の質向上や個性の伸長、地域連携や社会貢献の強化、運営の活性化等を目指した特色ある取組。

・肺移植や放射線障害による難治性皮膚潰瘍に対して自家脂肪由来幹細胞移植など最先端の医療の提供を行った。

② 特に、社会的・地域的なニーズや重要かつ喫緊の政策課題等への対応として顕著な取組

・社会問題化している周産期医療体制の整備に取り組み、新病棟開院にあわせて新生児集中治療室（6床）を設置し、地域周産期母子医療センターとしての認定を受けた。

・地域住民への医療・福祉の啓発のため、9月と10月の2回にわたり、生活習慣病の予防と健康維持の目的で、「生き生き健康ライフ講座Ⅷ」（公開講座）を開催した。また、糖尿病やリウマチ等の患者支援のための活動に積極的に参加するとともに、その活動を支援した。

③ 大学病院に関連する制度改正等の動向やその影響、或いは各々の地域における大学病院の位置づけや期待される役割など、病院の置かれている状況や条件等を踏まえた、運営や教育研究診療活動を円滑に進めるための様々な工夫や努力の状況

・原価計算の精度を高めるために必要なタイムレポートを2回実施し、データの精度向上のための検証方法として、医療情報ログシステムを新たに取り入れた。また、教員のモチベーション向上のため、診療稼働額を伸ばした診療科に対し、インセンティブとして有期雇用教員を新たに配置する方法を導入した。

・電子カルテによる処置オーダーシステムの始動にあわせ、IT医療情報ネットワーク（あじさいネット）に加入し、県内の基幹病院や各地の病院・診療所との連携・機能の分担を強化した。

④ その他、大学病院を取り巻く諸事情（当該大学固有の問題）への対応状況等、当該項目に関する平成20事業年度の状況

・韓国及び南米5カ国において在外被爆者の健康相談と被爆者国際データベースを構築するとともに、在韓被爆者と非被爆者を対象に、心の健康調査を韓国の大学と共同で実施した。さらに、旧ソ連圏、韓国、ブラジル及び日本より被ばく医療研修生を受け入れるなど、国際ヒバクシャ医療協力及び国際共同研究を推進した。

- ・研修制度の変更により、大都市部へ流出する若手医師に対し、研修医及び修練医確保策として、民間の住宅（マンション）を借り上げ、研修医等に貸与する契約を締結するとともに、県内5病院と連携して、研修医募集にかかる合同説明会及びブース説明会を実施した。

2. 共通事項に係る取組状況

(1) 質の高い医療人育成や臨床研究の推進等，教育・研究機能の向上のために必要な取組。（教育・研究面の観点）

- ・文部科学省による大学病院連携高度医療人養成推進事業「出島発，肥前の国専門医養成プログラム」において、佐賀大学ほか7校の大学病院と連携して、高度医療人（専門医）を育成し、西九州地域への専門医の定着を目指す、キャリア支援室を設置し、5名の教員（コーディネータ及び指導医）を採用した。
- ・長崎大学保健管理センターの長崎大学保健・医療推進センターへの改組に伴い、同センターに「保健・医療推進センターへき地病院再生支援部門」を設置して准教授を配置し、「へき地病院再生支援・教育機構」と連携して、平成19年度に終了の医療人GP「大学発“病院再生”による地域医療人育成」の事業を継続し、離島及びへき地における医療の支援を行った。また、地域に根ざした医療人を養成するために、地域の病院と連携し、初期研修医の受入、後期研修医の採用により研修教育を継続した。

(2) 質の高い医療の提供のために必要な取組。（診療面の観点）

- ・最高水準の医療の提供のために、地域周産期母子医療センター認定、ISO9001 継続承認及び病院機能評価の認定更新を行った。

(3) 継続的・安定的な病院運営のために必要な取組。（運営面の観点）

- ・IT 医療情報ネットワーク（あじさいネット）に参画し、地域医療機関との連携・機能の分担強化を図ることで在院日数を短縮し、平均入院単価を高めた。
- ・DPC（診断群分類別包括評価）のコーディング適正化のための院内講演会の実施など、精度の高い診療情報管理への意識改革を進めたことで、DPC 制度に適正に対応した診療報酬請求の環境を整えた。
- ・SPD（包括的物流管理システム）の導入で診療材料の適正在庫管理により、医療材料費を圧縮した。

○ 附属学校について

(1) 学校教育について

中学校では、基礎的・基本的な内容を重視し、個性を生かした学習指導を行うとともに、一人一人に応じた適切で迅速な生徒指導を行うため、学級数及び学級定員の見直しを行い、学級数の減（5クラス→4クラス）及び学級定員の減（40名→35名）を決定し、平成21年度入試から入学定員を140名（60名減）とした。また幼稚園・小学校においても、教育の充実を図るため、定員等の見直しを行い、幼稚園では平成21年度入園者から入園定員を80名（10名減）に、小学校では学級定員の減（40名→30名）を決定し、平成21年度入試から入学定員を98名（複式学級8名を含む）（30名減）とした。

また、附属小学校では、低学年（1・2年生）、中学年（3・4年生）、高学年（5・6年生）の複式学級を開設し、複式学級の在り方や学習指導法、カリキュラムの編成等についての研究を行い、教育実践力を高めるとともに、教員養成や現職教員の研修に生かした。また、その成果は、初等教育研究発表会の公開授業で発表した。

(2) 大学・学部との連携

教育学部と附属学校園では、教育学部・附属学校園協議会を定期的に開催し、教育実習の改善、共同研究の在り方、附属学校園の将来構想等について協議を行った。附属中学校の「学問探究」、「地域探求」等では、学部教員が共同で授業を行い、その専門性を附属中学校の授業へ生かした。各附属校園の研究発表会等においては、学部教員も参加し、教科、領域等の研究の指導、協力等を行った。

また、教育学部及び教育学研究科の教育実習委員会に各附属学校園の教育実習担当教員が構成員として参加し、教育実習及び実践授業研究等の充実に向けた協議を行うとともに、教育実習や実践授業研究等の編制及び授業計画の策定に参画している。附属学校園では、学部の教育実習、参加観察実習、大学院の教育実践演習、教職大学院の教育実習等で年間延べ約8,000名の学生を受け入れた。

Ⅲ 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

Ⅳ 短期借入金の限度額

中 期 計 画	年 度 計 画	実 績
1 短期借入金の限度額 44 億円	1 短期借入金の限度額 41 億円	実績なし
2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。	2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。	

V 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績
<p>重要な財産を譲渡する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・練習船鶴洋丸及び実習船鶴水は、新規実習船建造に伴い譲渡する。 ・附属病院の土地の一部（長崎県長崎市坂本1丁目 86.73 m²）を譲渡する。 ・経済学部土地の一部（長崎県長崎市片淵4丁目 2,455.75 m²）を譲渡する。 <p>重要な財産を担保に供する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・附属病院の病棟・診療棟等の整備及び病院特別医療機械設備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。 	<p>重要な財産を譲渡する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度計画なし ・年度計画なし ・長崎市へ都市計画道路用地として片淵キャンパスの敷地の一部を譲渡する。 （平成20年度は955.33 m²譲渡予定 全体計画は2,455.75 m²） <p>重要な財産を担保に供する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・附属病院の外来棟他の整備及び病院特別医療機械設備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎市へ都市計画道路用地として片淵キャンパスの敷地の一部 954.33 m²を譲渡した。 <p>担保物件の表示</p> <p>敷地 長崎市坂本一丁目 48 番 2 外 土地 86,808.20 m² 所有者 国立大学法人長崎大学</p> <p>建物 長崎市坂本一丁目93 番地, 58 番地11, 58 番地 9 建物 42,437.29 m² 所有者 国立大学法人長崎大学</p>

VI 剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績
<p>決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。</p>	<p>決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。</p>	<p>決算において発生した剰余金は、学内の老朽施設の改善、教育研究設備の計画的更新及び部局等の教育改革等対応事業に充て教育研究の質の向上を図った。</p>

Ⅶ その他 1 施設・設備に関する計画

中期計画			年度計画			実績		
施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源	施設・設備の内容	決定額 (百万円)	財 源
附属病院病棟・診療棟	19,455	施設整備費補助金 (2,419)	総合研究棟改修（医学系）	1,779	施設整備費補助金 (1,251)	総合研究棟改修（医学系）	1,833	施設整備費補助金 (1,305)
附属病院基幹・環境整備		船舶建造費補助金 (668)	外来棟他改修		船舶建造費補助金 (0)	外来棟他改修		船舶建造費補助金 (0)
小規模改修		長期借入金 (16,368)	小規模改修		長期借入金	小規模改修		長期借入金
附属実習船鶴洋丸建造		国立大学財務・経営センター施設費交付金	一般設備		国立大学財務・経営センター施設費交付金 (460)	一般設備		国立大学財務・経営センター施設費交付金 (460)
災害復旧工事		(0)				耐震対策事業		国立大学財務・経営センター施設費交付金
						医学部定員増に伴う学生教育用施設整備		(68)
<p>(注 1) 金額については見込みであり，中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。</p> <p>(注 2) 小規模改修について 17 年度以降は 16 年度同額として試算している。</p> <p>なお，各事業年度の施設整備費補助金，船舶建造費補助金，国立大学財務・経営センター施設費交付金，長期借入金については，事業の進展により所要額の変動が予想されるため，具体的な額については，各事業年度の予算編成過程等において決定される。</p>			<p>(注) ・「施設整備費補助金」のうち，平成20年度当初予算額147百万円，前年度よりの繰越額1,104百万円・金額は見込みであり，上記のほか，業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。</p>					

○ 計画の実施状況等

- ・総合研究棟改修（医学系）： 年度計画を実施した。事業は継続中。
- ・外来棟他改修： 年度計画を実施した。事業は継続中。
- ・耐震対策事業： 昨年度補正予算。全額を本年度に繰越。本年度実施した。
- ・医学部定員増に伴う学生教育用施設整備：本年度補正予算。一部を来年度へ繰越。

VII その他 2 人事に関する計画

中期計画	年度計画	実績
<p>*採用方針 教員選考に当たっては、民間・公私立大学・他国立大学法人等からの公募等による人材登用、外部資金を活用した採用等を推進し、国内外から広く優秀な人材を採用する。事務系職員等の採用に当たっては、地区単位の統一試験の利用を原則としつつ、専門的知識を必要とする職種については、大学独自の選考基準で採用する制度を検討する。女性、外国人、障害者に対しては、働きやすい環境・制度の整備を進める。</p> <p>*雇用方針 社会貢献活動を容易にする制度や変形労働時間制等の柔軟な人事制度の構築、中長期的な視野に立った適切な教職員の配置を進めるための仕組みの構築、適正な事務組織の再編等を通じて学内の人的資源を有効に活用するとともに、全体的な人件費を適切に管理する。すでに任期制を実施している組織に加えて、他の組織においてもこの制度採用の可否を検討し、実施可能な組織については、新たに任期制を導入する。また、大学への貢献度に応じたインセンティブを与えるシステムを充実させて組織を活性化させる。</p>	<p>*採用方針 「高齢者等の雇用安定等に関する法律」に対応して定年退職者の再雇用を実施し、「シニアスタッフ」として積極的に活用する。</p> <p>*雇用方針</p> <p>【人事評価】 教員については、業績評価をより適切に行うため、人事評価の基本方針に従って着実な人事評価を進める。事務系職員については、第3次試行結果を踏まえ、国家公務員の新たな人事評価制度の手法も参考にしつつ、評価システムを確立する。</p> <p>【テニュアトラック事業】 テニュアトラック事業の推進を継続する。</p> <p>【人員削減】 平成19年度に策定した人件費削減計画を着実に実行する。また、学長管理教職員のポストについては、全学的な立場から機動的かつ戦略的に運用する。なお、事務効率化プロジェクトチームによる検討結果等に基づき事務の効率化・簡素化を一層推進し、今後の業務の高度化、多様化及び専門化に対応する。</p>	<p>*採用方針 平成20年度定年退職者のうち労使協定の基準を満たした15名を次年度に再雇用することを決定し、平成21年4月1日現在で延べ44名をシニアスタッフ等として雇用了。</p> <p>*雇用方針</p> <p>【人事評価】 教員の人事評価については、平成19年度に確立した基準に基づき実施した人事評価結果を検証し、平成20年度の人事評価を実施した。 事務系職員については、第3次試行（平成20年1月～5月実施）の結果を基に、人事評価基準作成プロジェクトチームにおいて検討を行い、平成21年3月に評価システムの成案を得た。</p> <p>【テニュアトラック事業】 テニュアトラック事業に従事する助教を新たに3名採用し、事業を推進した。</p> <p>【人員削減】 人件費削減計画を計画通り実行し、学長管理教職員ポストを6増やし11とした。そのうち、教授1及び准教授2の学長管理教職員ポストを保健管理センターを改組し設置した保健・医療推進センターに配置した。 なお、人件費削減に向けて、人件費シミュレーションが可能となる新たな人事給与システムと事務効率化を目的とした新たな就業情報管理システムを導入し、</p>

<p>*人材育成方針 教員に対する現行の研修制度を維持するとともに、ファカルティ・ディベロップメントを充実して教育能力の向上を図る。事務系職員についても、職務に応じて法人内、九州地区及び全国的規模の研修を受けられる制度を充実させる。</p> <p>*人事交流 事務職員については、他の国立大学法人等と連携して計画的な人事交流が行える制度を構築し、多様な人材の確保と組織の活性化を図る。 また、教員については、人事交流を容易にする人事制度を整備する。</p> <p>(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 126,547 百万円（退職手当は除く。）</p>	<p>* 人材育成方針 教員については、引き続きファカルティ・ディベロップメントを充実し、教育能力の向上を図る。また、事務系職員については、OJTを実施しながら職務に応じて学内外の研修等を受講させることにより職務遂行能力の向上を図る。</p> <p>*人事交流 ・年度計画なし</p> <p>(参考1) 平成20年度の常勤職員数1,599人 また、任期付職員数の見込みを614人とする。 (参考2) 平成 20 年度の人件費総額見込み 20,949 百万円</p>	<p>本稼働させた。</p> <p>*人材育成方針 大学教育機能開発センターにおいては、教員が自らの教育・研究スキルを高めることを目的に、FD サマールワークショップを開催するとともに、教養セミナー、情報処理科目、外国語科目のFD ワークショップ等を実施した。また、経済学部・医学部・水産学部では専門教育に関するFD を、経済学研究科・国際健康開発研究科では大学院教育に関するFD を実施した。さらに、入学者選抜方法の質を高めることを目的に、テスト・スタンダードを共通理解とするためのFD を開催した。 事務系職員に対する評価システムの成案策定に伴い、評価者を対象とした研修を新たに実施し、評価能力の向上を図った。また、階層別、職能別、自己啓発に係る研修を引き続き実施するとともに、新たに若手職員による組織活性化セミナーを実施し、討議結果を踏まえ、事務組織活性化に関する提言書をまとめた。さらに、国立大学協会の支援を受けて、九州地区国立大学法人等テーマ別研修を企画・実施し、九州地区の各国立大学法人等から330名の参加があった。</p>
---	--	--

○ 別表1 (学部の学科, 研究科の専攻等の定員未充足の状況について)

学部の学科, 研究科の専攻等名		収容定員	収容数	定員充足率
		(a)	(b)	(b)/(a)×100
		(人)	(人)	(%)
教育学部	学校教育教員養成課程	780	884	113.3
	情報文化教育課程	180	193	107.2
経済学部	総合経済学科	1420	1592	112.1
	・昼間コース	240	260	108.3
	・夜間主コース			
	・編入学	30	38	126.7
医学部	医学科	595	624	104.9
	保健学科	452	455	100.7
歯学部	歯学科	320	326	101.9
薬学部	薬学科	120	124	103.3
	薬科学科	200	219	109.5
工学部	機械システム工学科	320	351	109.7
	電気電子工学科	320	443	※138.4
	情報システム工学科	200	197	※98.5
	構造工学科	160	239	※149.4
	社会開発工学科	200	169	※84.5
	材料工学科	200	278	※139.0
	応用化学科	200	182	※91.0
	各学科共通(編入学)	20	27	135.0
環境科学部	環境科学科	580	625	107.8
水産学部	水産学科	440	486	110.5
学士課程 計		6,977	7,712	110.5
教育学研究科	学校教育専攻(修士)	6	12	200.0
	教科教育専攻(修士)	32	31	96.9
	教科実践専攻(修士)	18	18	100.0
経済学研究科	経済経営政策専攻(前期)	30	32	106.7
生産科学研究科	機械システム工学専攻(前期)	60	73	121.7
	電気情報工学専攻(前期)	104	147	141.3

長崎大学

	環境システム工学専攻(前期)	72	63	87.5
	物質工学専攻(前期)	76	93	122.4
	水産学専攻(前期)	74	76	102.7
	環境共生政策学専攻(前期)	16	20	125.0
	環境保全設計学専攻(前期)	34	47	138.2
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻(修士)	12	14	116.7
	保健学専攻(修士)	24	41	170.8
	生命薬科学専攻(前期)	106	126	118.9
国際健康開発研究科	国際健康開発専攻(修士)	10	11	110.0
修士課程 計		674	804	119.3
経済学研究科	経営意思決定専攻(後期)	9	9	100.0
医学研究科	生理系専攻(博士)	-	(1)	-
	病理系専攻(博士)	-	(3)	-
	社会医学系専攻(博士)	-	(1)	-
	内科系専攻(博士)	-	(8)	-
	外科系専攻(博士)	-	(14)	-
	新興感染症病態制御学系専攻(博士)	-	(9)	-
	生産科学研究科	システム科学専攻(後期)	33	59
	海洋生産科学専攻(後期)	45	48	106.7
	物質科学専攻(後期)	42	20	47.6
	環境科学専攻(後期)	24	37	154.2
医歯薬学総合研究科	医療科学専攻(博士)	308	276	89.6
	新興感染症病態制御学系専攻(博士)	96	109	113.5
	放射線医療科学専攻(博士)	44	31	70.5

	生命薬科学専攻（後期）	64	48	75.0
博士課程 計		665	637	95.8
教育学研究科	教職実践専攻	20	24	120.0
専門職学位課程 計		20	24	120.0
附属小学校		768	663	86.3
附属中学校		600	626	104.3
特別支援学校		60	53	88.3
附属幼稚園		160	152	95.0
附属学校 計		1,588	1,494	94.1

※ 工学部は平成 18 年度学生募集から、機械システム工学系（機械システム工学系）、電気情報工学系（電気電子工学科及び情報システム工学科）、環境システム工学系（構造工学科及び社会開発工学科）、化学・材料開発系（材料工学科及び応用化学科）の 4 系で選抜を行い、機械システム工学系を除く 3 系においては 1 年次終了時に所属学科を決定する。この 3 系の 1 年次の収容数は学校基本調査時にはそれぞれ電気電子工学科、構造工学科、材料工学科に計上している。工学部全体で定員充足率は 116%となる。

○計画の実施状況等

定員充足が 90%未満となる学科・専攻

学部の学科・研究科の専攻等名		収容定員と収容数に差が生じた理由
生産科学研究科	環境システム工学専攻（前期）	<ul style="list-style-type: none"> ・志願者の減少によるもの ・有利な時期（学部卒業時）に就職を決めたい学生が増えているため。
生産科学研究科	物質科学専攻（後期）	<ul style="list-style-type: none"> ・ここ数年、経済的理由等により、社会人入学者が減少しているため。
医歯薬学総合研究科	医療科学専攻（博士）	<ul style="list-style-type: none"> ・志願者の減少によるもの ・臨床研修制度が義務化されたことに伴い、学部卒業直ちに大学院へ進学する学生が減少したため。 ・専門医への指向が強いため（研究能力より医療技術を重視する傾向にあるため）。
医歯薬学総合研究科	放射線医療科学専攻（博士）	<ul style="list-style-type: none"> ・志願者の減少によるもの ・臨床研修制度が義務化されたことに伴い、学部卒業直ちに大学院へ進学する学生が減少したため。
医歯薬学総合研究科	生命薬科学専攻（後期）	<ul style="list-style-type: none"> ・志願者の減少によるもの ・薬剤師の需要の好調により、前期課程（修士課程）修了後、博士後期課程への進学者が減少したため。 ・製薬企業が博士後期課程修了者を積極的に求めないため。